

平和で静かな空を求めて50年



厚木基地爆音防止期成同盟
2010年10月

「厚木基地爆音防止期成同盟」結成（一九六〇年九月二五日）

爆同の信条

1. われわれは世界の平和と全人類の共存共栄を希求する。
2. われわれは厚木基地が善意の市民に与えつつある生存上の脅威は本的人権を犯すものとしてあくまでも政府の責任を追及して、これら救済要求の貫徹を期す。
3. われわれは基地問題の抜本的解決の推進につき、不退転の闘い全精力を傾倒する。
4. われわれはその主義主張、政党政派のいかに問わず、われわれを支持する者と緊密な連携を保持するとともに、政党的中立を堅持する。



爆同運動の優れた歴史を継承発展させていこう

発刊にあたって

厚木基地爆音防止期成同盟 委員長 藤田 栄治



厚木爆同は結成五〇年の年を迎えました。私たちはこの機に「厚木爆同の五〇年はなんだったのか」をもう一度検証し、これからの闘いに備え、しっかりとした運動の基礎を築いていかなければならぬと思っています。

それは、厚木爆同という一市民団体が「爆音のない静かな空を返せ」という反基地運動を五〇年もの間闘いつづけてきたことの意義、重要性を再認識し、志半ばで倒れた鈴木前委員長をはじめ、多くの先輩たちが築いてきた、この優れた運動の歴史を引き継いでいく責務があるからです。

「爆音のない静かな空を返せ」という私たち爆同の悲願は残念ながらもまだ道半ばにも達していない現状にあります。五〇年に及ぶ血の出るような運動・努力にもかかわらず、米軍再編のうねりの中で厚木基地の機能は一段と強化され、また米軍・自衛隊による最新型戦闘機の配備などもあり、爆音被害はさらに拡大強化の方向に動いています。それだけに私たち爆同の運動は重要かつ長期に及ぶ闘いになっていくでしょう。

このような基地状況の下で、今新しい反基地運動が芽生えています。

私たち爆同は、過去三回にわたり爆音訴訟を起こし、そのいづれの裁判も「厚木基地の爆音は違法状態にある」とする判決を勝ち取りました。

このことは「静かな空を」と願うわれわれの主張が決して法外な要求ではなく、「正当な権利」であることを司法を通して認めさせたもので、世論に大きくアピールさせました。

そしていま私たちは七〇〇〇名の原告で「飛行差止め請求」を前面に掲げ、第四次爆音訴訟を闘っています。

こうした運動のうねりの中で、同じような爆音被害を受け裁判を闘っている、嘉手納・普天間・小松・横田・岩国・そして厚木基地の原告団が結集し、「違法状態の爆音」を放置している日本政府の責任を全国から追及し、爆音問題解消の突破口にすることをめざし、一昨年「全国爆音訴訟原告団連絡会議」を結成、運動の輪を全国規模に広げました。そしてその新しい運動は着々と成果をあげつつあります。

私たち爆同は、この全国連絡会議の運動の中心的な役割を担い、名実ともに「爆音のない平和で静かな生活環境を取り戻す」ための努力を続けていきたいと思えます。

厚木爆同結成五〇年、優れた運動の歴史を全爆同会員が力を合わせて継承・発展させていくことをお互いに誓い合います。

厚木爆同五〇周年記念誌 目次

発刊にあたって	1
目次	2
祝辞	3
写真で見る爆同—この一〇年の軌跡	5
爆同五〇年—闘いの軌跡	17
厚木爆同五〇年の闘い—平和で静かな空を求めて(年表)	
座談会	
爆同25年の歴史(採録)	65
40周年記念座談会(採録)	75
資料	
厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置	94
厚木爆同役員一覧表	96
騒音被害の苦情件数	100
年間騒音測定回数等の比較	106
厚木基地・周辺地図	109
編集後記	110

ご挨拶



神奈川平和運動センター

代表 宇野 峰雪

半世紀にわたる「爆同」の活動に心から敬意を表します。あわせて、神奈川平和運動センターの活動を強く支えていただいたことに、あらためて感謝します。

三次に及ぶ爆音違法の判決を無視し続け、第四次訴訟でも違法でない主張する国の有り様に、怒りを覚えます。

国は艦載機を岩国に移駐すると言いますが、横須賀を空母の母港として認める限り、騒音被害がなくなるはずはありません。「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」提供された米軍基地は、実態は極東から遠く離れたインド洋や中東への基地となっています。こうしたことも許せないことです。

平和憲法を高く掲げて、引き続き一緒に頑張ります。



原子力空母の母港化に反対し
基地のない神奈川をめざす県央共闘会議

代表 大波 修二

爆音防止期成同盟五〇周年史発行にあたり

厚木爆同結成五〇年大変おめでとうございます。

貴組織は市民が耐え難い爆音や航空機の墜落の危険に曝された健康と生命・人権を守るために五〇年の長きに渡ってその原因者である米軍、自衛隊の航空機の飛行規制等の内容で爆音を減少させるための運動を展開してまいりました。

しかし、相手がアメリカ国家と日本政府であるために闘いは必ずしも大きな前進はできませんでしたが、両政府に対して一定程度爆音に対して被害実態を認識させ様々な対策を講じさせています。同時に五〇年近くに渡ってアメリカの東北アジアにおける自由な侵略を抑制したのではないかと貴組織の運動を高く評価するものです。

更には日本国内各地で闘っている、平和愛好勢力や爆音訴訟の組織に大きな勇気と展望を与え有利に戦いは展開しています。このことは世界における正しい歴史を前進させ、優れた民主主義を発展させる闘いと機を一にするものです。これからも平和に向かって闘いを前進されます様希望致します。

新地平を迎える四次訴訟



第四次訴訟弁護団

団長 中野 新

厚木爆音防止期成同盟五〇周年、皆様大変御苦勞様です。現在七〇〇名を超える大原告で闘われている第四次訴訟は損害賠償はもとより、空港訴訟としては我国で始めて、民事・行政各訴訟をもって爆音の差し止めを請求しています。かつて最高裁は厚木一次訴訟判決の中で「行政訴訟においてはともかく民事訴訟では爆音の差し止めは許されない」とか、「米軍機に対する請求は我国の主権が及ばない」とかして、差し止め請求を棄却、却下しました。しかし今回は、行政訴訟も提訴され逃げ道はありませんし、米軍機についても日米地位協定に関する閣議決定や政府の有権解釈から、防衛大臣は施設管理権を及ぼせるものであることを明らかにしています。これらに加えて、日米安保条約の実態は、我が国の防衛が目的でなく、アメリカの軍事利益の確保が目的であることも暴露されるでしょう。故鈴木保委員長長の御霊に差し止めの判決を捧げたいと考えています。

厚木基地爆音防止期成同盟 結成五十周年にあたり



第四次厚木爆音訴訟原告団

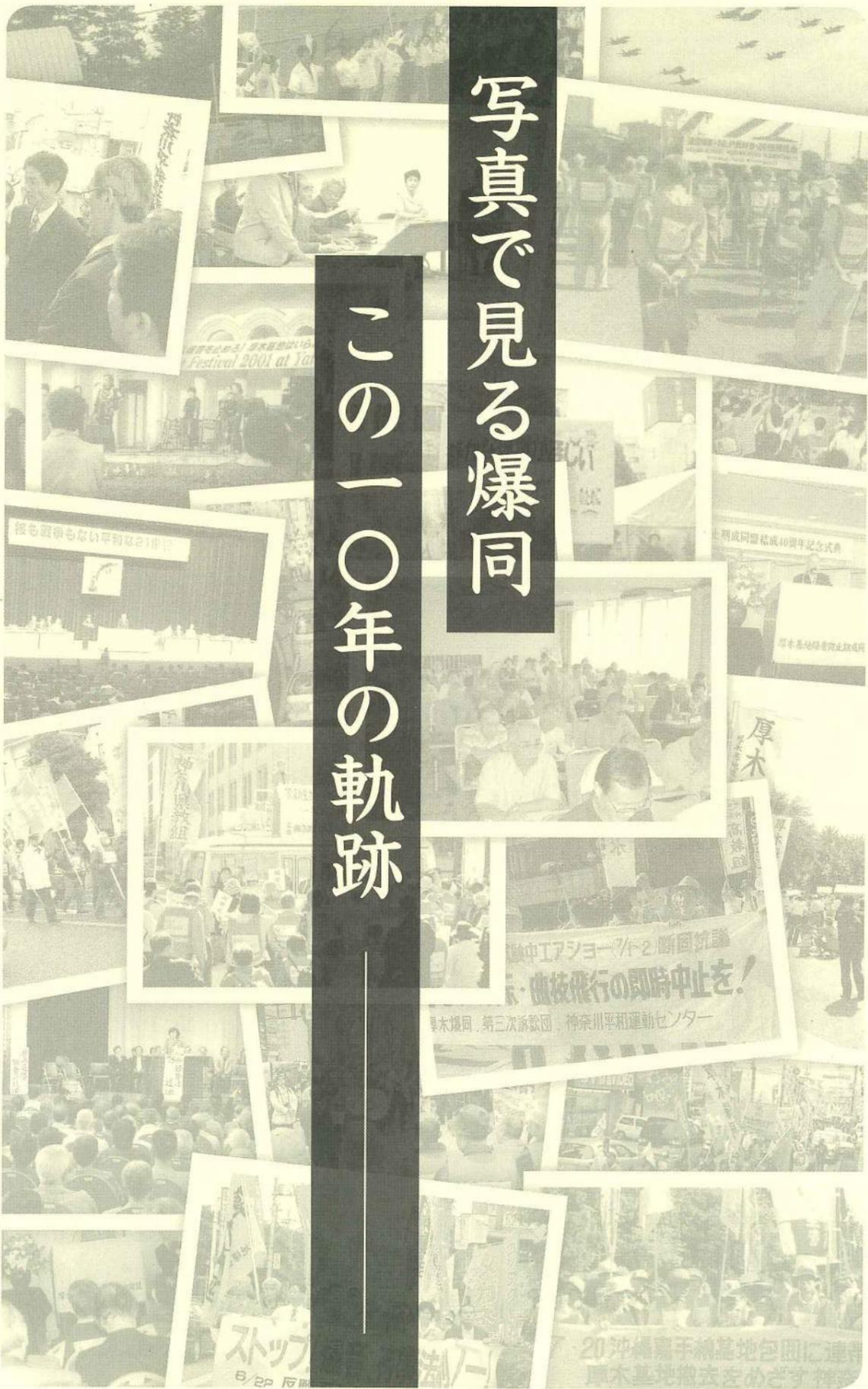
事務局長 斎藤 英昭

「厚木爆同」が結成以来一貫して、「厚木基地を撤去して、爆音のない平和で静かな空を取り戻す」ことをめざして、五十年もの長い間市民運動として揺るぎなく続けて来られたことに、県内はもとより国内・国外でも大きな評価を得ているところであります。その運動の一つとして、厚木爆同が最も力を注いできたのが「爆音訴訟」であります。一九七六年九月第一次訴訟提訴以来、三十五年間にわたる三次におよぶ裁判闘争で「爆音は住民の受忍限度を超え違法」の判決を勝ち取りました。

今私たちは、厚木基地周辺住民の悲願である「飛行差し止め」を求めて、厚木爆同の大きな支えを頂いて「第四次訴訟」を闘っています。また、厚木爆同は私たち「第四次訴訟団」に強大な力を与えてくれました。それは、全国六基地の周辺住民が「爆音被害の解消」を求めて裁判を闘っている七訴訟団が、二〇〇八年十二月に結成した「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」です。「全国の訴訟団」がお互いの共通の目的を達成するために、厚木爆同のご尽力で結成されました。私たち「第四次訴訟原告団」は、厚木爆同のご支援、ご協力を頂きながら、全国の仲間とも連帯して、一日でも早く「爆音のない平和で静かな空を取り戻す」闘いを進めて参ります。

写真で見る爆同

この一〇年の軌跡





2001年6月17日 爆同第41回定期代議員総会

2001年2月18日 第三次訴訟団総会

第三次厚木爆音訴訟原告代議員総会

平和で静かな空を!



2001年2月23日 NLP抗議行動



2001年11月18日 「違法な爆音を止めろ! 厚木基地はいらない!」11.18大行動

厚木基地爆音公害 第二次訴訟原告団終結総会



1999年9月11日 第二次訴訟の終結を確認

2000年6月29日
エアショー反対で米軍厚木基地に直接申し入れ



2000年4月13日 防衛省前で防衛施設庁への座り込み抗議行動



2000年9月18日
第三次訴訟のNLP現場検証、騒音測定



2000年10月26日 爆同結成40周年記念式典を開催



2003年6月29日 第三次訴訟控訴審勝利に向けた決起集会



F18・スーパーホーネット配備反対で座り込む鈴木委員長・真屋団長等



2003年11月13日 スーパーホーネット配備反対行動



2002年1月23日 第三次訴訟地裁結審



2002年4月 第三次訴訟地裁判決の前に各地で署名活動



2002年3月13～14日 厚木基地北側で「怒りの炎」行動



2002年11月7日 被告・国の不当な控訴に抗議



2002年10月16日 第三次横浜地裁判決報告集会



2005年3月3日 東京高裁へ向かう原告団 毎回地下鉄を利用



2005年7月26日 第三次訴訟東京高裁での結審を報告する真屋団長



2005年9月21日 横浜防衛施設局へ抗議



2005年7月30日 片瀬海岸へヘリコプター不時着



2005年8月1日 ヘリ不時着に抗議申し入れ



2004年4月3日 第三次訴訟控訴審現場検証

2004年11月20日 厚木基地行動



2004年11月20日 ピースフェスティバル 引地台公園



2004年10月2日 スーパーホーネット配備抗議行動



2007年6月 第四次訴訟のスタート 原告募集を呼びかける宣伝行動



2007年9月1日 第四次訴訟原告団結成式



2007年12月8日 大和集会



2007年12月8日 厚木基地ヘデモ

2006年7月9日 第三次訴訟判決を前に爆同第46回総会



2006年7月13日 東京高裁判決報告集会



2006年7月13日 東京高裁判決



2006年9月24日 第三次臨時代議員総会



2009年1月14日
韓国民主労働党代表団が爆同を訪れ鈴木委員長と交流



2009年5月18日 第四次訴訟現地進行協議



2009年9月2日 「ゆとりの森」で騒音測定

2009年9月3日
原子力空母ジョージワシントン入港



2009年9月26日 原子力空母入港抗議集会



2008年9月23日 厚木基地へ抗議



2008年5月12日
第四次訴訟第1回口頭弁論報告集会



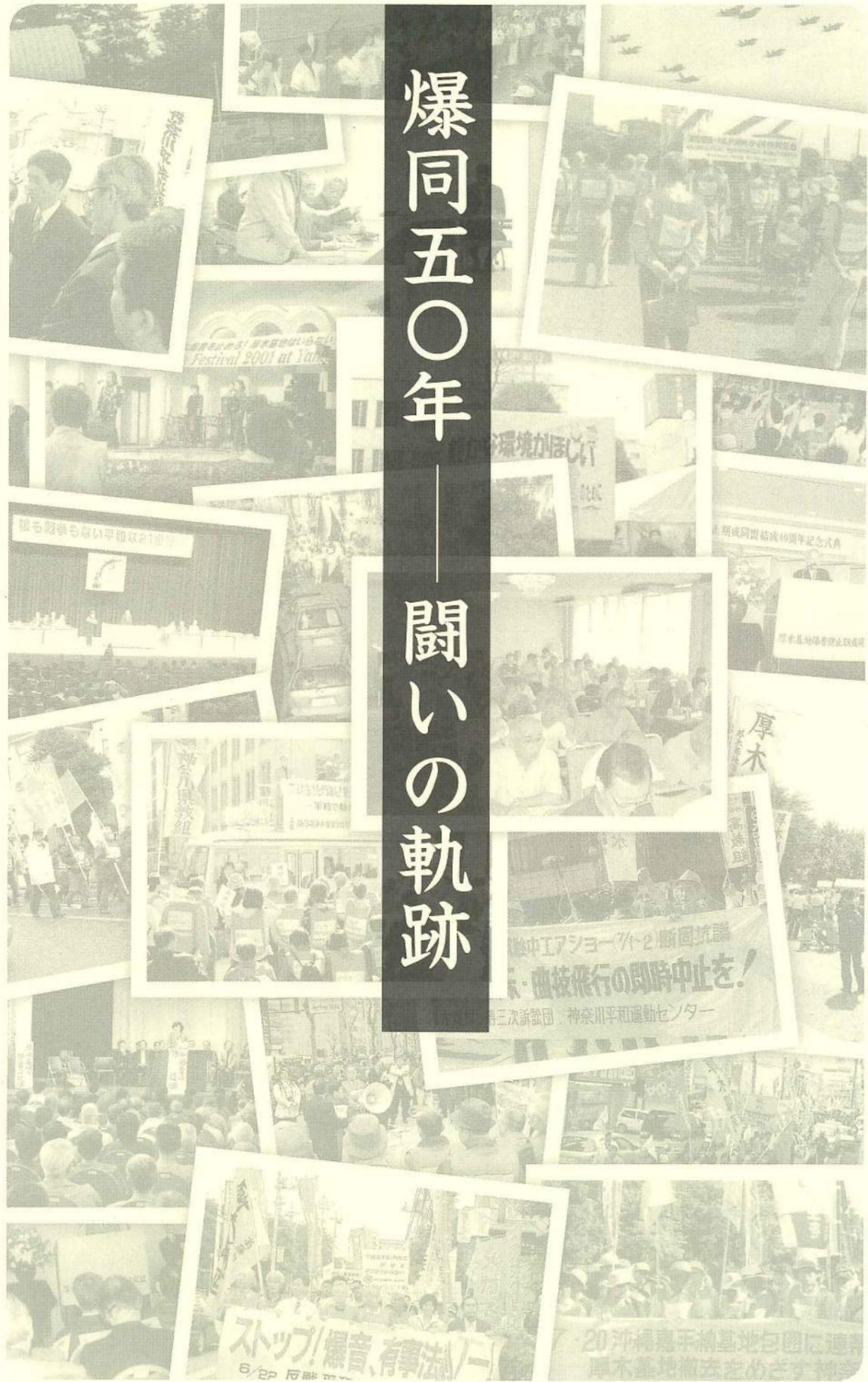
2008年11月20日 騒音測定



2008年9月23日 夜「怒の炎」



爆同五〇年
—
闘いの軌跡



2010年4月26日
第四次訴訟公判報告集会で鈴木委員長
この帰りに倒れ、27日未明亡くなる。



2010年5月23日
P-1 配備撤回を求め集会とデモ

2010年 各支部で第四次訴訟原告全員の陳述書作成が続く



2010年4月6日 爆同50周年記念事業で沖縄を訪問。嘉手納や、普天間訴訟団の皆さんと交流



1945年(昭和20年)厚木基地に到着したマッカーサー元帥



1946年(昭和21年)頃の厚木基地の旧管制塔

一・厚木基地の歴史

厚木基地は神奈川県中央部に位置し、大和市、綾瀬市にまたがる約五〇七ヘクタールの敷地を擁する。周辺には私鉄三線が乗り入れ、道路網が東西・南北に走り、交通の便の良い地域であるため、首都圏の住宅地として戦前から開発が行われ、人口過密地域となっている。

厚木基地の歴史は、一九三八年に旧日本海軍が航空基地として定めたことより始まり、一九四一年から帝都防衛のための海軍基地として使用された。一九四五年の敗戦による占領開始と同時に米軍に接収され、当初は米陸軍が補給基地として使用し、飛行場としては使用されていなかった。その後、一九五〇年の朝鮮戦争の



勃発に伴い、米国は極東地域に海軍航空基地を必要としたため、厚木基地は米海軍に移管され、荒れ果てた滑走路や建物の復旧作業が行われ、同年十二月一日に米海軍第七艦隊所属艦載機の修理、補給及び偵察基地として、「米海軍厚木航空基地」が発足する。

一九五二年にはサンフランシスコ平和条約の発効により旧安保条約及び行政協定が締結され、行政協定二条一項に基づいて、厚木基地は米軍の管理運営する飛行場基地として提供された。そして一九六〇年に調印された「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(新安保条約)」とその第六条に基づく「日米地位協定」によって、在日米軍は恒久的に日本に駐留することが位置付けられたため、それ以後、厚木基地は米海軍第七艦隊所属艦載機の補給・訓練を行う後方支援基地として使用された。一九七一年に基地の一部を自衛隊に移管することが日米合同委員会において合意され、米軍と海上自衛隊の共同使用が現在まで続いている。

こうした歴史的経緯から米軍の軍用機の訓

1961 (昭和36) 年	1960 (昭和35) 年	軌跡
5・18	10・16	厚木基地爆音防止期成同盟発足 厚木基地爆音防止促進市民大会
4・1	9・7	
7・19	8・30	神奈川県が厚木基地周辺の騒音調査
8・28	8・28	
7・19	8・28	全市自治会長との基地問題懇談会(同盟主催)
7・19	8・28	
7・19	8・28	爆音被害の六自治会代表で同盟結成の準備会を開催
7・19	8・28	
7・19	8・28	テレビ・ラジオ受信料不払い実力行使開始
7・19	8・28	
7・19	8・28	「厚木米軍航空基地周辺近隣地域住民に対する人権侵犯事件の調査方について」横浜法務局へ提訴
7・19	8・28	

厚木爆同五〇年の闘い——平和で静かな空を求めて

法政大学専任講師 朝井 志歩



練基地となったことで、厚木基地周辺では「爆音」、つまり騒音公害が発生した。一九五五年頃からジェット機が配備され、一九五七年から一九五八年にかけて行なわれた滑走路の延長工事によって滑走路が八〇〇〇フィート（二四三八m）になったことや、航空機の重量化に対処するために、一九五九年から一九六〇年六月にかけて行なわれた滑走路のかさ上げ工事によって、大型ジェット機の離発着が可能になり、飛行場としての機能の整備、拡張が図られていた。一九七三年一〇月に米海軍第七艦隊所属空母ミッドウェーが横須賀港に初入港し、横須賀基地が空母の母港とされたことよって、それ以降、空母艦載機が厚木基地に飛来して演習を行うようになり、厚木基地の爆音はますます深刻化した。

また、一九七三年一月に千葉県下総基地から、海上自衛隊航空集団司令部と第四航空群残余部隊が厚木基地に移駐し、一九八一年一〇月にも千葉県下総基地からの海上自衛隊第五一航空部隊が移駐し、自衛隊機の配備も増大していく。さらに、一九八一年一月にはP-3C対潜哨戒機が配備され、一九八二年二月から横須賀基地の空母艦載機によるNLP (Night Landing Practice 夜間連続離着陸訓練) が厚木基地で開始された。

このように、厚木基地での滑走路拡張によっ

て大型ジェット機の飛来が可能になったことよって、配備される軍用機の大形化や、横須賀基地の空母艦載機部隊の離着陸訓練の開始、移駐される自衛隊機の増大など、基地で訓練を行う軍用機の量的増大と質的変化が生じた。それによって、厚木基地周辺での昼夜を問わない爆音はますます激しくなり、住民が受ける被害は深刻化していったのである。

二、厚木基地周辺地域の人口の推移

前述したように、厚木基地は戦前から旧日本軍の海軍基地として使用が開始されたが、当時すでに宅地開発が行われてきた地域でもあった。一九二六年五月には現在の相鉄線（当時は



神中鉄道)が、一九二九年四月には小田急江ノ島線が開通し、小田急線沿線一帯を対象として林間都市開発が行われた。そのため、終戦を迎えた一九四五年には一万六二二人だった大和市の人口は、一九六〇年には四万

九七五人となり、わずか一五年で約四倍になった。急激な人口増加率は高度経済成長期にはますます著しくなり、一九七五年には一四万五八八一人と、一九六〇年から一五年間に人口が一〇万人も増加した。それ以後、人口増加率は年平均約一%となり、人口は緩やかに増加し、一九九〇年の人口は一九万四八六六六人、二〇一〇年九月現在では二二万六二二三三人である。

つまり、厚木基地周辺は元々は農地や空き地が広がる人口の少ない地域であったものの、首都圏近郊にあることと、交通の便の良さのため、戦前から宅地開発が進み、さらに高度経済成長期に爆発的に人口が増えた地域といえる。現在、厚木基地の騒音被害を受ける地域は、厚木基地が敷設されている大和市と綾瀬市のみならず、座間市、海老名市、相模原市、横浜市、藤沢市、東京都町田市など周辺一帯にまで及び、被害住民は約一五〇万人ともいわれている。そのため、厚木基地は人口過密都市の中にある軍用飛行場として、地域住民の生活に様々な影響を及ぼしている。

三、厚木基地による住民生活への被害の実態

三―一、騒音

厚木基地周辺では、前述したように配備され

る軍用機の数が増え、軍用機の機種が大形化し、空母艦載機による離着陸訓練基地となったことなどにより、一九五〇年代後半から現在まで、住民への騒音公害が深刻化してきた。

一九五五年頃から米海軍所属のジェット機が厚木基地に飛来するようになり、一九六〇年当時は、滑走路の特定部分を空母の飛行甲板に見立てて、艦載機の着艦訓練や離着陸訓練、慣熟飛行訓練等が行なわれ、滑走路至近距離空域内での低空旋回飛行訓練が頻繁に実施されていた。訓練飛行は三機またはその倍数で実施されることも多く、飛行経路下の住民は、訓練の多い日には、一日数百回に及ぶジェット機の騒音に悩まされたといわれている。さらに、ジェットエンジンを機体から外して行なうエンジンテストは、何の防音設備もない状態で早朝や夜間など時間帯を問わずに長時間行われたため、地上での騒音は滑走路から数キロメートル離れた周辺住民にまで多大な騒音被害を与えていたのである。

現在、厚木基地周辺では、七〇dB以上五秒間継続音を一回の騒音としてカウントする自動記録騒音計が設置され、騒音測定が行われている。こうした自動記録騒音計によって騒音状況が調べられている背景には、米軍基地の滑走路の管制実績という情報が非公開であったことがあ

1962 (昭和37) 年							1961 (昭和36) 年				
11・6	8・18	7・1	6・2	5・13	3・30	1・14	12・7	10・14	9・6	8・15	7・30
大和市基地対策協議会発足	常任委員会 (爆音増で悩む病院「聴診器も使えない」)	常任委員会 (同盟二周年記念行事について)	常任委員会 (補償要求推進運動要綱案について)	基地問題研究会開催 (講師 衆議院議員飛鳥田一雄氏)	爆音被害と救済策調査結果横浜法務局へ提出	第四十三回委員会 (「戦闘訓練違法の訴状」提出決める)	第四十二回同盟委員会 (テレビ受信料問題討議)	第四十回同盟委員会	横浜法務局人権擁護課、爆音の人権侵犯事実調査開始	県の厚木基地周辺第二回爆音調査	結成一周年記念大会開催

1964 (昭和39) 年						1963 (昭和38) 年					
11・24	9・27	9・8	5・23	4・5	2・10	12・4	5・26	5・9	2・17	1・13	12・4
同盟提唱による米軍基地司令官との懇談会開催	臨時代議員総会、(墜落事故に関して審議)	大和市上草柳の館野鉄工所に米軍機墜落4人死亡4人重傷	代議員総会運動方針等審議 (第4回)	原町田現町田市商店街に米軍機墜落4人死亡負傷31人	基地周辺民生安定法制定全国大会参加	横浜法務局と横浜放送局に抗議・陳情	第3回同盟定期総会	石井大和市長に基地問題等解決促進を要望	常任委員会 (地区別懇談会実施計画決定)	常任委員会 (基地周辺民生安定法について)	常任委員会 (基地周辺民生安定法について)

海上自衛隊厚木基地管制による飛行実態（福島みずほ議員入手）

年	区分/月	飛行実態												合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1999	自衛隊機	2,194	2,511	2,282	3,158	2,594	2,996	2,722	2,462	2,197	2,298	1,885	2,135	29,434
	米軍機	3,517	3,047	1,567	1,188	1,238	1,463	1,349	1,645	2,708	3,645	2,228	2,889	26,484
	合計	5,711	5,558	3,849	4,346	3,832	4,459	4,071	4,107	4,905	5,943	4,113	5,024	55,918
2000	自衛隊機	2,136	2,301	2,222	2,168	2,380	2,064	2,278	2,223	2,197	2,740	2,176	2,217	27,102
	米軍機	2,642	3,980	4,042	1,780	1,507	2,288	2,953	3,899	3,890	1,523	1,343	1,536	31,383
	合計	4,778	6,281	6,264	3,948	3,887	4,352	5,231	6,122	6,087	4,263	3,519	3,753	58,485
2001	自衛隊機	2,066	2,268	2,309	2,877	2,896	2,653	2,739	2,331	2,104	2,773	2,407	1,716	29,139
	米軍機	3,048	3,607	1,813	1,204	888	1,590	2,985	3,123	3,552	2,572	2,443	2,073	28,898
	合計	5,114	5,875	4,122	4,081	3,784	4,243	5,724	5,454	5,656	5,345	4,850	3,789	58,037
2002	自衛隊機	1,922	2,133	2,149	2,699	2,555	1,972	1,977	1,832	2,135	2,477	2,175	1,857	25,883
	米軍機	4,236	3,026	3,609	2,377	1,258	2,233	3,315	2,913	3,721	4,459	907	1,432	33,486
	合計	6,158	5,159	5,758	5,076	3,813	4,205	5,292	4,745	5,856	6,935	3,082	3,289	59,369

わたり、頭や耳の中へ突き刺さってくる。思わず体をすくめ、耳をおさえ怒鳴り散らす大人たち。子供はおびえて立ちすくみ、泣いて親にしがみついています」

「棚に置いておいた物が、爆音で落ちるくらい激しい音でしたから。お豆腐屋さんの瞬間的なラッパの音では、子供は起きないんですよ。それなのに、爆音だと起きるくらい。当時すごかったですね。それが絶え間無かったから。今は航空母艦が入った時とか、一定の決まった時期がありますよね。だけど、当時は時間的にも定期的にも決まりがなかったんですよ。それこそ二四時間、いつ果てるともなくという感じの音でしたから。親戚の子供が来ると、もうそこそ庭から何者に追いかけられたかというような勢いで、部屋に飛びこんでくるんですよ。だから、ああこの辺の子は少し慣らされたのかなってという怖さを感じましたけどね。それでも酷かったですね」

「私三人息子がいるんですけどね、小さい時は庭で遊んでいて、耳をふさいで、うちへ飛び込んできましたよ。それから、孫が一時小さい時にそうでした」

軍用機が低空で頻りに頭上を飛び交うことは、単に「うるさい」というだけではなく、テレビや電話の音が聞こえない、会話が損なわれるなど、日常生活への影響は甚大である。また、安

1968 (昭和43) 年	1967 (昭和42) 年
10・12	12・16
8・25	9・2
8・5	7・2
6・23	5・28
5・19	5・11
1・21	2・11
臨時代議員会（鈴木強参議院議員と懇談）	臨時代議員会（市の基地行政の経過と対策について）
定期代議員会総会運動方針、基本方針等審議（第8回）	代議員総会、運動方針予算案等審議（第7回）
緊急代議員会（米海軍厚木航空基地の即時返還と安全対策の確立強化に関する要望）を政府アメリカ大使等八カ所へ提出	執行委員会（石井大和市長と基地行政に關し懇談）
同盟と防衛施設庁、横浜施設局との懇談会開催	執行委員会
「大和市民総決起大会」開催 同盟主催 後援大和市基地対策協議会	執行委員会
代議員会（今後の運動のすすめ方）について協議	執行委員会

厚木基地の騒音の実態を把握するには、厚木基地を使用する航空機の管制実績を調べるのが最も確実性の高いデータといえるが、国や米軍は米軍基地の管制実績を長い間公表してこなかった。二〇〇二年九月に社民党の福島瑞穂衆議院議員による政府への質問主意書の提出によって、初めて厚木基地の管制実績が公表されたのである。それによると、厚木基地での年間管制回数は一九九九年に五万五千九百八回、二〇〇〇年に五万八千四百八回、二〇〇一年に五万八千三百七回、二〇〇二年に五万九千四百七回であり、一日の平均回数は約一六〇回に上る。

これまで長い間、厚木基地の管制実績が公表されず、一方で住民からは騒音の解消を求め、要求が地元自治体や神奈川県に対して突きつけられていたため、騒音の実態を客観的に把握し、国に対して改善を要請するデータとするため、県と自治体は協力して騒音測定の実地観測調査を行なってきた。一九六〇年八月三〇日から九月七日までの間、厚木基地周辺で初めて航空機騒音実地観測調査が実施された。その後、一九六一年から一九六三年までにも県と自治体は実地観測調査を実施し、一九六四年五月に神奈川県は自動記録騒音計を購入し、一九六九年まで随時調査を行なった。そして、一九六九年一月から、神奈川県は自動記録騒音計による常時測定調査を開始した。厚木基地周辺の複

数地点に自動記録騒音計が設置され、常時騒音測定が行なわれ、年間騒音測定回数、最高音、一日平均測定回数、80dB以上の比率等の集計結果が公表されている。また、大和市や綾瀬市などの厚木基地周辺市においても、独自に騒音計を設置し、年間を通し常時騒音測定が行なわれている。

一九六〇年当時は、一日の平均飛行回数が七八八機、一時間当たり三三機、二時間に一機の割合で住民の頭上を低空で飛び交い、音量の最高は一二九ホーンであったと記録されている。厚木基地の被害住民による以下の訴えから、当時の騒音による被害の深刻さが窺える。

「グォーン」「グォーン」「グォーン」という騒音を発しながら民家の上を低空で通過する米軍機。『ドドド』『バリバリ』『グォーン』という騒音を残してけたたましく発進する艦載機。それは最早、騒音という生易しいものではなく、轟音、暴音、痛音であり、被害住民の腹の底まで響き



自動記録騒音計アンテナ

1966 (昭和41) 年	1965 (昭和40) 年
12・17	12・1
11・19	9・10
9・15	9・4
5・22	6・26
4・22	5・27
1・30	5・5
執行委員会（防衛施設周辺整備法案対策）	4・24 代議員総会（第5回）
執行委員会（放送法改正案を協議）	5・5 米軍ジェット機相模原米軍住宅地に墜落11人死傷
代議員総会、運動方針、予算案等審議する（第6回）	5市三町厚木基地移転促進実行委員会
厚木米軍基地司令官及び幹部将校と懇談	同盟執行委員会
石井大和市長を招き基地対策への見解を聞く	執行委員会（基地問題講演会実施等につき協議）
執行委員会	「飛行規制協定」違反に抗議、「深夜飛行の絶対禁止」要望
	同盟執行委員会



破壊され炎上した館野鉄工所の内部。矢印の遠方約140mの所からここへ突っ込んできて工場に激突した。(尾形 齊さん撮影)

は、一人の死傷者を出した。また、一九七七年九月に横浜市緑区で発生した米軍機の墜落事故は、三歳と一歳の幼児が全身火傷で死亡、その母親も四年余りの火傷等の闘病生活の後に死亡し、その他六名が重軽傷を負うという痛ましい惨事となった。この墜落事故は「パパママバイバイ」という作品になり、映画化された。これらの事例から分かるように、ひとたび墜落事故が起こると、厚木基地周辺は人口が過密化した住宅地や市街地であるため、死傷者が出る大惨事となってしまうのである。

以下は、米軍機の墜落当時の恐怖と住民の受けた衝撃の記録である。一九六四年九月に館野鉄工所に米軍機が墜落した時、子供が館野鉄工所の近くの鶴間幼稚園に通っていた住民は、衝撃を以下のように語っている。

「鶴間幼稚園はここからすぐ。だから、館野鉄工所へ落ちた時は、本当に〇〇何秒くらいで、幼稚園じゃないかということ、あの音がした時は私たち飛んでいったんですよ。そうしましたら、『二言いって下さい』なんて言われて、ラジオでしたけど、引っぱり出されたということもあつたんです。爆弾が破裂したとか、地響きを上げたような音でした。すごい音でした。どこであつたかは分からないけど、幼稚園に子供がいたもんで、下の子をおぶって飛んでいったということで、本当に怖いと思いまし

1972 (昭和47) 年					1971 (昭和46) 年				
11・28	11・12	7・23	7・16	5・21	12・26	12・23	12・19	9・11	8・21
横須賀母港化撤回の要望書を横須賀市に提出					自衛隊民間航空共同使用計画阻止大集会「提灯デモ」				
動と組織拡大運動					厚木基地自衛隊民間航空共同使用計画破壊跡地の平和利用実現の署名簿を市議会、県議会に請願書提出				
第2回基地追放日(市内宣伝活動)					自衛隊移駐反対の市内宣伝活動				
第1回基地追放日(市内自動車パレード車20台)					自衛隊移駐同意の市議会を傍聴、抗議				
基地返せ」の看板建てる					自衛隊移駐に抗議基地滑走路北側で坐り込み				
定期代議員総会(年2回以上の基地追放日を決める)(第12回)									
市内10カ所に「自衛隊帰れ」基地返せ」の看板建てる									

眠や休息の妨害などによるストレスといった精神的被害や、難聴といった身体的被害も生じていて、その実態は以下の言葉に表れている。

「子供は難聴になって、それも爆音かどうかは、確かな事は言いませんよ。いくら呼んでも返事しないんですよ。これは親に子供心ながら反抗しているんだと思っていたら、難聴だったということ。子供は試験の入学の時期が、一番苦労しましたね。難聴の理由もそうだし、勉強していると気が散るらしいですよ。絶え間ない爆音でしたからね」

絶え間ない爆音にさらされることは、周辺住民の日常生活に顕著な影響をもたらすのである。そうした基地周辺での被害の苛烈さは、他の地域に住む人が発する爆音への驚きや衝撃によって、改めて気づかされることもあるといわれている。

「横浜の友達なんかたまに来ると、道路工事やっているのって言われちゃう。爆音だわよって言うと、すごいわねって」

「電話なんか、『悪いわね』というのと、『あんたまだガードの下に住んでいるのっ』って言われるんですけどね。相手にはそのくらいに聞こえるらしいですよ」

「道路工事」や「ガード下」と表現された言葉から、厚木基地周辺住民が他の音を遮断するほどの轟音に、日常的に曝されている様子が窺

え、こうした日常は、静穏な環境に暮らす外部の者から見ても、異常ともいえる生活環境なのである。長年厚木基地周辺で暮らしていると、「ある程度は騒音に慣れる」とは言われる。しかし、その「慣れ」とは、基地騒音に対して「うるさい」と感じなくなるということを意味するのではない。それは、100dBを越える騒音にさらされても、もはや驚くこともなくなるという「慣れ」であって、基地周辺の住民たちは、やはり騒音をうるさいと感じ、憤っているのである。

三二・墜落

軍用機による被害とは騒音だけではなく、墜落への恐怖という被害もある。厚木基地周辺地域では、過去に二〇五件の墜落、不時着、落下物等の事故が発生している。特に、六二件(神奈川県内のみ)もの墜落事故は、住民の生命を奪い、住宅密集地域ゆえの大惨事となる危険性を常に内包していることの表れといえる。

厚木基地周辺で凄惨な被害を発生させた墜落事故は、以下の四件である。一九六四年には四月に原町田に米軍機が墜落し、死者四人、重軽傷者三人を出した事故が発生し、九月には大和市上草柳の館野鉄工所に米軍機が墜落し、死者五人、重傷者三人を出した。一九六五年五月に起きた相模原米軍住宅地での墜落事故で

	1970 (昭和45) 年			1969 (昭和44) 年			
6・27	12・21	8・30	5・17	11・9	8・15	5・25	11・24
定期代議員総会(基地跡地の平和利用について)(第11回)	執行委員会	「厚木基地平和利用実現総決起大会」(保健所前広場)	定期代議員総会(基地の早期返還要求等審議)(第10回)	爆同結成10周年記念要求貫徹集会	基地滑走路北側に2日間坐り込みの実力行使を実施	定期代議員総会運動方針予算案議(第9回)	臨時代議員会(厚木基地撤去大和市民連合結成)を呼びかけを決定)
						水素入り風船闘争で飛行阻止を代議員会で決める	
						定期代議員総会運動方針予算案	

た。音がちよつと異常な音がすると、飛び出していきましたね。子供が離れているわけだから、ちよつと異常な音がすると、もう子供のことが気になつちゃうんで」

また、一九六四年四月に起きた原町田での墜落事故の様子を、町田に実家があり、厚木基地の滑走路から約二kmの所にある現在の住居に結婚のために転居してきた住民は、このように語った。

「私の実家は町田の二丁目なんですけど、二丁目に落ちているんですよ。それで、母の実家が落ちた家の道路を挟んで前。だから母がたまたまそこでお茶を飲んでいて、そしたら土台のこんな大きな石が、屋根を越して屋根に降ってきたのね。昔はコンクリなんてやらないで、石を置いたんですよ、土台石って。それが落ちてきたのね。悲惨でしたよ、あの時は。直接落ちた所が、私の女学校の同級生のお宅で、私すぐに行ってみたんですよ。そしたら、こんな大きな穴が空いていて、米軍が銃を持って警備している、取り片付けをしているのは、日本の自衛隊。それで、私が柵になっていたらけど中入らしてて。それで、母の実家には落ちなかったけど、爆風でだいぶ痛んだけど、あれが空中で一秒、二秒の差で、私の実家だったかもしれない。その五、六軒先だから。だから母は命拾いましたし」

人口の過密地域で、しかも住宅地の上空での軍用機の飛行訓練は、一度墜落事故が発生した場合に死傷者を出す危険性が高い。そのため、上記した聞き取り調査で語られた言葉から窺えるように、直接の被害者以外の、墜落事故の生じた地域に住む大勢の人々に、「もしかしたら自分や家族も被害者になったかもしれない」という恐怖を与えるのである。

このように語られる米軍機の墜落とは、過去に起きた事故として意識されているのではない。上空を低空で米軍機が飛行している状況は現在も続いているため、大惨事が起きる危険性は変わらず、いつか墜落するのではないかと、現在にまで続く墜落への恐怖を住民に与えている。そして、飛行訓練が続く限り、厚木基地周辺の住民は墜落への恐怖心を絶えず抱えながら生活していかなければならない重い負担を背負わされているのである。

四、爆同の結成

四一・厚木基地爆音防止

厚木基地の騒音に苦しんでいた地域の住民たちは、一九六〇年に「厚木基地爆音防止期成同盟」を立ち上げ、現状の打開のために運動を開始した。

一九六〇年といえば、安保闘争で日本中が沸き返っていた時期であるが、厚木基地周辺住民による爆同は、安保ともイデオロギーとも無関係に、政治には全くの素人が「生活防衛」を求め、騒音被害の救済を求めて始めた運動である。「そういう政治的にね、信念とか、イデオロギーだとか、安全保障がどうあるべきか、そういうのは全然ない。とにかく、これじゃあ生きていけないのだと、何とかしなくちゃどうしようもないのだ」といった切迫感から始まった運動だといわれている。

ジェット爆音消せ

空で脅威開期成同盟結成

厚木基地の騒音被害に苦しむ住民は、生活防衛を求めて、一九六〇年に「厚木基地爆音防止期成同盟」を結成した。この同盟は、厚木基地周辺の住民を中心に、爆音防止を目的として活動している。同盟の結成は、厚木基地の騒音被害が深刻化している中で、住民の自発的な組織化の動きを示している。同盟の活動は、爆音防止のための運動、住民の相互支援、行政への要望などである。

運動の立ち上げは、大和市に一九六〇年前後に転居してきた、爆音の激しい滑走路北側の上草柳の一八戸の住民たちによって始まった。

当時は、一九五七年から一九六〇年にかけて

行なわれた滑走路の延長工事とかさ上げ工事によって、大型ジェット機の離着陸が可能になった直後であった。滑走路の工事中には実施されなかった米軍機の飛行訓練が、工事後の一九六〇年六月一日の早朝にいきなり実施され、自宅の真上を米軍ジェット機が飛行したことで、転居してきたばかりの人たちは、初めて基地による爆音を知ったのである。

「百雷同時に打つ」と表現しても決して誇張ではない天地を揺るがす爆音に耳をおさえ、三歳の次男が家内に、五歳の長男が私に抱きついてきた。何が起ったのか飛び出してみたら、ジェット機が飛んでいると。そういうことで、皆、あつと驚いたわけです」と当時の衝撃が記されている。

厚木基地周辺に転居してきたばかりの人たちは、買ったばかりの新居の近くに厚木基地があることを知らなかったといわれている。それだけでなく、そもそも米軍機による爆音の実態を知らなかった人や、「厚木基地」だから厚木市にあるものだと誤解していた人も非常に多いのである。さらに、転居の際に、厚木基地が存在し爆音が著しいことを、宅地開発をしたディベロッパーも不動産屋も、住宅購入者に伝えなかったため、転居後に初めて爆音の実態を知り、彼らは驚愕したのである。

こうして、転居してきたばかりの住民たち

1974 (昭和49) 年					1973 (昭和48) 年				
10・10	9・8	6・12	5・19	3・30	11・30	10・6	8・11	5・13	2・18
北海道長沼ミサイル基地訴訟の原告団と交流	館野鉄工所ジェット機墜落10周年(現地で追悼)	厚木自衛隊司令官に会見、爆音増大に抗議	定期代議員総会(「騒音訴訟」を提案満場一致可決(第14回))	NHK藤沢営業所にテレビ受信料集金問題で抗議	「ミッドウェー母港化、及び自衛隊配備反対大和集会」	空母「ミッドウェー」入港、横山横須賀市長に「艦載機」は引き取れと抗議する(大和より車6台で横須賀へ)	「航空集団司令部移駐阻止市民大会」提灯デモ	定期議員総会(横須賀母港化、航空集団司令部移駐反対を決議)(第13回)	第3回基地追放日(市内自動車パレード宣伝活動)

1976 (昭和51) 年				1975 (昭和50) 年						
8・29	5・23	3・28	3・14	10・19	8・30	8・2	7・31	7・8	6・15	10・24
原告団、結団式原告92名、団長鈴木保	定期代議員総会(訴訟闘争方針等を審議)(第16回)	爆音公害訴訟準備委員会発足	臨時代議員総会(「爆音公害訴訟」を提案満場一致で可決)	臨時代議員総会(線引き反対の署名運動を決定)	「厚木基地撤去、線引き反対市民大集会」提灯デモ	NHK藤沢営業所にテレビ受信料問題で申し入れ	新整備法反対、防衛施設庁へ抗議(バスで50名参加)	防衛施設周辺の生活環境整備法の説明会	定期代議員総会(生活環境整備法について論議)(第15回)	「ブロック」核証言で防衛施設庁へ抗議申し入れ

は、厚木基地の爆音への対処を求めて運動を開始した。地域の自治会が発足したのが同年五月二日であり、住民としてまだ地域での双方の人間関係も出来ていないうちから隣近所で話し合い、皆で現状打開に取り組もうという合意形成をした。自治会長への陳情に始まり、市役所や座間防衛施設事務所などへ、連日のように入れ替わり立ち替わり足を運び、爆音の激しさを訴え、改善のために努力してくれるように頼んだ。「お百度参り」と自嘲気味に語られるほど、訴えかけを続けながらも、誠意の感じられる返事はもらえなかったといわれている。そのため、他の自治会にも呼びかけて三六五戸が集まり、爆音の解消と転居したい人が転居できるような措置を求めて、「厚木基地爆音防止有償疎開期成同盟」が一九六〇年七月二三日に発足した。その後も陳情や請願を市や県や国に対して行うものの、何ら対策が講じられない現実を目の当たりにし、転居ではなく基地移転を運動目的とし、さらに移転されるまでの間の基地機能を減殺する補償を求め、一九六〇年九月二五日に「厚木基地爆音防止期成同盟」と改名された。活動方針の転換をした当時の心境として、「話にならない。ここに住んで、定着をして運動をさちつとやって、基地を退かすしかない。我々が金もらって出てくんじゃなくて、我々は闘って基地をなくそう」と、結成当時から爆

同の活動に関わってきた会員は語っている。

四―二― 爆同の組織

爆同は一九六〇年に結成されてから現在に至るまでの五〇年間、厚木基地のある大和市を拠点として活動が続いている市民運動団体である。爆同が信条として掲げているのは、以下の四つである。

- (1) われわれは世界の平和と全人類の共存共栄を希求する。
- (2) われわれは厚木基地が善意の市民に与えつつある生存上の脅威は基本的人権を犯すものとしてあくまでも政府の責任を追及して、これら救済要求の貫徹を期す。
- (3) われわれは基地問題の抜本的解決の推進につき、不退転の闘いと全精力を傾倒する。
- (4) われわれはその主義主張、政党政派のいかに問わず、われわれを支持する者と緊密な連携を保持するとともに、政党的中立を堅持する。

この四つの信条は、爆同が結成された一九六〇年九月二五日に作られ、現在も爆同の活動の根幹となっている。

結成当初、爆同は自治会を中心として結成されたこともあり、会員は一世帯一会員という世帯加入方式を現在も採っていて、会員数は現在約二〇〇〇である。会員が一〇から一五ほど集まってグループとなり、そのグループが五、六ほど集まって支部を作り、各支部を支部長が統括している。二〇〇〇年には支部は厚木基地周辺六市にまで広がり、現在の会員は約二千世帯である。

四―三― 有償移転

爆同の活動が、当初は有償疎開という移転補償を求めた活動から始まったことには、当時、基地周辺で起こっていた農耕補償を求める運動が背景にある。

厚木基地周辺の農耕地では、ジェット機の離着陸によって生じる騒音や風圧のため、農作業に支障をきたし、農家は経営上の損失を被っていた。この損失を補償するための制度が、「農業労務損失補償」であり、補償対象期間を一九五二年度まで遡及して、一九五五年から補償されるようになった。この制度は、厚木基地周辺地域に以前から住んでいた住民が、うるさくて農作業が十分できないため農耕補償を求める運動によって誕生した制度であった。地域でのそうした運動を知り、爆同では一九六〇年当初、有償移転への補償制度を求めたそうだ。当時の

経緯を、結成当初から爆同の活動に関わってきた会員は、以下のように語っている。

「農作業をやっている時に、頭の上を飛行機が飛んじやって、うるさいし、墜落するんじやないかという感じがあって、農作業が十分出来ない。だから、農耕補償を出せという運動をお百姓さんは始めたんですよ。六〇年です。で、お百姓さんがいいことやってるじゃねえか、じゃあ俺達もやろうというので」

厚木基地の滑走路に最も近い地域では、民家の集団移転が国の政策として一九六〇年一月から始められた。一九六六年までに大和市で一八〇戸、綾瀬市で四一戸、計二二二戸が集団移転した。こうした集団移転は有償で行なわれたものの、住民に対して有無を言わせない強制であったと言われている。そして、対象となつた地域が騒音の被害を受ける範囲と比べて非常に狭かつたため、対象区域から外れる住民は多かつた。さらに、当時、移転補償も土地の買い上げも、防衛施設庁の査定があまりにも低額であったと指摘されている。大和市における宅地買い上げの坪当り価格は一九六三年度に五六〇〇円であり、また、土地の公示価格の六割しか国は救済してくれなかったと言われている。公示価格の六割では、他の土地に新たな住居を構えることは住民にとって負担が大きかつた。当時、市民運動を始めた爆同の人たちは、新たに

1977 (昭和52) 年						1976 (昭和51) 年		
9・27	9・18	9・10	7・18	6・5	5・23	3・7	11・2	9・8
狩り「勝沼へバス4台	秋のレクリエーション「ぶどう	撤去」の大集会	横浜地裁第4回公判 65名参加	定期代議員総会(訴訟勝利基地撤去を決議)(第17回)	横浜地裁第3回公判 原告61名参加	横浜地裁第2回公判、原告61名参加	米軍輸送機(C・1)基地内墜落乗員6名即死	横浜地裁に訴訟提出、バス2台に原告全員参加
横浜市緑区へ米軍ジェット機墜落、幼児2名死亡(のち土志田和枝さん死亡)							陳述原告83名参加	「厚木基地撤去被害訴訟勝利九・八市民総決起大会」(やまと公園)

1979 (昭和54) 年		1978 (昭和53) 年								
6・18	6・10	10・11	8・23	6・28	5・17	5・14	3・22	1・18	1・6	10・19
横浜地裁第12回公判(「早期判決」合意)	定期代議員総会(第19回)	横浜地裁第11回公判(鈴木委員長原告反対尋問(国側))	横浜地裁第10回公判(鈴木委員長原告本人証人尋問(原告))	横浜地裁第9回公判(真屋求原告本人証人尋問(原告))	横浜地裁第8回公判(真屋求原告本人証人尋問(原告))	定期代議員総会(第18回)	横浜地裁第7回公判 原告40名参加	横浜地裁第6回公判 原告43名参加	弁護士大和にて、予備検証原告宅へ合宿	横浜地裁第5回公判(緑区墜落事故追求)原告88名

住宅を建てて転居してきたばかりの、いわゆる新住民である。すでにローンを組んで基地周辺に土地を買い、家を建てた住民にとって、騒音の激しさを知ったとしても、更なる住宅ローンを背負うことは経済的に無理であり、転居できなかったことが、基地周辺に住み続けて騒音の改善を求める運動へと発展したのである。

五・初期の爆同の活動 (一九六〇年から一九七六年まで)

一九六〇年に結成されて以来、爆同の活動目標は厚木基地の騒音の解消である。それを達成するために、「爆音と飛行時間及び区域の規制」や「危険地域住民の有償移転」等の要請を関係機関に続けた。活動を始めた最初の八、九年くらい、防衛施設庁、防衛庁、外務省へ「お百度参り」をして、一年間に一二四回も文書を持って行った。東京方面の交渉は、都心に働きに行く夫たちが行い、地元市議会や座間防衛施設事務所へは妻たちが交渉に行い、「何とかしてください、困っています、うるさくて生活できません、テレビは入ったけど見られません」と訴え続けたが、市の動きは多少あったものの、県も国もさっぱり誠意がなく、話しにならないというのを、運動の中で勉強したといわれている。以下は、爆同の初期の活動とその成果である。

五―一・横浜地方法務局等への

人権侵犯の申し立て

爆同は一九六一年五月十八日、横浜地方法務局と神奈川県人権擁護委員会連合会へ人権侵犯の申し立てをした。これは、「米軍ジェット機が生活を脅かしているが、国は何らの善処もしてくれない。これは、住民の基本的な人権を無視するものだ」として、国を相手取った申し立てであった。一九六三年十二月二日に横浜地方法務局は、「基本的人権を侵害するものであるかどうか、にわかに決し難いところであるが、相当多数の住民が精神的及び日常生活上ある程度の被害を受けていることが認められ、憲法の理念としている基本的人権の尊重の観点から考えると、このまま放置することはできない問題である」との結論を出した。横浜地方法務局は本件を法務省人権擁護局へ移送し、法務省人権擁護局は一九六四年五月に「厚木米軍航空基地におけるジェット機による騒音事件の調査結果」を出した。その結論では、飛行場周辺地域で一般に騒音が激しく、その被害は具体的に因果関係を立証できないが、日常生活において直接、間接、精神的、肉体的或いは物質的に何らかの影響を受けていることは想像に難くないことが述べられた。そして、騒音被害に一定の基準を設け、その限度を越える具体的被害に対しては、救済できる方途の開かれることが望

ましいと考えられるという見解が示された。一九六四年一月二十八日に法務省人権擁護局長は、この結論を防衛施設庁へ通知したが、それ以後の行政の対応は変わらなかった。つまり、「救済できる方途の開かれることが望ましい」と考えられる」という法務省人権擁護局の見解が示されながらも、国の関係機関はその後も救済策を採らなかったのである。

五―二・自治体の対応

人権侵犯の申し立て以後も、国の機関が厚木基地周辺住民への救済に乗り出すことはなかったものの、厚木基地の騒音は地域の深刻な社会問題として認識されるようになり、厚木基地を抱える大和市で対策が始まった。

一九六〇年八月に大和市議会内に、基地対策に取り組み専門機関として爆音対策委員会を設置された。これは、一九六〇年六月に、厚木基地周辺では一ヶ月で三件もの航空機事故が発生したこと、基地に対する危機感が高まり、爆同が臨時市議会を請求したことで設置されたのであり、この爆音対策委員会は一九六一年七月に基地対策委員会となった。また、一九六一年八月には大和市、藤沢市、座間町、海老名町、綾瀬町の二市三町が厚木基地対策合同委員会を結成し、一体となって厚木基地の騒音対策に取り組み始めたのである。

さらに、一九六二年一月には基地に起因する諸問題を市民と一体となって解決にあたる協議機関として、大和市基地対策協議会が発足した。この協議会は、市民の要望によって設置され、市民各層の代表者が「厚木飛行場の所在及び運用等によって生ずる被害の対策について協議し、その具体的解決につき強力に推進すること」を活動目的としている。

また、一九六四年五月二日には神奈川県基地関係市町連絡協議会が結成され、同年七月には神奈川県が厚木基地周辺での騒音被害調査を実施した。

このように、爆同の活動による訴えによって、厚木基地の騒音は地域社会において深刻な社会問題として認識され始め、地元自治体や県が対応に乗り出したのである。

五―三・飛行協定の合意

爆同の活動によって実現した航空機の飛行に関する取り決めとして、一九六三年九月九日の日米合同委員会で合意された「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減に関する協定」(巻末に資料として掲載)がある。この協定は、通称「飛行協定」と呼ばれ、全国に先駆けた基地騒音問題に対する取り決めであった。

この協定では、まず飛行活動についての時間制限が定められた。「二時から六時までの間、

1980 (昭和55) 年						1979 (昭和54) 年					
6・9	3・13	3・5	2・20	1・16	6・15	12・18	11・28	9・26	9・9	8・15	8・6
横浜地裁第22回公判(原告側証人に対する反対尋問)	横浜国大後藤教授による騒音測定(裁判資料に)	横浜地裁第21回公判(原告側証人尋問)	第2回裁判長現地検証(前回同様ジェット機飛ばず)	横浜地裁第19回、第20回公判(被告側証人及原告本人尋問)	横浜地裁第14回、第16回公判(原告本人及原告側証人尋問)	横浜地裁第17回、第18回公判(被告(国側)証人尋問)	横浜地裁第14回、第16回公判(原告本人及原告側証人尋問)	横浜地裁第14回、第16回公判(原告本人及原告側証人尋問)	「厚木基地撤去訴訟勝利市民総決起集会」大和公園	裁判長現地検証(検証中ジェット機1機も飛ばず)	横浜地裁第13回公判(原告本人山口スエ子氏、小、中学校の及川、菊池両先生教育者の立場から証言)

1981 (昭和56) 年						1980 (昭和55) 年						
9・8	6・29	6・17	6・14	3・25	3・15	23	22	12・14	12・5	8・27	7・9	6・15
「P3C反対厚木訴訟勝利市民集会」中央文化会館にて	「核持ち込み反対P3C配備阻止訴訟勝利県民集会」	準備書面提出最終陳述、結審	横浜地裁第27回公判原告側最終準備書面提出最終陳述、結審	定期代議員総会(P3C配備阻止、訴訟勝利)を決議	定期代議員総会(訴訟勝利、基地撤去)を決議	原告側代理人市内宿泊	裁判長現地検証(裁判長、国側、原告側代理人市内宿泊)	臨時代議員総会(P3C配備阻止行動について)	P3C配備阻止現地闘争本部結成総会	告浜崎書記長本人尋問及び反対尋問	横浜地裁第23回、第24回公判(原告告浜崎書記長本人尋問及び反対尋問)	定期代議員総会(訴訟勝利、基地撤去)を決議

厚木飛行場におけるすべての飛行活動は、運用上の必要に応じ、及び合衆国の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き禁止される」
「訓練飛行は、日曜日には最小限に止める」という二点が明記された。

また、飛行活動の規制として、「離陸及び着陸の間を除き、航空機は人口稠密地域の上空を低空で飛行しない」航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で高音を発する飛行を行ったり、あるいは、他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしない」航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において、曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない」などの規制が設けられた。また、ジェットエンジンの試運転時間について、「運用能力又は、態勢が損なわれる場合を除き、ジェットエンジンは、一八時から六時までの間試運転されない」といった制限が付けられた。

飛行高度の規制措置として、「離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練或いは、反射鏡利用による着艦訓練のための航空機は、特定タイプの訓練を必要とする場合を除き、平均海面上八〇〇フィート以下で飛行しない」という制限が設けられた。

その他にも、消音器の使用、ヘリコプター飛行区域の制限、騒音対策委員会の設置、住民への広報活動、渉外連絡などについても規定された。年に一度、厚木海軍飛行場司令官は、過去

一二月月間の厚木海軍飛行場における四半期の平均月間離着陸回数を示す四つの数字を提供する」といった、離着陸回数的情報公開ともいえる取り決めも明記されている。

だが、前章でも述べたように、この協定の文面には「運用上の必要に応じ、及び合衆国の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き」といったような例外規定が多い。また、罰則規定は盛り込まれず、法的拘束力は無いため、慣行として扱われたに過ぎなかったため、その後も協定違反が相次いだのである。

この飛行協定は、一九六九年一月二〇日の日米合同委員会において、飛行高度の規制が八〇〇フィートから一六〇〇フィートに変わり、ジェットエンジンの試運転時間の制限が一八時から六時であったものが、一八時から八時へと一部改定された以外は、現在も改定されていない。また、国は協定で明記された規制が無視されている状態に対して、実質的な対策を行なっていない。

協定違反が続く状況に対して、爆同では遵守しているかどうかを監視する「監視委員会」を、地域住民を参加させて作れと関係機関に訴えたそうだが、米軍が承知しなかつたそう。こうした飛行協定は、「絵に描いた餅」であるといわれている。

だが、「飛行協定」というルールが確立したこと

あり、爆同の取り組みが、基地周辺対策のための制度として実を結んだといえる。

五―五・実力行使

爆同では、事故の多発、爆音の継続、偵察機(EC-121)の北朝鮮海域での撃沈など基地情勢の悪化に対し、これからの運動方針について検討し、一九六八年の定期代議員総会で以下の三点を決定した。

- (1) 基地撤去を運動目標に明確化する。
- (2) 口先だけで陳情、請願しても行政は住民を守ってくれない。
- (3) 生活の防衛は、全会員が腰を上げて実力行使を含む強い運動でなくてはならない。

爆同では、厚木基地の米軍機による騒音によってテレビやラジオの視聴困難が生じていたため、「キズのある品物に代金は払えない」「爆音の被害による不完全な電波に、料金は出せない」という主張に基づき、受信料不払い実力行使と関連機関への陳情を展開した。一九六一年九月には郵政省、NHK、防衛施設庁等の合同実態調査が行なわれ、全国規模の運動も展開したことで、一九六四年四月から免除措置が採られるようになった。つまり、こうした受信料の免除措置は、厚木基地周辺だけでなく、全国の航空基地周辺において実施されていたので



1969年8月15日、厚木基地滑走路北側にて

1984 (昭和59) 年										
10・22	10・15	9・26	8・3	6・22	6・18	6・3	5・2	4・16	2・6	12・1
第二次訴訟原告団横浜地裁に訴状提出	高裁第7回公判(被告国側証人尋問)	告一六一名 団長笠間繁雄	第二次訴訟原告団結成集会、原告一六一名	即時中止を申し入れる	米厚木基地司令官と外務省北川政務次官に艦載機訓練に抗議し	防衛庁長官に「厚木基地撤去、着艦訓練即時中止」申し入れる	(P3C現地闘争本部を發展的改称)	高裁第3回公判	高裁裁判長現地検証(飛行機の飛ばない日を国側要請)	騒音被害第2次訴訟についてアンケート調査(全会員対象)
							高裁公判、第4回(第6回、5・6・7月開廷)			

1983 (昭和58) 年			1982 (昭和57) 年						
11・16	10・13	9・21	6・5	11・2	10・24	10・20	9・3	5・16	12・20
高裁第2回公判	高裁裁判長現地検証(文化会広場、ジェット機飛ぶ)	東京高裁第1回公判 原告34名参加	定期代議員総会(艦載機訓練の代替地利用について)(第23回)	東京高裁に控訴する控訴状横浜地裁に提出する	不服とし東京高裁に提訴することを決定する	臨時代議員会(横浜地裁判決を	来請求破棄、損害賠償は認める	横濱地裁判決、差し止め却下、将	大和市長に「核廃絶平和都市宣言」声明を申し入れる
									「核戦争をひきおこすP3C反対県民大会」

こうして、実力行使によって要求の前進を図ることを決定した爆同は、以下の要求を防衛施設庁に突きつけた。

- (1) 飛行活動を隔日にする事。
- (2) 午後六時から翌朝八時までは、すべての飛行活動、エンジンテストは禁止する。
- (3) 日曜日・国民の祝日・年末年始の飛行活動の禁止。
- (4) 飛行方法、高度の規制強化。
- (5) テレビ受信料の全額免除。
- (6) 基地周辺整備法の改正による住民救済法の制定。

これらの要求をつきつけたものの、一九六八年一月二〇日の防衛施設庁からの回答は、いずれの要求に対しても善処、努力、検討の語尾に終わる具体的実施に乏しい内容であった。この防衛施設庁からの回答は、一九六九年二月に緊急に招集された臨時代議員総会にて検討されたが、一蹴された。そして、同年八月一日から一七日の三日間を第一次の実力行使として、基地滑走路北側で坐り込みをすることが決定されたのである。

八月一日の早朝から五〇名の会員の手により、基地滑走路北側に櫓やテントが組み立てられ、爆同の旗が掲げられた。一日目、二日目と

坐り込みは続き、タイヤを燃やして黒煙を立てることによって、厚木基地での米軍ジェット機による飛行阻止の実力行使が行われた。

実力行使の間、警察の介入がたびたびあり、航空法適用で拘束するという脅しがかけられたが、米軍基地に航空法の適用はできないとやりかえすといったやりとりがあった。

実力行使三日目の午後、社会党選出の国会議員と防衛施設庁の間で事態の収束案が話し合われ、爆同に対して回答が伝達された。その内容は、以下のとおりである。

- (1) テレビ受信料については、現行半額減免区域を拡大し(大和市全域)、従来の放送局のみの減免負担を防衛施設庁も共同負担とする。
- (2) 飛行コースの厳守、高度の改正、飛行規制を監視する日米合同監視委員会設置等については、八月二二日開催の日米合同委員会に提案し検討する。
- (3) 提案内容は、日本側はエンジンテストの場所現在三カ所を一カ所に統轄する。高度は現在二五〇メートルを五〇〇メートル以上に改正、エンジンテストの時間は、現行より二時間短縮すること提案する。

この防衛施設庁の提案は、現地で開催した執行委員会にて検討され、不満な点が多いが一応の誠意は認められると判断された。そのため、実力行使を中止し、日米合同委員会終了後、施設庁交渉をして第二次実力行使の実施について決めるといふ宣言を爆同は発表し、坐り込みは解除された。

五・六 法律の制定と防音工事への助成

爆同が取り組んだ活動として、防音工事の実施と工事への助成制度の設定がある。この取り組みは、始めは学校や病院などの公共施設への防音工事から始められた。

一九五三年八月に「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による損失補償に関する法律」が制定された。この補償法は、その後、行政措置により実施された防音工事、学校防音工事、住宅等の移転補償措置などの施策を行なう上で中心的な役割を果たしてきたといわれている。しかし、この法律は損失の補償を規定したもので、被害や損失を防止、軽減する対策ではなく、基地問題の解決には十分でなかったため、爆同などの住民運動団体や基地周辺自治体によって、基地問題解決のための法律の制定を政府に求める運動が全国的に行なわれた。その結果、一九六六年七月に「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が公布、施行されたのであ

る。

この法律は、被害の素因となるもののうちに自衛隊を入れ、日本に駐留する米軍、国連軍、自衛隊を合わせて、「自衛隊等」と呼び、「自衛隊等の行為により事業経営者が事業経営上損失を被ったときは、これを補償する」と定めた。この法律が想定する「事業」に何が含まれるのかが定かではない点と、補償対象が事業経営上の損失であり、給料生活者や勤労者の被害や損失は一切救済されないことなどが、問題点として指摘された。

だが、この法律の制定によって、自治体が学校、病院、診療所などに対して防音工事を行なう際には、国がその費用の全額または一部を補助することが制度として確立した。こうして、厚木基地だけでなく、全国の米軍や自衛隊基地周辺地域では、まずは学校や病院への防音工事が開始されたのである。

その後、防衛施設周辺の都市化の進展や、住民の生活環境保全に対する意識の高揚、航空機騒音に係る飛行場周辺の環境の変化等により、従来の施策では地域社会との調和を保つことが困難になったことから、施策の拡大と強化を図るために抜本的に法律が改正された。そして、住宅防音工事や緑化等の整備、特定防衛施設周辺整備交付金などの施策を加えた「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法(生活環

1986 (昭和61) 年	
2・19	第二次訴訟、横浜地裁第4回公判
4・9	第一次訴訟の東京高裁判決。飛行差し止め請求は却下、爆音は「公共性が優先するので受忍限度内」として一審で認められた損害賠償を取り消し、将来請求分は却下する、という不当判決
4・16	第二次訴訟、横浜地裁第5回公判
4・22	第一次訴訟の東京高裁不当判決に対して、最高裁へ上告手続きを行なう
6・1	定期代議員総会(東京高裁不当判決の逆転をめざす最高裁の闘いなどを議決)
6・16	第二次訴訟、横浜地裁第6回公判
12・10	第二次訴訟、横浜地裁第7回公判
12・10	空母ミッドウェイの新艦載機・FA18ホーネットの離発着訓練に対して、横浜防衛施設庁に即時訓練中止などの抗議を行なった

1985 (昭和60) 年	
12・5	高裁第8回公判(原告鈴木委員長外名証人尋問)
3・27	高裁第9回公判(原告最終準備書面陳述(弁護士))
5・10	高裁裁判長現地検証(住宅防音工事について)
5・26	定期代議員総会(第二次訴訟と基地撤去の闘いについて)(第25回)
6・24	第二次訴訟横浜地裁第1回公判
6・26	高裁第10回公判(国側が最終準備書面提出できず、裁判長より遺憾であると国側注意を受けらる)
8・16	厚木基地内へのミサイル弾薬庫建設問題で防衛庁へ計画中止を要求、抗議する
8・28	高裁第11回公判(原告代表意見陳述結審)
10・2	第二次訴訟横浜地裁第2回公判
10・20	爆同結成25周年記念
12・4	第二次訴訟、横浜地裁第3回公判

境整備法)が一九七四年六月に公布・施行され、以前の法律では行なわれていなかった個人の住宅への防音工事が制度化した。

「生活環境整備法」では、第三条で障害防音工事の助成について、第四条から第七条で飛行場周辺の生活環境の整備について規定されている。WECPNL(加重等価値継続感騒音レベル)が七五以上の地域を「第一種区域」とし、この区域に所在する住宅についての防音工事の助成が国によって行なわれることが定められた。また、WECPNL九〇以上の地域を「第二種区域」とし、この区域内に居住する者のうち、移転等の希望者に対し、移転の補償、土地の買い上げを行うと明記された。さらに、WECPNL九五以上の地域を「第三種区域」とし、この区域内に所属する土地について、緑地帯、緩衝帯として整備することが規定された。なお、この法律では、民生安定施設への助成や、特定防衛施設周辺整備調整交付金についても定められている。

今日に至るまで、米軍基地などの防衛施設周辺整備等は、この「生活環境整備法」に基づいて行われているが、この法律で制度化された住宅防音工事は、防音効果あまりないなどの問題点が指摘されており、基地騒音に対する根本的な問題解決にはなっていないといえる。爆同では、上記した様々な法律の制定と、そ

れに基づく防音工事への助成が行なわれることを、複雑な心境で受け止めたことが当時の会報から窺い知れる。一九六六年に「防衛施設周辺整備等に関する法律」が制定されることが確定であった時期の会報の記事には、以下のよう記されている。

「右の法案が国会へ提案される気運になったことは、遅きに失したうらみはあるとしてもわれわれとしては、一歩前進として率直にこれを受けとめ賛意を表し、その成立を期待すべきである。というならば、われわれとしてはすでに基地の移転を要求しているものであり、このような法律ができることは基地の固定化を意味するから反対であるというような議論は、このさしはなすべきでなく、たとえどのような法律ができたとしても、今後騒音その他の事故や戦争へ危険感が払拭されない限り、われわれはあくまで基地移転の要求貫徹に邁進すべきであることはいうまでもない」

つまり、爆同としてはあくまでも、厚木基地の騒音などの問題は、最終的には基地を撤去することによって解決するしかないと思ひ、最終目標が基地撤去であることは変わらないといえよう。しかし、防音工事などの基地周辺の環境対策を目的とした法律が制定され、国の責任において対策が進められるのは、基地問題解決のための「一歩前進」と受け止めているのであ

る。

こうした法律の制定の背景に、基地問題解決のための法律の制定を求める運動が全国各地で起こったことや、住民の生活環境保全に対する意識の高揚があった。これらの取り組み一つに、爆同の運動があったのであり、住宅防音工事への助成制度は爆同の成し遂げた一つの成果といえる。

五―七、自衛隊移駐阻止運動

一九七〇年二月二二日の第一二回日米安保協議会で、米軍と自衛隊による厚木基地の共同使用が合意され、飛行場管制権等を含む飛行場施設の大部分が日本側に返還され、日本政府管理下で米軍が共同使用する旨が述べられた。そのため、防衛庁は一九七一年に海上自衛隊厚木基地分遣隊を発足させ、同年六月二五日、日米合同委員会にて厚木基地の一部を自衛隊に移管することが合意された。そして、同年七月一日の日米合同委員会で、海外基地縮小集約化計画を受けて基地の管理権の一部が海上自衛隊に移管され、日米共同使用の基地となる。

こうして自衛隊移駐が着々と進む中で、爆同は海上自衛隊航空部隊の移駐を阻止し、撤回する運動を展開していった。一九七一年八月二二日には「自衛隊民間共同計画阻止大集会」を開催し、連日の提灯デモと滑走路北側での座り込

みを行った。また、厚木基地自衛隊民間航空共同使用計画破棄、跡地の平和利用実現の署名を市議会、県議会に請願し、提出した。だが、県議会ではこの請願が採択されたものの、大和市議会は、自衛隊移駐は国策だから仕方がないという態度を始終取り続けていた。

爆同では、一九七一年一月に自衛隊移駐反対の市内宣伝活動を行い、市議会を傍聴し、市議会が自衛隊移駐に同意することに対して抗議し、基地滑走路北側で坐り込みをした。

しかし、同年二月二四日には、海上自衛隊第四航空群等が下総基地から移駐された。なお、自衛隊機の移駐に際して、横浜防衛施設局は大和市と綾瀬市(当時は綾瀬町)に対して、一九七一年(昭和四六年)二月二〇日付けの「厚木基地海軍飛行場の海上使用による共同使用について」という文書で、「自衛隊は緊急やむを得ない場合以外はジェット機は使用しない」と通知した。これは、「四六文書」といわれている。一九七一年時点でプロペラ機のみを移駐であった自衛隊機は、その後、後続機をP-1などのジェット機に転換する計画が持ち上がることになるが、そのたびに、爆同は防衛施設地用側の約束違反の根拠として、この「四六文書」を提示することになるのである。

1988 (昭和63) 年			1987 (昭和62) 年		
4・18	4・17	2・1	11・1	9・10	3・18
第二次訴訟、横浜地裁第12回公判	臨時代議員総会(7・24厚木基地包囲行動の取り組みなどについて議決)	第二次訴訟、横浜地裁第11回公判	第二四回護憲国民大会において厚木爆同は、「遠藤三郎平和賞」を授与される	NLPの延長に対して大和市上草柳の「緑の広場」で抗議の市民集会を開き、座間防衛施設事務所に抗議文を手渡した	第二次訴訟、横浜地裁第8回公判
				8・24	5・25
				第二次訴訟、横浜地裁第10回公判	第二次訴訟、横浜地裁第9回公判
				争への積極的対応などを議決)	定期代議員総会(第一次の最高裁、第二次の横浜地裁の公判闘争)

1989 (平成元) 年			1988 (昭和63) 年		
7・9	4・30	4・24	4・3	2・6	8・21
定期代議員総会(今年度も全力をあげて裁判闘争に勝利することなどを議決)	市民法廷劇なくせ厚木基地。大和市保健福祉センターで上演	第二次訴訟、横浜地裁第20回公判	臨時代議員総会(裁判闘争の強化と市民法廷劇の上演、実力行使の実現などを議決)	第二次訴訟、横浜地裁第17回公判	定期代議員総会(二次、二次の裁判闘争のほか、基地撤去までは日常的被害の排除などを議決)
				4・6	7・24
				第二次訴訟、横浜地裁第13回公判	28000人の人たちが厚木基地を包囲した。多くの爆同会員・家族が参加し、爆同の闘いに新しい1ページが書き加えられた。

46文書

一九七一年(昭和四六年)一月二〇日付
 けて厚木基地への自衛隊移駐について横浜
 防衛施設局長から大和市長宛に「厚木海軍
 飛行場の海上自衛隊による共同使用につい
 て」と題する通知文が出されています。

S 46年12月20日 通知

- ①滑走路の新設等を行わずまた客観情勢に対応し、極力整備縮小に努力すること
- ②海上自衛隊も騒音軽減措置を厳守すること
- ③自衛隊の使用計画の著しい変更の場合、市と協議すること
- ④ジェットエンジンを主たる動力とする飛行機は、緊急やむを得ない場合以外使用しないこと
- ⑤民生安定施策は、法律内で十分協力すること
- ⑥周辺固有地(防衛施設局書簡)の地元利用の積極的配慮
- ⑦厚木基地への部隊配置は、航空機約50機、人員約2,000人の規模とする

五―八、空母ミッドウエー

横須賀母港化反対運動

一九七二年の暮れから、米第七艦隊の攻撃型主力空母ミッドウエーを横須賀へ配備し、母港化する計画が持ち上がった。母港化によって、空母の艦載機が厚木基地に飛来し、飛行訓練をすることを危惧し、厚木基地周辺住民は母港化反対運動に取り組んだ。

爆同では、街頭での宣伝署名活動に取り組み、一九七二年一月二八日、横須賀母港化撤



また、一〇月五日、爆同は横須賀市長に空母の母港化撤回と、艦載機の厚木基地への飛行に反対する要求書をつきつけ、「母港化は横須賀市の自治権の範囲内であるが、艦載機の厚木基地飛来については横須賀市が責任をもって中止せよ」と強硬に迫った。
 だが、一九七三年一〇月六日に空母ミッドウエーは横須賀に入港し、横須賀基地は母港化された。

六、初期の爆同の活動についてのまとめ

爆同は一九六〇年に結成されて以来、関係機関への陳情、要請、公開質問状の送付、署名など、様々な活動を展開し、厚木基地周辺地域の

住民の生活環境を守るために爆音を軽減させることを目的として活動してきた。そして、厚木基地周辺の騒音対策は、爆同が改善のための具体的対策を提示し、それに制度が後追いつく形で進められた。問題の根本的解決は基地の撤去しかないという信条を掲げながら、他方で、より実現性の高い対策を模索し、関係機関に提案し、それが実現されることで基地対策が進められた。こうした爆同の運動は、「安保があるから米軍に基地を提供しなければならず、基地周辺の住民の訴えは『地域エゴ』である」という批判を抑えつけていくことにもなったのである。つまり、「日本の防衛政策上、米軍基地は必要だから、住民の訴えは退けられるべきものである」という主張に対して、「日本の防衛政策や米軍基地の存在の是非に関わらず、住民の生活環境への対策は為さなければならない」という認識を高める役割を果たしたといえる。

静かな環境で生活したいという訴えは、住民の基本的な権利とも関わり、万人に対して与えられなければならない権利として確立しつつあったのが、一九六〇年代、七〇年代という時期であった。様々な公害の実態が報道され、被害者の訴えが国などの関係機関の対策の遅れへの批判を呼び起こし、環境政策が始まったのも、この時期である。たとえ厚木基地の騒音の軽減が達成できなかったとしても、深刻な被害

の実態を訴え、関係機関はその対策に取り組まなければならないという社会認識を確立し、基地周辺地域への対策の制度化を成し遂げたのは、市民運動として大きな成果であろう。

軍用機による爆音という問題を抜本的に解決するには、軍用機の航行に対する規制等が必要となるのは言うまでもない。確かに上記の様々な取り組みによる成果は、被害をもたらす発生源への強い規制ではないため、爆音の大幅な軽減には結びつかなかった。しかし、だからといって基地対策を求める運動に何一つ効果が無かったと考えるのは、誤りであろう。米軍基地周辺の住民が騒音に苦しめられている事を社会に提示し、そうした現状は改善されなければならないという社会認識を広めたことによって、自治体も国に対して対策を要請したり、基地対策に取り組む専門的な部署を設置したり。さらに、防衛施設庁などの国の関係機関も、法律の制定を求められ、それに応じざるを得なくなった。その結果、実際には米軍機による騒音に対して規制措置は緩かったものの、協定や法律などが設けられたことで、基地騒音対策は政治課題として位置付けられ、解決すべき問題として扱われるようになったのであり、この意義は大きいといえる。つまり、米軍に基地を提供している日本政府に基地騒音対策への責任が生じ、問題が改善されなかった場合、「協定違

1990 (平成2) 年					1989 (平成元) 年	
6・17	5・28	4・23	2・26	1・29	12・11	8・28
定期代議員総会(民家防音工事、移転補償は住民の不利益にならないようにする、テレビ受信料の不払い運動はさらに継続する、などを議決)	第二次訴訟、横浜地裁第32回公判	第二次訴訟、横浜地裁第31回公判(鈴木綾瀬市長が出廷)	第二次訴訟、横浜地裁第30回公判(井上大和市長が出廷)	第二次訴訟、横浜地裁第29回公判	第二次訴訟、横浜地裁第28回公判	第二次訴訟の現場検証が28・29の両日大和市を中心に行なわれたが米軍機は飛ばず、再度の現場検証の申請をすることにした。

1991 (平成3) 年				1990 (平成2) 年	
6・23	6・10	5・17	2・6	10・29	8・23
定期代議員総会(空母ミッドウエーの後継艦としてインディペンデンス配備の本格化にともない、大胆で重層的な反対運動をつくることなどを議決)	第二次訴訟の現場検証のうちNLPに対する検証が行なわれた。いつものような激しい飛行だった。	第二次訴訟、横浜地裁第38回公判	第二次訴訟、横浜地裁第36回公判	第二次訴訟、横浜地裁第33回公判	8月に入って昼夜の離発着が激しくなる中でのNLP通告に対して、座間防衛施設事務所に抗議を行なった。

反「法律違反」として国の責任を追及できることを意味するのである。

そして実際に、こうした基地騒音問題への国の責任は、一九七六年から始まる厚木基地騒音訴訟において問われることになり、爆同の活動は新たな展開を遂げるのである。

七. 騒音訴訟

七―一. 厚木基地騒音訴訟が始まった経緯

一九六〇年の結成以来、前述したように爆同は様々な活動をし、いくつもの活動成果はあったものの、爆音の軽減という根本的な問題解決には至らなかった。そのため、爆同は国の対応について深い憤りを感じていた。そうした心情は、爆同の会報から窺える。

「お願いしても、陳情しても、要望しても、結果的には待ちきれないままに切り捨ててきた」

「虫けらのように扱われてきたわけね、拝みます、それからよろしく頼みますという行動でね」

「切り捨ててきた」とか「虫けらのように扱われてきた」という言葉から、爆同が被害者として騒音の被害の改善を国に要望しても、その要望が擲い上げられることはなく、爆同の側では国から酷い扱いを受けていると感じていたことが窺える。

そんな頃、一九七四年二月の大阪国際空港公害訴訟一審判決で、午後九時以降の夜間から早朝の飛行の一部差し止めが認められたことは、爆同の活動に新たな展開をもたらした。一九七四年五月一九日の定期代議員総会にて、騒音訴訟の提案が満場一致で可決され、裁判をやるという話が始まるのである。

その後、一九七五年一月二七日の大阪国際空港公害訴訟の大阪高裁判決において、午後九時から午前七時までの飛行差し止めと、過去分と将来分の損害賠償が命じられ、原告側の完全勝訴となった。この判決は、厚木基地における飛行差し止めへの爆同の期待を高め、一九七六年三月に訴訟のための準備委員会が発足し、一九七六年九月八日、横浜地裁に提訴された。周辺住民九二名による、日本政府を相手取った



この裁判で原告となった九二名は厚木基地周辺住民であり、全員爆同の会員であった。爆同は世帯加入方式を採

人格権と環境権に基づく厚木基地騒音訴訟の始まりである。

年の提訴以降、爆同の活動は訴訟と運動という二つの取り組みによって、車の両輪のように進むことになる。

七―二. 訴状の内容と一審判決

厚木基地騒音訴訟は、厚木基地周辺の住民九二人が、厚木基地を使用する米軍機及び自衛隊機の騒音等により、身体的、精神的被害等を蒙り、また、環境権、人格権を侵害されたとして、日本政府を被告として提訴した訴状である。

第一次訴訟での原告の訴状の内容は、主に以下の三点である。

- (1) 厚木海軍飛行場において、午後八時から翌日午前八時までの間、一切の航空機を離着陸させはならず、かつ、一切の航空機のエンジンを作動させてはならない。
- (2) 厚木海軍飛行場の使用により、午前八時から午後八時までの間、原告らの居住地に六五ホンを超える一切の航空機騒音を到達させてはならない。
- (3) 精神的・肉体的被害に対する過去分、将来分の賠償請求である。

第一と第二の訴えは、「飛行差し止め請求」といわれ、第三の訴えは、「損害賠償請求」と呼ば



戦略として選択されたといえる。政府が効果的な騒音対策を採らない状況への、強力な打開策として訴訟が行なわれ、裁判を始めることによる問題解決が期待されていたと思われる。

そして、一九七六

1995 (平成7) 年	1994 (平成6) 年		1993 (平成5) 年		1992 (平成4) 年	1991 (平成3) 年
7・16	8・30	7・3	6・27	6・14	12・21	12・16
5・26	7・14	7・3	2・25	6・14	11・30	7・26
第一次訴訟、東京高裁第10回公判、差し戻し審もこの日で結審	第一次訴訟、東京高裁第8回公判	定期代議員総会(第一次、第二次)の立証活動の徹底などを議に立つ	第一次訴訟、最高裁判決。飛行差し止め却下、損害賠償部分は東京高裁判決を踏まえ、訴訟勝利・爆音の全面解消へ向け、総力をあげて運動を強化することなどを決議	NHK受信料不払いなどについてNHK宛に文書申し入れを行なった	第二次訴訟、横浜地裁判決。飛行差し止めは却下、損害賠償は一部認める	空母インディペンデンスの母港化阻止にむけ、鈴木委員長他が外務省に申し入れた
法廷闘争強化のため「訴訟対策委員会」を設置することなどを議決)	第一次訴訟、東京高裁第7回公判	定期代議員総会(第一次、第二次)の立証活動の徹底などを議に立つ	定期代議員総会(第一次、第二次)の判決を踏まえ、訴訟勝利・爆音の全面解消へ向け、総力をあげて運動を強化することなどを決議	定期代議員総会(第一次、第二次)の判決を踏まえ、訴訟勝利・爆音の全面解消へ向け、総力をあげて運動を強化することなどを決議	(9月) インディペンデンス初入港	第二次訴訟、横浜地裁第41回公判で結審を迎えた

れている。なお、この訴状の内容は、大阪国際空
港公害訴訟の訴状をモデルにしている。

横浜地裁で一九八二年一〇月二〇日に言い
渡された判決では、夜間飛行差し止め、その他
の時間帯の六五ホン以上の騒音到達の禁止と
いう訴えが、不適法として却下された。その理
由は、自衛隊機に対する飛行差し止め請求につ
いて、厚木基地の管理は国の「防衛行政権」の一
部であるとし、原告らの請求は、「直接当然に防
衛行政権の行使の取消変更ないしその発動を
求めるものであって」、民事訴訟によることは
許されないとした。また、米軍機
の飛行差し止め請求については、条約に基づき
合衆国の権限において離着陸する米軍機の運
行に関してわが国の民事裁判権が及ぶいわれ
はなく、米軍機の運航を規制する権限のない被
告に対し、条約上の義務履行と抵触する規制措
置を求めるのは、法的に不能を強いるものであ
るから却下を免れないとされた。また、仮に
原告らの請求が、被告に原告らの請求を求める
給付の訴えだとしても、結局それは、被告に合
衆国との外交交渉を義務づける訴訟に該当し、
民事上の請求としては許されないとした。その
上、精神的・肉体的被害に対する将来分の損害
賠償請求も却下され、その理由は、権利保護の
要件を欠き不適法であるから却下を免れない

というものであった。

つまり、この判決において認められたのは、
過去分の損害賠償請求だけだったのである。過
去分の損害賠償請求が認められた理由として、
「被告の設置・管理する本件飛行場においては、
その供用目的に沿って米軍機及び自衛隊機が
これを利用することにより離着陸に際して騒
音等が発生させ、営造物である本件飛行場の使
用者以外の第三者に該当する原告ら周辺住民
に、受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生ぜ
しめている」ということが示された。そうした
理由に基づき、八〇のコンター以内の地域に居
住する原告八〇名に対して、国家賠償法二条一
項に基づき、慰謝料として賠償責任を負うとさ
れた。そして、提訴の三年前以前の損害請求権
は時効により消滅しているため、一九七三年九
月から一九八一年
六月まで、総額三
六二四万円、原告
八〇名分の損害賠
償が認められたの
である。

この判決は、飛
行差し止めを求め
て裁判を始めた原
告側には、非常に
不満の残るもので



あった。当時の会報には、「われわれの二二年に
わたる反基地運動、裁判をはじめ六年、原告・
会員がこの日の判決に期待してきた経過から
すれば、いかにも啞然とせざるをえない言渡し
でありました」と、判決について述べられている。
また、報告集会において原告団長は、「被害
住民の苦しみ、睡眠まで侵されてきた生活破壊
を、司法の正義にかけ、裁判を闘ってきたが、行
政権に司法が屈伏したといわざるをえない。ジ
ェット機騒音を止めることにならず、われわれ
は控訴して闘う」と、怒りをぶつけた決意が述
べられた。こうして、爆同では一〇月二四日に
臨時代議員会を開催し、原告団は横浜地裁判決
を不服とし、控訴を決定した。被告である国も
判決を不服として東京高裁への控訴したため、
その後も裁判は続いていく。

七三三 二審判決

東京高裁での公判は一九八三年九月二一日
に始まり、同年一〇月一三日と一九八四年四月
一六日に裁判長立会いの下で現地検証が行な
われた。一九八三年一〇月一三日の現地検証は
一七時三〇分から始まり、騒音計で最高一二〇
ホンまで計測できたことが、騒音被害の証拠の
一つとして提出された。現地検証で裁判長の立
ち会いの下で飛行機が飛び、裁判長に騒音の被
害の実態が伝わったと思われたことによって、



二審判決におい
ては、一審判決よ
りも原告側にと
って良い判決が
出されるのでは
ないかと原告た
ちは予想し、期待
した。

しかし、その予
想と期待に反し
た判決が、一九八
六年四月九日、東
京高裁で言い渡
された。この判決では、自衛隊機の配備運行は
高度の政治的問題で、統治行為ないし政治問題
に属するものなので、差し止め請求は裁判所の
民事訴訟事項として適格ではないという、「統
治行為論」が採用され、自衛隊機の飛行差し止
め請求は却下された。また、米軍機については、
一審判決をそのまま引用して、不適法として訴
えが棄却された。さらに、将来分の損害賠償請
求は一審と同様の判断が示されて却下され、過
去分の損害賠償請求は、「厚木基地の軍事公共
性が高まれば、必然的に受忍限度も高まる」と
いう軍事公共性の優越性を強調する論理の下
に、棄却されたのである。つまり、一審で認めら
れた過去分の損害賠償請求まで取り消され、原

	1996 (平成8) 年		1995 (平成7) 年			
6・26 判	7・14	5・16	12・28	12・7	11・19	9・27
第二次訴訟、東京高裁第12回公判	定期代議員総会(第三次爆音訴訟に取り組みむことなどを議決)	第二次訴訟、東京高裁第6回公判	基地内に貯油施設ができたことに対して爆同は、記者会見して抗議声明を出した	第一次訴訟、東京高裁第5回公判	第一次訴訟の原告全員会議を行なう	艦載機の硫黄島全面移転を求めて会員が外務省、防衛施設庁へ申し入れを行なった

	1997 (平成9) 年					
1・12	12・8	12・1	10・15	10・5	7・13	6・27
NLP訓練の強行に対して、防衛施設庁に対して即時中止を求める申し入れを行なった	爆音訴訟の訴状が横浜地裁に提出された	第二次訴訟の現場検証が雨の中で行なわれた	9月から10月にかけての激しい空母艦載機による離着陸訓練に対して、抗議声明を発表	第三次訴訟原告団による結団式が行なわれ、400余人が参加した	定期代議員総会(第三次爆音訴訟の提訴の日11月3日に向けての取り組みなどを議決)	今年の基地オープンデーに向けてリハーサル訓練中だった落下傘部隊の民家への落下に対して、抗議声明を出し、曲技飛行の即時中止を訴えた

告側の全面敗訴となったのである。

この判決を知った時、原告たちはまず衝撃を受け、次に悔しさ、怒り、憤りを感じたのである。そうした心情は、爆同の会報の記事から、生々しく伝わってくる。

「受忍限度」と云う裁判官の言葉に、私は呆然とした。全身の力が抜けてゆく。云う様のない怒りがこみ上げ唇をかんだ。二五年間あらゆる運動をし、最後に裁判しかないと訴えた。地裁で認めたもので、今回国の公共性の名のもとに限られ、救いの道が閉ざされた。この怒りを何にぶつけたらいいのか。防衛行政を完全追認したこの判決を私は決して納得しない」

こうした原告の言葉から、基地騒音という被害への自分たちの訴えがまったく認められず、否定されたことに対して、苛烈な感情が湧き上がったことが窺える。

この高裁判決は、過去の損害賠償請求すら却下されたという点で、極めて特異な判決であった。この判決に対して、基地公害について司法的救済の道が閉ざされてしまうことになるという点と、大阪空港最高裁判決においても認められていた過去の損害賠償請求をも、受忍限度内であるとして認めなかった点が批判された。

この判決を受けて、原告団会議と執行委員会が四月一三日に開催され、最高裁へ上告するこ

とが決定した。審議の場は、最高裁へと移されたのである。

七―四 最高裁判決と差し戻し審判決

最高裁での争点は、「不法行為の違法性(受忍限度)の判断において公共性はどうか考慮されるべきか」という、一審と二審で判断が分かれた点であった。つまり、騒音被害に違法性があるかどうかと、過去の損害賠償請求を認めるか否かについてである。

一九九三年二月二五日、最高裁判決において、一審、二審と変わらず、飛行差し止め請求と将来分の損害賠償請求についての上告は棄却された。しかし、二審判決において過去の損害賠償請求を棄却した部分については「基地の高度の公共性」は免責理由にならないとの判断を示し、破棄した上で東京高裁への差し戻しが言い渡されたのである。



この最高裁判決は、二審判決での「高度な公共性があるから受忍限度も高まる」という論理の下に、原告らの被害を受

認限度の範囲内にあるとした判断に対して、不法行為における解釈適用を誤った違法性があるという判断を下した点は、原告に評価されている。しかし、飛行差し止め請求を却下した点については、「違法行為の差し止めを求める手段を実質的に閉ざした」と非難されており、「差し止め却下とは言語道断。最高裁も国の代弁者か」と判決への怒りの声が上がったといわれている。一九九五年一月二六日の東京高裁での差し戻し審判決では、上告審の判断を踏襲する形で、騒音被害が受忍限度を超えることが認定され、基地騒音の違法性が指摘された。そのため、被告である国に国家賠償法に基づきWECPNL八〇以上の地域に居住する原告七一人に対して、損害賠償の支払いが命じられた。一ヶ月当たりの損害賠償額は、WECPNL八〇以上八五未満の地域で五五〇〇円、WECPNL八五以上九〇未満の地域で九〇〇〇円、WECPNL九〇以上九五未満の地域で一万三五〇〇円である。

この判決で、WECPNL八〇を超える騒音は受忍限度を超えて違法であると認定されたことは、原告に評価されている。そして、原告への総額一億六〇〇万円の損害賠償が国に命じられたことは、原告側の勝訴と見なされている。だが、原告たちが訴訟に求めたのは、厚木基地の軍用機の飛行制限による騒音の軽減であ

った。にもかかわらず、判決において飛行差し止め請求は却下されたため、結局、厚木基地の騒音被害は軽減されなかったのである。「判決が司法の威信をかけるなら、一九年の歳月を投入し、この間五八回の公判で、膨大な立証を尽くした証拠を的確に評価した上での判決とは、到底言い難い思いがしてならない」というのが、判決への原告側の批判的な評価である。こうして、一九年間に及ぶ第一次厚木基地騒音訴訟は終わった。

七―五 第二次訴訟

第一次訴訟の審議が東京高裁で継続していた最中、第二次厚木基地騒音訴訟が一九八四年一月二二日に提訴された。第二次訴訟は、第一次訴訟での原告のほとんどが大和市の住民であったことに対して、厚木基地周辺各市である大和市、綾瀬市、相模原市、藤沢市、海老名市、座間市の住民一六一名による、地域的な原告の広がり特徴である。騒音被害は大和市のみならず周辺市に広く存在すること



1998 (平成10) 年

3・16	第三次訴訟、横浜地裁第1回公判
4・27	第三次訴訟の最終追加提訴が行なわれ、原告数は合計5047人となった
6・29	第三次訴訟、横浜地裁第2回公判
7・26	定期代議員総会(第三次訴訟とは密接な協力体制を持って取り組むことなどを議決)
7・27	第三次訴訟、横浜地裁第3回公判
8・27	基地のオープンハウスにおける曲技飛行の中止を求めて、抗議と監視行動を基地北側・草柳トネルの北側で30日まで行なった
9・28	第三次訴訟、横浜地裁第4回公判
11・2	第三次訴訟、横浜地裁第5回公判
12・7	第三次訴訟、横浜地裁第6回公判
12・17	第二次訴訟最終口頭弁論

1999 (平成11) 年

1・12	1月11日から強行された艦載機の訓練に対して、防衛施設庁長官に抗議と即時中止を求める申し入れを行なった
2・17	NLP中止を求めて座間防衛施設事務所と厚木基地に申し入れた
2・23	NLP通告に対して外務大臣、防衛庁・防衛施設庁長官宛の中止申し入れ書を座間防衛施設事務所へ持ち込み、32名が2時間に亘り座り込んだ
2・25	23日からのNLPに抗議して26日まで夜間2時間に亘って怒りの炎を燃やす実力行使を貫徹した
3・1	第三次訴訟、横浜地裁第8回公判
6・20	定期代議員総会(新ガイドライン法案に反対し、基地強化につながる一切の軍事政策を許さな闘いなどを議決)
7・23	第二次訴訟、東京高裁判決。飛行差し止めは却下、損害賠償は認めるも「危険への接近の理論」を採用し賠償額を減額する判決だった

を提示することで、騒音問題の解決を図ることを目的としていた。また、「一次(訴訟)を支援しなければいかん」という意味が二次にはあったと思うといわれている。そして、一次訴訟だけで終わったのでは、爆同の運動がしぼんでしまふという危機感がかなりあり、「継続的な運動を展開していく」という意味では、二次をもって闘いつづけていく中にこそ、基地問題の解決が少しでも前進していくんだという、こういうねらいがあったと思うんですよ」ともいわれている。

そのように、第二次訴訟では原告の居住地域の範囲を広げるため、座間市や藤沢市などの原告には社会党の党員や労働組合の組合員など、厚木基地騒音訴訟の支援団体の関係者である基地周辺住民が爆同の会員になって訴訟に参加した点が、第一次訴訟とは異なる点であるという。

第二次訴訟に取り組み理由や、第二次訴訟の意義として、以下の五点が上げられている。

- (1) 一次訴訟の高裁判決を、一審判決よりも更に上廻る判決となることをめざす。
- (2) 判決と判決内容を社会正義とし、定着させ世論をつくる。
- (3) 少なくとも騒音問題の解消を、裁判闘

- (4) 基地強化に歯止めをかける。
- (5) 地方自治の基地行政を更に強化させる。

なお、第二次訴訟の訴えの内容は、第一次訴訟と同様であり、午後八時から翌朝八時までの飛行禁止や、午前八時から午後八時までの時間帯の飛行を六五ホン以下にすること、居住開始から実現まで、言い替えれば、過去分と将来分として一人当り月額二万円の損害賠償の支払いである。

一九九二年二月二日の横浜地裁での判決では、提訴の三年前から結審までの過去の騒音被害については損害賠償が認められたものの、将来分の損害賠償請求は認められなかった。また、米軍機の差し止めについては、「米軍に民事裁判権は及ばない」と却下され、自衛隊機の飛行差し止めについては、「人格権に基づく差し止め請求の訴えは適法」としたものの、「自衛隊機による侵害行為と被害の程度を特定できない」という理由で却却された。そして、この判決ではWECPNL八〇以上の地域に居住する原告に対しては、「生活妨害、精神的被害が認められ、受忍限度を超えている」として住民の被害に対する国の責任を認め、過去分の損害賠償として約一億一〇〇〇万円が国に対し

て命じられた。だが、WECPNL八〇以下の地域に居住する原告二三人は、損害賠償が認められなかった。そのため、原告、被告双方とも判決を不服として控訴した。



一九九九年七月二三日の東京高裁判決において、自衛隊機と米軍機の飛行差し止め請求の控訴は退けられた。自衛隊機については、一次訴訟の最高裁判断を踏まえて、「防衛庁長

官の自衛隊機の運航に関する権限にかかわるもので、行政訴訟としてはともかく民事上の請求としては認められない」として却下された。米軍機については、「米軍機の運航を日本政府が制限できるような条約や法律は存在しないため、支配の及ばない第三者に対する請求はそれ自体が失当だ」というのが、棄却の理由である。

また、この判決では過去分の損害賠償請求は認められ、約一億七〇〇〇万円の損害賠償の支払いが国に命じられた。その理由として、「厚木基地の公共性や国による騒音対策が一定の効

果を上げてきたことを考慮しても、WECPNL八〇以上の区域に住む原告らは自衛隊機や米軍機による騒音で受忍限度を超える生活妨害を受けている」と、一審と同様の見解が示された。しかし、厚木基地の騒音が社会問題となった横須賀への空母入港後の一九七四年以降に居住した原告については、「被害を受けることを認識できたはずだ」として、「危険への接近理論」を採用して損害賠償額を一部減額するといふ、先行判決からの後退が見られた。この「危険への接近理論」は、基地騒音訴訟の損害賠償請求に示された新たな考え方であり、その後の基地騒音訴訟において、この理論に基づいて賠償額の減額を認めるか否かが、一つの争点となつていくのである。なお、将来分の損害賠償請求は、一審と同様に却下された。

この二審判決について、原告団は上告しても不受決定になる公算が大きいという弁護団の意見を考慮し、危険への接近理論が最高裁でも確定されることで、継続中の第三次訴訟の法廷闘争に大きな影響を与えることを避けるために上告を断念した。また、国も上告しなかったため、第二次訴訟は二審で確定した。

1999 (平成11) 年

7・23	高裁判決のあと、外務省と防衛施設庁にNLPや曲技飛行の中止を求める要請をした
7・31	二次訴訟の弁護団と原告団役員との会議で、東京高裁判決に対して上告しないことを決め、国も上告しないことを決めたので、判決は確定した
9・24	基地開放のデモフライトに対して横浜防衛施設局や米大使館、外務省などに抗議行動
9・27	第三次訴訟、横浜地裁第12回公判
10・13	連夜のNLPに対し18日まで連日監視行動を展開、怒りの炎を燃やした
10・27	第三次訴訟、横浜地裁第13回公判
11・24	第三次訴訟、横浜地裁第14回公判
12・15	第三次訴訟、横浜地裁第15回公判

2000 (平成12) 年

1・19	第三次訴訟、横浜地裁第16回公判
2・9	第三次訴訟、横浜地裁第17回公判
3・1	第三次訴訟、横浜地裁第18回公判
4・13	基地に隣接するエンパイロテックに対し排煙問題で日本政府は特例で手厚い保護を行うという不公平行政に対して、外務省や防衛庁に爆同会員はじめ労組員など320人が座り込みなど抗議行動をとった
6・18	定期代議員総会(爆同結成40周年記念式典の挙行などを議決)
6・29	エアショー・曲技飛行の中止を求め、ゲート前で抗議行動
6・29	「原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議」結成集会
7・1	エアショー・曲技飛行の強行実施に抗議・監視行動

回を求める住民運動が展開した。この会に代表される反対派と、「三宅島新空建設促進特別委員会」に代表される、島の経済活性化に繋がるとの観点からNLP代替施設の建設に賛同する推進派に島民の意見は分かれ、対立はますます先鋭化した。

この「三宅島問題」が大々的に報道される中で、爆同は三宅島の反対派の村会議員や住民たちと協力して、三宅島への代替施設の建設反対を掲げて活動を展開した。一九八四年五月に厚木基地の騒音の実態を知るために、三宅島の村会議員一三名が視察にやってきた際に、爆同は過去の墜落事故等の被害の実態や反対運動の経験など、住民生活を脅かす影響について説明した。また、土地の買い上げ等に関する質問に答え、反対するならば今しなければならぬと、



以下のような忠告をしたという。「今まで我々がうるさいから移転補償をお願いしても、公示価格の六割しか国は買い上げしてくれない。それは分かりませんよ。だけど、仮に皆さんお金でつられて、飛行場

作って、今度はうるさいからと言っても、今度は出来たらなかなか飛行場はどきませんよ。だから、やるなら、反対するならば、徹底して反対しなさい」

こうして厚木基地による被害の実態を知ること、NLP代替施設建設をめぐって推進派と反対派に分かれていた村議会では、反対派が勢力を伸ばしていった。その後、三宅島の反対運動団体と爆同との協力は続き、一九八八年四月には反対派支援のために、今度は爆同の代表が三宅島を訪れ、「三宅島基地反対支援全国集会」に参加した。

三宅島でのNLP代替施設建設反対運動は一九八〇年代終わりまで続き、その間、爆同は三宅島の反対運動への支援を続けた。三宅島での強硬な反対運動によって、NLP代替施設建設は阻止され、日本政府は厚木基地で実施しているNLPの代替施設を、三宅島以外の場所に建設することを模索せざるを得なくなった。そこで、硫黄島にNLPの代替施設が建設されることになったのである。

八・三・厚木基地での人間の鎖

一九八七年六月二二日に沖繩の嘉手納基地で、周囲一七kmを二万五千人の鎖によって完全包囲したが、沖繩タイムズなどで大きく報道された。この嘉手納基地での人間の鎖に触

九・第三次訴訟

発されて、県護憲・反安保県民実行委員会では、厚木基地を人間の鎖で完全包囲する計画が持ち上がった。この計画に爆同も協力することになり、一九八八年一月二四日に県護憲から三名、爆同から一名の代表者が沖繩に飛び、嘉手納基地完全包囲を成功させた各実務者から説明を受け、使われた資料を持ち帰った。そうして、厚木基地でも人間の鎖を行うことが決定され、計画が具体化していったのである。

厚木基地完全包囲県実行委員会と県央地区実行委員会の各メンバーを中心に準備が進められ、労働団体などの関係団体に協力を求め、参加者を募った。そして、一九八八年七月二四日、二万八千人が参加し、人間の鎖による厚木基地完全包囲は成功した。



第二次訴訟の控訴審が続く中で、第三次訴訟は開始した。一九九七年二月八日、原告二七九八人によって提訴された訴訟は、相次ぐ追加提訴によって、一九九八年四月二七日に原告数は五〇四七人にまで拡大した。第三次訴訟は、原告数を増やして損害賠償額を上げることで国の基地対策に圧力をかけることを目的としたため、損害賠償請求の総額は四二億九三六〇万円と多額になった。また、原告数を増やした理由には、訴訟自体が爆同の運動の一環であるため、運動の裾野を広げ、一般人々にもっと厚木基地の騒音問題を知ってもらい、訴訟に参加してもらおうということもあった。この背景には、これまでの訴訟において爆同の会員が原告であったことで、一部の住民のみが被害を訴えているに過ぎないという見方をされていたことがあり、そうした見方を打破するため、これまでの第一次、二次訴訟での、爆同の会員が原告であり、一世帯一原告という取り決めに外し、爆同の会員でなくとも誰でも原告団に加わるように方針転換をした。その結果、爆同の活動とは何の関わりを持っていないかった大勢の住民が訴訟に加わることになり、さらに、爆同の会員の中には家族全員が原告となった人もいたために、総勢

2004 (平成16) 年					2003 (平成15) 年				
9・9	9・3	6・9	6・1	2・8	11・5	10・2	9・7	7・6	6・29
東京高裁第2回公判					F/A18Fスーパーホーネット配備反対怒りの炎集会15日まで監視行動				
現地検証(現地進行協議)					爆音監視・市民集会、キャンドルデモ、座間防衛施設事務所抗議行動				
対街頭宣伝チラシ作成					第三次訴訟控訴審第1回公判				
座間防衛施設事務所へ申し入れ					爆同第43回代議員総会				
8日外務省へ					控訴審勝利・原告決起集会				
追加配備反対					座間防衛施設事務所抗議要請行動				
第三次訴訟団第7回代議員総会					NPO大学基地視察・藤田代表立会い				

2003 (平成15) 年					2002 (平成14) 年				
5・21	5・18	2・10	2・9	3・4	10・16	10・11	9・15	8・30	3・5
野市上大槻。					座間防衛施設事務所、爆音抗議と申し入れ				
米軍ヘリUH-60不時着。秦					NLP通告抗議・横浜防衛施設局・基地正門抗議				
和公園から相模大塚駅					基地正門抗議↓怒りの炎集会・国会議員3名参加				
ヒューマンチェーン大行動・大					大和駅 街頭宣伝署名活動				
アメリカへ派遣。					座間防衛施設局抗議・要請活動				
第三次訴訟第6回代議員総会					ピースフェスティバルin大和2002				
爆同・三次訴訟団代表で団長を					米軍ジェット機E-A-6B部品落下。藤沢市長後。屋根破損。				
第三次訴訟団代表で団長を					防衛施設庁・外務省要請行動				
第三次訴訟横浜地裁判決。国が					第三次訴訟横浜地裁判決。国が				



五〇四七人という大原告団が結成されたのである。

そのため、第一次と第二次の訴訟では、爆同の活動と訴訟は組織としても活動に参加するメンバーとしても、重なり合っていたが、

第三次訴訟以降、原告団と爆同は別組織となる。実際には、原告団と爆同とは連絡先が同じであり、爆同の会員が原告であることは多く、爆同は組織として全面的に訴訟を支援している。だが、本稿の趣旨は爆同の活動について述べることであるため、以後の厚木基地騒音訴訟については、概略を説明するに留める。

第三次訴訟の大きな特徴の一つが、飛行差し止め請求をせず、過去分と将来分の損害賠償請求のみに限定したことであり、これは厚木基地の訴訟だけでなく、他の基地騒音訴訟にも見られなかった点である。

飛行差し止め請求をせず、損害賠償請求のみとする方針の決定に至るまで、爆同の中では激論があり、「筋が通らんじゃないか」という反対意見も強かった。一九九七年一月一八日の爆

同執行委員会と一月二十九日の第三次訴訟団の役員会で、第三次訴訟で差し止めを請求しない方針が提示された。その際に、本筋論と現実論がぶつかり、激しい議論になった。訴訟によ

って飛行差し止めを勝ち取り、静かな空を取り戻そうと考える「本筋論」を支持する人々からは、反発が強かった。だが、厚木だけでなく、それまでの様々な基地騒音訴訟で飛行差し止めが認められていないため、飛行差し止めを求めると司法的救済が得られる見込みが少なく、むしろ原告数を増やして損害賠償額を上げ、騒音被害は違法であるという判決を積み上げることで政府に圧力をかける方が、より現実的な騒音解消につながるという「現実論」が提示された。さらに、弁護団からは、損害賠償額を莫大なものにし、国の財政的負担を困難にすることで厚木基地に対する何らかの対策を講じさせようという意見が示され、それも議論に影響した。議論の末、口頭弁論中で必ず飛行差し止め

に触れることを条件に、飛行差し止め請求をせず損害賠償請求のみとする方針を全員が受け入れた。

以上の事情から、差し止め請求をつけなかったことで、当初は三次訴訟は金取りだといって攻撃されたといわれている。一九六〇年の結成当初からの爆同の悲願や、一九七六年に裁判を始めた理由が「平和で静かな空を取り戻そう」

であったことを考えると、飛行差し止めを請求しないことは、爆同を母体とする原告団にとって苦渋の選択だったのである。

二〇〇二年一月一六日、第三次厚木基地騒音訴訟の一番判決にて、WECPNL七五以上の地域での騒音が受忍限度を越えているとして、四九三五人の原告に対して総額約二七億四千万円の損害賠償の支払いが被告である国に対して命じられた。将来分の被害に対する損害賠償請求についての請求は却下されたものの、原告側の満足のいく判決であった。それは、「国による厚木基地の設置、管理には違法性があるといわざるを得ない」「騒音状況を相対として把握すべきで、NLPの有無だけで判断するのは相当ではない」との司法判断が下され、損害賠償範囲がこれまでの厚木基地騒音訴訟のうち、最も広がったためである。

これまでの厚木基地騒音訴訟において、WECPNL八〇以上の地域にしか認められなかった損害賠償がWECPNL七五以上の地域までに拡大されたことは、第三次訴訟の目的を達したといえる。さらに、被告側が主張した危険への接近理論や「勤め人論」を理由とした損害賠償額の減額措置は採用されなかったため、この判決に原告側はおおむね満足した。そのため、裁判の早期決着を図るためにも、原告側は国が控訴しない限り積極的な控訴はしないと



いう基本方針を示し、防衛施設庁や外務省日米地位協定室の関係者らに控訴しないよう要請した。だが国は、WECPNL七五以上の区域まで損害賠償の対象範囲が拡大されたことや、「危険への接近理論」が否定されたこと、過去の厚木基地訴訟の判決と比べて防音工事の助成を受けた世帯に対しての損害賠償額の減額率が低くなったことなど、承服できない点があることを理由に、一月二十九日に控訴した。

二〇〇三年七月から東京高裁にて控訴審が始まり、二〇〇六年七月一三日に高裁判決が言い渡された。判決では、過去分の損害賠償として総額約四〇億四千万円の支払いが国に命じられた。この賠償額は、二〇〇五年一月の新横田基地訴訟の高裁判決での約三二億五千万円を上回り、基地騒音訴訟としては過去最高であつた。また、賠償の範囲について

でも一番の判断が維持され、WECPNL七五以上の区域とされた。そして、「危険への接近理論」を理由とした賠償額の減額は採用され



2002年10月16日 第三次訴訟横浜地裁判決報告集会

2006 (平成18) 年					2005 (平成17) 年					2004 (平成16) 年							
9	9	7	7	2	10	7	5	4	2	2	12	11	9	9			
24	10	13	11	12	1	26	29	28	19	13	9	20	24	12			
会	第三訴訟原告団臨時代議員総	ピースフェスティバル2006	第三次訴訟東京高裁判決	第三訴訟東京高裁判決	東京高裁結審公判	ピースフェスティバル2005	市民行動	キャンブ座間と厚木基地を結ぶ	事務所抗議(NLP通告)	爆音監視行動・座間防衛施設事	キャンブ座間・人間の鎖行動	第三次訴訟第8回代議員大会	ピースフェスティバル2004	スーパードットネット追加配備反	対基地要請・監視行動	違法爆音を許すな11・20厚木基地行動	東京高裁第3回公判

なかった。他方、将来の損害に対する損害賠償請求については、「考慮すべき事情が将来、変動することが予想される」という理由で却下された。

この高裁判決を原告側は「騒音被害に対する国の責任に踏み込んだ一審判決を全面的に支持している」と積極的に評価し、最高裁へ上告しない方針を決定した。そして、国も上告しなかったため、第三次厚木基地騒音訴訟は高裁判決で確定した。

一〇．現在までの爆同の活動

(二〇〇〇年～二〇一〇年)

第三次訴訟が継続する中で、訴訟以外に爆同はどのような取り組みをしていたのだろうか。一九九〇年代終わりから現在までの爆同の活動を概観していく。

一〇一・展示飛行(デモンストレーション)の廃止

厚木基地の基地開放日でのエアショーで行われていた展示飛行(デモンストレーションフライト)は、二〇〇一年以降は廃止された。米海軍がこの決定に至った経緯には、爆同の活動と、自治体による働きかけがあった。

そもそも展示飛行とは、急上昇、急降下、急旋

回、低空飛行などを繰り返す飛行であり、米軍は基地開放日でのエアショーにおいて実施していた。この展示飛行は、騒音の激しさのみならず、墜落事故への不安から、中止を求める住民の苦情や抗議が殺到していた。しかし、米軍は日米友好親善のためや、展示飛行を目的に基地解放日に来場者が来るという認識をしていたため、展示飛行の中止には難色を示していたのである。

展示飛行が廃止に至るきっかけとなったのは、一九九七年六月二六日に起きた、厚木基地の基地開放日に向けて、展示飛行のリハーサル訓練中にパラシュート部隊が基地外に着地し、民家等に損害を与えた事故であった。翌日には、この事故に対して爆同は抗議声明を出し、展示飛行の即時停止を訴えた。この年以降、基地開放日での展示飛行の中止を求めて、爆同は抗議を続けることになる。翌年の一九九八年八月二七日から三〇日に、八月二九日と三〇日に開催される基地開放日での展示飛行の中止を求めて、抗議と監視行動を厚木基地の北側で行った。

また、展示飛行の中止を求めて、自治体も動き出していく。一九九八年の基地開放日での展示飛行の中止を求めて、六月二九日に大和市長と市議会、綾瀬市長、基地周辺の五市議会で作る基地対策協議会は厚木基地司令官らに対し

要請した。さらに、八月一三、一四日には、周辺七市は連名で厚木基地の基地開放日における展示飛行の実施が公表された事に対して中止を求めた。

こうした爆同の活動や自治体から要請もあつてか、一九九八年八月二九日に国際情勢による警戒体制強化のためという理由で、予定されていた厚木基地におけるエアショーが中止され、展示飛行は行われなかった。

翌年になつても、基地開放日にも厚木基地のエアショーにおける展示飛行を計画しないように求める働きかけは続き、例えば、一九九九年八月二〇日に周辺七市は連名で要請した。だが、一九九九年九月二五、二六日の基地開放日には、展示飛行が実施された。

そのため、二〇〇〇年の基地開放日での展示飛行について、三月六日、神奈川県議会議務企画常任委員会において、神奈川県は「NLPとは異なり、日米安全保障条約上関連のない単なる「曲技」との認識を初めて明らかにし、中止を強力に働きかける姿勢を明確にした。爆同もまた、二〇〇〇年六月二九日、エアショー・展示飛行の中止を求めて厚木基地正門前で抗議のシュプレッヒコールを行い、七月一、二日にエアショー・展示飛行の強行実施に抗議し、監視行動をした。これらの活動の影響もあつてか、米海軍は七月二八、二九日に予定されてい

た基地開放日の展示飛行を中止すると発表した。これを受けて、爆同、第三次訴訟団、神奈川県平和運動センターの三者は声明を発表した。

この基地開放日での展示飛行や、深刻化するNLPに抗議するために、大和市の土屋市長が厚木基地との友好関係断絶を宣言したことが功を奏したのか、二〇〇一年以降、基地開放日での展示飛行に関して、米海軍は地元自治体や住民に対する配慮を示していくことになる。二〇〇一年四月一八日には、米海軍厚木航空施設司令官が大和市長を来訪し、この年の基地開放日に展示飛行を行わないことを表明した。そのため、大和市長は二〇〇一年六月五日、基地開放日に展示飛行をしないという表明を受けて、友好関係断絶を解除する方針を発表し、七月末の基地開放日に出席する意思を示した。

基地開放日での展示飛行が中止されるだけでなく、将来に渡って廃止していく方針が示されたのは、二〇〇二年であった。この年の基地開放日での展示飛行について、二〇〇一年一月二八日に大和市長は在日米軍海軍司令官に対し展示飛行の廃止要請を行った結果、司令官は二〇〇二年の展示飛行の中止を表明するとともに、厚木基地周辺住民が展示飛行の実施を望まないなら将来も行わない方針を示唆した。さらに、二〇〇二年四月一五日、神奈川県と周辺七市は国と在日米海軍司令官等へ、厚木基地



1999年9月26日に行われた、厚木基地でのデモ・フライト

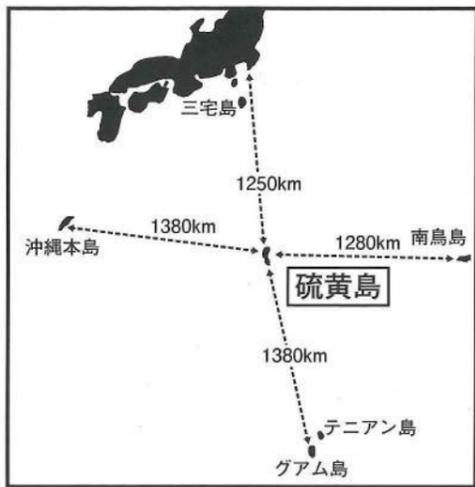
2008 (平成20) 年					2007 (平成19) 年													
12・10	12・7	10・26	10・6	9・21	9・20	9・7	7・30	7・20	5・12	12・17	12・8	11・18	11・11	9・1	7・8	7・1	2・4	
第四次訴訟第4回口頭弁論	成総会(大和)	全国基地訴訟原告団連絡会議	ピースフェスティバル2008	怒りの炎行動	平和を願う市民の集い(大和)	XP-1監視行動	第四次訴訟第2回口頭弁論	第四次訴訟第1回口頭弁論	第四次訴訟第1回口頭弁論	第四次厚木爆音訴訟提訴	第四次訴訟勝利大和集会	ピースフェスティバル2007	第四次訴訟第1回代議員総会	第四次訴訟第1回代議員総会	第四次訴訟第1回代議員総会	第三次訴訟団最終代議員総会	第三次訴訟団第10回代議員総会	第四次訴訟第1回口頭弁論



「エアショーにおける展示飛行の廃止を要請した。これらの展示飛行の廃止を求める要請を受けて、二〇〇二年五月二二日、在日米海軍司令官は外務省の副大臣との会談で、「展示飛行は今後行わないことにした」と述べ、正式に展示飛行の廃止を明らかにしたのである。

一〇二・NLPへの抗議

厚木基地から約一二〇〇km離れた絶海の



孤島であり、無人島である硫黄島において、一九九一年一月以降NLPが実施され、一九九五年以降はNLPの約九割が硫黄島で行われるようになった。だが、硫黄島はあくまでも暫定的な施設という扱いであり、米軍は硫黄島が遠方にある点や天候不順などを理由に上げ、NLPの硫黄島での全面実施は困難という判断を示してきた。そのため、硫黄島での施設完成以後も、厚木基地でのNLP実施は完全にはなくならず、NLP実施のたびに爆同は抗議を続けた。

二〇〇〇年九月には、五日から八日と、九月一八日から二二日、月に二回もNLPが実施されたことに対して、抗議した。また、二〇〇一年二月二三日にはNLPの通告に対して抗議するため、爆同は基地北側で古材を燃やし、「怒りの炎」集会を開催した。この時に予定されていたNLPは、理由が開示されることなく、中止された。同年九月二四日、爆同は「違法爆音・NLP反対住民集会」を開催し、九月二五日に憲法磨きの丘で「怒りの炎・抗議集会」を行い、強く抗議の姿勢を示した。

NLPに関して、日米両政府は二〇〇二年二月一日、「NLPは硫黄島で実施すること」で政治合意をし、二月四日に防衛施設庁は「NLPの日米両国政府了解事項」を公表した。その内容は、以下のとおりである。

- (1) 合衆国政府は引き続きできる限り多くのNLPを硫黄島で実施する。
- (2) 合衆国政府が本土の飛行場においてNLPを実施しなければならぬ場合においては、合衆国政府は、従来の慣行を継続し、できるだけ早く日本政府に通知するとともに、騒音・環境等の面に最大限配慮する。

こうした情勢を受けて、爆同は二〇〇二年三月一三日に社民党国会議員二名の立ち会いの上、基地正面前で抗議集会と中止を求める要請行動をし、夕刻には、違法爆音・NLP反対を提示する「怒りの炎県民集会」を開催した。

上記した二〇〇二年のNLPに関する日米の政治合意が重く配慮されていたためか、これ以降、厚木基地でのNLP実施は回避されてきた。だが、二〇〇七年五月上旬に、約七年ぶりにジェット戦闘機によるNLPが厚木基地で実施された。この時も、爆同は断固抗議している。

一〇三・スーパーホーネットの配備阻止

一九八〇年代に自衛隊の対潜哨戒機P3C配備阻止に取り組んだように、二〇〇〇年代には米軍の新型機F/A18（スーパーホーネット）や、P3Cの後継機であるXPIIの配備

阻止運動が展開された。

スーパーホーネットの配備が取りざたされたことを受けて、二〇〇三年一月一八日、爆同の執行委員会はスーパーホーネット配備に抗議する方針を決定した。そして、一〇月二九日、スーパーホーネットの強行配備反対の要請書を外務省へ提出し、同年一月一三日と二月一二日にスーパーホーネットの強行配備撤回を求め、基地南側で監視抗議行動を行った。また、二月二三日には米軍に要求書を提出した。

だが、二〇〇四年五月一五日、米軍がスーパーホーネット一〇数機を今秋にも厚木基地へ追加配備すると、新聞各紙は報道した。これを受けて、爆同は六月八日に外務省に配備中止を



求める申し入れを行った。だが、同年八月二〇日に、外務省はスーパーホーネット配備の通達が米側からあったと発表し、同年一〇月二日、スーパーホーネット一〇機が厚木基地に飛来し、



2003年11月13日 F18スーパーホーネット配備に抗議行動

2010 (平成22) 年					2009 (平成21) 年								
5	4	4	4	3	2	12	12	10	7	5	4	3	2
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
23	18	27	26	5	14	21	2	31	19	18	22	8	23
大和集会	り込み行動	P-1配備抗議	P-1配備撤回	交流視察	第四次訴訟第10回口頭弁論	「新政権への政策要請行動」	第四次訴訟第9回口頭弁論	ピースフェスティバル2009	爆同第49回代議員総会	飛ばず。	関東防衛局抗議行動	第四次訴訟第6回口頭弁論・南	第四次訴訟第2回代議員総会
		爆同鈴木保委員長逝去	第四次訴訟第11回口頭弁論	7日まで	いと連帯し基地の実態を学ぶ							(藤沢)	

強行配備されたのである。

なお、海上自衛隊の後継機X P-1の厚木基地への乗り入れについても、取りざたされている。二〇〇八年九月五日、自衛隊の新たな対潜哨戒機X P-1の試作機が厚木基地に配備され、試験飛行が始まった。これに対して、爆同は、厚木基地へのジェット機の乗り入れを規制した四六文書での約束に違反すると抗議している。

また、二〇一〇年五月一八日から二〇日、自衛隊の新対潜哨戒機P-1が試験飛行の名のもとに厚木基地に配備され、それに対して爆同は座り込みなどを行い、抗議した。五月二三日には「P-1配備撤回！五・二三天和集会」を開催し、大和市、綾瀬市の市長宛ての質問状を提出した。

一〇―四、他の運動団体との連帯・交流

二〇〇〇年代の爆同の運動は、他の運動団体との連帯や協力、交流が盛んになり、新たなネットワーク組織が結成されたという特徴が見られる。その皮切りは、二〇〇〇年の県央共闘会議の結成に表れている。

二〇〇〇年六月一八日、「原子力空母の母港化に反対し、基地のない神奈川をめざす県央共闘会議」が、爆同、平和・民主団体、自治労、湘北教組、全通、相鉄労組、高教組の各組織から八〇



名の代表の参加により結成された。この「県央共闘会議」は、厚木基地や座間キャンプ、相模補給廠、横須賀基地など、神奈川の米軍基地での軍事的行動と機能強化に反対し、県央地区で平和、反戦、反基地に取り組む唯一の平和、民主団体として発足した。これ以降、県央共闘会議は神奈川平和運動センターと同様に、爆同の活動に強力な支援をしていくことになる。

例えば、二〇〇一年一月一八日に開催された「違法な爆音を止める！厚木基地はいらない！一・一八大行動」は、爆同、神奈川県平和運動センター、県央共闘会議などが主催し、五千人が参加した。また、二〇〇二年九月八日に大和公園で開催され、千人が参加した「アジアに平和を、静かな空をめざす、ピースフェスティバル」は、県央共闘会議が主催した。

県央共闘会議の特筆すべき活動は、韓国の反基地運動団体との交流である。二〇〇一年五月一七日から二〇日にかけて、県央共闘会議は在韓米軍基地を視察する三泊四日のツアーを企画し、この視察ツアーに爆同からも三名が参加

した。これ以後、およそ一年に一度、韓国反基地平和ツアーが開催され、さらに、日本で開催される基地問題に関するシンポジウムに、韓国の反基地運動団体の方がパネリストとして招かれるようになった。そのため、日韓の米軍基地周辺の住民による反基地運動団体の相互交流が深まることになる。

なお、爆同は、県央共闘主催の韓国反基地平和ツアーに、二〇〇三年七月と、二〇〇九年四月にも参加している。二〇〇九年の第七次反基地地訪韓団では、済州島南西部の江汀を訪れた。この地域の住民は、「海軍基地承認取り消し訴訟」を準備し、六八億ウォンの漁業権補償施行に反対し、「補償合意決定の違法性」を提起して闘っている。基地建設予定地の反対派住民から説明を受け、連帯を誓い合ったという。



このように、県央共闘の取り組みに参加することで、爆同は韓国各地の反基地運動団体との交流を積み重ね、連帯を強化してネットワークを築いている。そうした取り組みは、日本と韓国の共同での、米軍基地における環境問題に関

する国際シンポジウムの開催に結びついた。二〇〇八年には「沖縄・日本・韓国共同 米軍基地環境調査研究 国際シンポジウム」が沖縄国際大学で開催され、二〇〇九年には第二回国際シンポジウムがソウルで開催され、日韓の複数の反基地運動団体の代表が集まり、パネリストとしてそれぞれの基地が抱える被害の実態について報告した。なお、「第三回米軍基地環境調査国際シンポジウム」は、二〇一〇年一〇月二日に大和市で開催された。

そうした取り組みによって、在韓米軍基地でも日本と同様の問題を抱えていることが、日本でも知られるようになった。そして、日本と韓国の反基地運動団体の交流は、運動のネットワークを構築しただけでなく、東アジアという広がりの中で米軍基地の駐留の実態について考えるという、新しい視点を日本の反基地運動団体に与えたといえる。

一〇―五、全国規模の

ネットワーク組織の結成

米軍基地問題に取り組む運動団体による、全国規模のネットワーク組織が立ち上げられたことは、近年の新たな動きといえる。

これまで爆同は、神奈川県内の様々な労働組合などの支援団体と協力して活動してきた。また、県央共闘会議や、全国基地問題ネットワ



2007年11月26日 韓国・ソウル市内で開かれた、爆音被害のシンポジウムに参加

2010 (平成22) 年



8月22日に開かれた第50回爆同総会

- 6・12 爆同臨時代議員総会で藤田栄治新委員長を選出
- 6・27 鈴木保委員長を偲ぶ会
- 6・30 第四次訴訟第12回口頭弁論
- 7・30 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議第2回総会
- 8・22 爆同第50回代議員総会
- 9・6 第四次訴訟第13回口頭弁論(本人尋問)
- 10・2 第3回米軍基地環境調査国際シンポジウム・高座渋谷
- 10・26 爆同結成50周年記念式典

一クの結成など、それぞれの運動団体が対等な立場で参加できる、横のネットワーク組織の結成を求める動きは、それ以前にも見られた。だが、そうしたこれまでの支援団体やネットワーク組織は、基地問題に取り組み住民による運動団体の集まりではなく、労働組合や市民団体による平和運動という色彩が強く、政治色や政党色が見られた。例えば、「全国基地問題ネットワーク」は、米軍基地を抱える自治体の旧総評系の労働組合や市民団体など平和運動団体で構成するネットワークであり、総評の解散後、全国規模の組織がなくなったため、平和運動センターが呼びかけ、一九九七年五月一六日に那覇市で結成されたという経緯がある。

そうした中で、政治色や政党色を出さずに、基地問題に取り組み各地の住民による運動団体が、横のネットワークを構築する動きが、爆同のメンバーが沖縄の市民運動団体と交流を深めたことから始まった。二〇〇〇年二月一九日、爆同は沖縄の反基地闘争とともに闘う集会を開催し、同年七月二〇日に行われた嘉手納基地包囲行動に、爆同から代表五名が参加した。また、二〇〇四年七月一日から二泊三日の沖縄での反基地運動との交流に、爆同の鈴木保委員長が参加し、那覇、宜野湾、辺野古を訪れた。さらに、二〇〇五年五月一五日には、沖縄平和行進と普天間基地包囲行動へ爆同の代表が参加

した。

こうした相互交流が深まる中で、米軍再編計画の中間報告が二〇〇五年一〇月に発表され、各地の米軍基地では、基地機能の強化をもたらす米軍再編に団結して反対する動きが生まれ、そのため、二〇〇六年一月八日に在日米軍再編に反対する市民団体九団体が横浜市で集まり、「日米軍事同盟・基地強化と闘う全国連絡会」（仮称）を結成することを決定した。同年四月一七日には、この「日米軍事再編・基地機能強化と闘う全国連絡会」は、日本外国特派員協会と海外メディア向けに記者会見をし、各地の反対運動を紹介し、基地強化に反対する姿勢をアピールした。

また、二〇〇七年以来、全国で騒音被害と闘う訴訟団の集まりを持つという声を受け止め、爆同が中心となって、交流集会を開催する準備が進められていた。そして、爆同が呼びかけ人となり、二〇〇八年九月五日から七日、全国の在日米軍・自衛隊基地の騒音被害を訴える訴訟原告団・訴訟準備会の計七団体が大和市で交流集会を開催した。参加団体は、沖縄の新嘉手納基地爆音訴訟原告団、普天間基地から爆音をなくす訴訟原告団、小松基地爆音訴訟連絡会、横田基地差し止め訴訟原告団、岩国基地爆音訴訟準備会、横田基地等の公害対策を進める準備会、第四次厚木爆音訴訟原告団の七団体

と、爆同の計八団体であった。六日の交流集会に全大会・分科会討論に一三〇名、六日夜の記念集会には三〇〇名の参加があった。また、七日は県外からの参加者が参加した、横須賀・キヤンプ座間・ノースドックを見る基地ツアーも行われた。この交流集会で、基地騒音訴訟に取り組み団体が初めて一堂に会したことによって、今後も情報交換を続けるために、連絡会議を立ち上げることが合意された。そして、二〇〇八年二月八日、「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」が結成された。基地騒音訴訟に取り組む全国の原告団と訴訟準備団体による横のネットワーク組織が作られたことによって、これまで培われてきた基地騒音訴訟の経験が伝えられ、岩国基地で初の基地騒音訴訟の提訴などに活かされていくのである。

一〇一六、岩国基地への厚木基地艦載機移駐計画

厚木基地の空母艦載機部隊五九機を岩国基地に移駐させる計画が、在日米軍再編計画の一部として持ち上がり、二〇〇五年一〇月に中間報告が発表され、二〇〇六年五月に最終報告が地元の合意を得ないまま、二〇〇六年五月三〇日に閣議決定された。

爆同は、この米軍再編計画に対して、「厚木基地と岩国基地での騒音のたらいまわしでは爆

音はなくならない」として、「米軍は米本国へ帰れ！騒音を米本国に持ち帰れ！自衛隊は来るな！」と基本見解を発表し、大和市や横浜防衛施設局に申し入れを行った。また、爆同は、「米軍機の爆音が軽減される確かな保証はなく、自衛隊機の追加配備は爆音の通年化、基地の恒久化につながり、住民の期待を満たすものではない」とする米軍再編に対する見解を発表した。さらに、厚木基地の空母艦載機五九機を岩国基地に移駐する計画に対し、「受け入れ先の地元住民の立場を考えると、岩国移転を評価することはできない」とする立場を明らかにした。そして、二〇〇六年五月二二、二三日、神奈川県運動センターと県央共闘会議も参加し、爆同は横浜防衛施設局に米軍再編と厚木基地、岩国基地の騒音のたらいまわしと四月からの異常な



2006年3月19日 岩国基地への艦載機移転反対集会

厚木基地での爆音に抗議し、要請した。このように、爆同は厚木基地の艦載機部隊を



2008年9月6日 大和市内で開催した全国基地爆音訴訟原告団交流集會



2008年12月13日 横浜市内で開かれた米軍再編基地強化と闘う全国連絡会第3回総会

岩国基地に移駐する計画に反対する姿勢を示し、岩国市での艦載機移駐に反対する市民運動に支援し、協力していった。二〇〇六年三月二日に岩国市で実施された、艦載機移駐の是非を問う住民投票の成功に向けて、岩国市では市民運動団体主催のイベントが行われた。三月五日に錦帯橋の付近で開催された集会上、爆同から代表が参加し、岩国市民に対して「岩国基地への厚木基地艦載機の移駐を我々は望んでいない」と訴えた。

岩国基地での艦載機移駐に反対する岩国基地周辺住民による運動と爆同との交流や支援は、岩国市での住民投票後も続き、それが岩国基地爆音訴訟準備会の形成と、二〇〇九年三月の岩国基地周辺住民による初めての騒音訴訟の提訴への支援につながっていくのである。

なお、岩国基地へ厚木基地の艦載機が移駐された後も、厚木基地の騒音の軽減とはならないのではないかと指摘がある。それは、ジェット戦闘攻撃機の修理部隊や必要な資材が厚木基地に常備されているため、今後も厚木基地でのジェット戦闘攻撃機の訓練実施があり得るといふ見解を米軍が示しているからである。さらに、国内で唯一米軍機の整備を請け負っている「日本飛行機」という会社の整備工場は厚木基地に隣接しており、空母艦載機部隊が岩国基地へ移転しても、整備工場は岩国に移転しな

いと、「日本飛行機」の幹部は朝日新聞の取材で述べている。また、二〇〇六年六月の衆議院安全保障委員会で額賀防衛庁長官は、「おそらく日常的な整備機能は岩国に移転すると思うが、定期整備や本格的な整備は引き続き厚木に残る部隊が実施する」と説明している。このように、空母艦載機部隊の整備が移駐後も厚木基地を拠点に行われる見通しであるため、岩国基地への艦載機移駐後も厚木基地周辺で騒音が続くことが住民に懸念されていて、厚木基地での騒音が軽減するという国の主張に、厚木基地周辺住民が不信感を抱く要因となっている。また、米軍再編によって岩国基地から厚木基地へ移駐が計画されている自衛隊機一七機のうち、四機はジェット機のU36A訓練支援機であることも、厚木基地周辺での騒音が軽減するという国の主張が、疑わしいと受け止められている要因の一つである。

厚木基地において自衛隊の基地使用が始まった一九七一年に、横浜防衛施設局は大和市と綾瀬市(当時は綾瀬町)に対し、一月二〇日付けの「厚木海軍飛行場の海上自衛隊による共同使用について」という文書で、「自衛隊は緊急やむを得ない場合以外はジェット機は使用しない」と通知した。これは、四六文書といわれている。また、一九九四年二月一五日の通知では、「厚木基地へジェット機の配備は行わない」と

記されている。これらの約束は今も生きているため、現在も厚木基地に配備されている自衛隊機は、プロペラ機であるP3C哨戒機が二〇数機である。にもかかわらず、防衛省は後続機をジェット機に転換する計画を進めていて、二〇〇七年夏に試験機が初飛行し、二〇一一年度末には配備が進められる見通しと報道されている。つまり、米軍再編計画には岩国基地への厚木基地の艦載機移駐が示されている。厚木基地で訓練が実施されなくなるとも、厚木基地が返還されるとも明記されていないため、岩国基地への移駐が、厚木基地での騒音の軽減や、厚木基地の返還につながるかは分からないのである。

一〇一七 第四次訴訟

第三次訴訟が二〇〇六年七月二三日に高裁判決が言い渡され、確定して以来、爆同では「第三次訴訟の火は消さない、熱は冷めないうちにやったほうが良い、運動の火は決して消すべきでない、訴訟を続けることが爆音減少の原動力になる」という多くの意見を受けて、二〇〇七年一月頃から第四次訴訟についての検討を始めた。爆同は第四次厚木基地騒音訴訟では、第三次訴訟では請求から外れた「飛行差し止め」を再び請求する方針を一月二六日に明らかにした。また、同年三月二日、爆同は第四次厚木基地

騒音訴訟について、米軍機と自衛隊機の「飛行差し止め」について、従来の民事訴訟とは別に、行政訴訟も提起する方針を明らかにする。三月頃から具体的な準備に取り掛かり、三月下旬から二〇万枚のパフレットと加入申込書を対象地域に配布して、原告の募集活動に入った。



を横浜地裁に提訴した。なお、二〇〇八年四月二二日の追加提訴により、原告数は総勢で七〇五四人の大原告団となり、基地騒音訴訟では最大規模である。

第四次訴訟では、損害賠償請求はするものの、飛行差し止め請求を中心に据えて闘う方針が示されている。また、従来の民事訴訟とは別に、一部の原告が行政訴訟としても飛行差し止め請求を提起している点も、この訴訟の特徴といえる。



毎年秋に行われる小・中学校に運動会 米軍機や自衛隊機の騒音に悩まされる



2007年12月17日 第四次訴訟 横浜地裁へ提訴

第四次訴訟での差し止め請求の内容は、以下のとおりである。

- (1) 午後八時から翌朝八時までの飛行禁止。
- (2) それ以外の時間帯の飛行について七〇ホン以下に抑制。

第四次訴訟は二〇〇八年五月から口頭弁論が始まり、二〇一〇年九月現在までに一三回の公判が行われ、審議が継続している。

一一・爆同の五〇年を振り返って

一九六〇年に始まった爆同の運動は、二〇一〇年現在、五〇周年を迎える。爆同のこれまでの運動を振り返ると、五〇年間も運動を続けたことは偉大だが、五〇年間も運動を続けなければならなかったことは、不幸だともいえる。なぜならそれは、五〇年間運動をしながらも、厚木基地の爆音は今もなくなっていないこと、証人だからである。結成当時から爆同に関わってきた方々は、人生の大部分を爆音と共に過ごし、長い時間を爆同の運動に費やしてきた。そして、もし爆同が運動を休止し、関係機関への働きかけをやめてしまったら、今も深刻な爆音はもつとひどい状態になってしまおうという危

惧を捨て切れなからこそ、運動を続けざるをえない状況は、今も変わっていない。

絶え間なく続く厚木基地の爆音に対して、当初は降りかかる火の粉を払うかのごとく、やむにやまれぬ気持ちで始まった運動であったが、爆同という組織が分裂もせず、現在まで継続できた理由の一つには、その運動方針にあるといえる。爆同は、厚木基地の爆音の実態について問題提起し、何ら実効性のある政策が行われない現状に対して異議申し立てを続けてきた。そうした中で、「騒音のたらい回し」といえる、新たな基地を建設し、新たな被害者を生み出すとする国の政策を批判し、候補地となった三宅島や岩国基地周辺の住民と共に反対運動に取り組むという運動を貫いたことにこそ、爆同の持つ偉大さがある。他者に被害を押し付けることによる解決を望まず、そうした政策を批判してきた爆同の運動方針の崇高な姿勢が、外部から爆同へ向けられる批判を排除し、爆同の内部において組織としての揺らぎをもたらさなかつたのであろうと思われる。

「何のために運動をするのか」という市民運動を支える理念や目的は、その根本に「どんな社会であることを望むのか」という社会に対する理想像の提示が含まれている。市民運動を担う者は、社会に対して異議申し立てをすることによって、社会と対話すると同時に、自らと向

き合い、「どんな社会であってほしいと望むのか」、「将来の世代に何を残そうとするのか」という問いと向き合うことになる。

この爆音をどうするのか、どうすることが望ましいのか。これは、運動を続ける中で爆同が五〇年間突きつけられてきた問いであると共に、社会全体が突きつけられている問いであるといえよう。

朝井志歩(あさいしほ)

一九七四年神奈川県生まれ、一九九八年三月法政大学社会学部卒業、二〇〇八年九月法政大学大学院社会学研究科社会学専攻博士後期課程修了、博士社会学、専門は社会学、環境社会学。現在、法政大学兼任講師、都留文科大学、富士常盤大学非常勤講師

(25周年記念誌から採録)

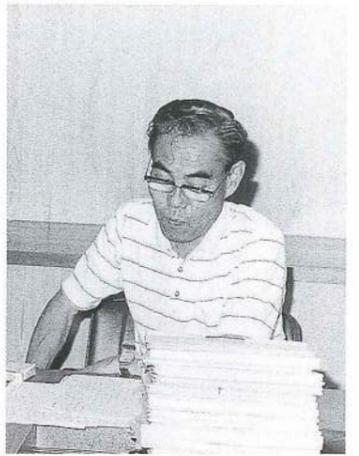
座談会

厚木爆同25年の歴史



司会 ・ 浜崎 重信 (現書記長)

出席者 ・ 真屋 求 (初代委員長)
・ 小池 貞夫 (弁護士)
・ 鈴木 保 (現委員長)
・ 金子 豊貴男 (情宣部長)



真屋 求さん
初代爆同委員長

浜崎 本日はおいそがしい所をご出席いただき、大変ありがとうございます。私達の厚木基地爆音防止期成同盟も今年で結成二十五周年を迎えました。この結成二十五周年を記念して今回、記念誌を発行することになりました。この座談会では今まで書かれていないいろいろな苦労の話とかをとりまよとめていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、前の書記長並びに委員長だった真屋さんから結成の経過を。

結成の経過

真屋 厚木基地爆音防止有償疎開期成同盟が最初で……(笑)

浜崎 それが最初だったのですか。いろんなつくられた時の苦労があると思えますので、ちょっとその辺を含めて、当時会員が何名位で、ど

のように結成されたかと……。

真屋 大変難しいな。ちよつと僕ね、引きずり出した一番の陳述書、それを読んだ方が早いので、必要などだけ読んでみます。「自治会の皆さんは、35年1月頃から5月頃までに引越してきた。それは18戸ですね。35年6月1日早朝に、百雷同時に落つ」と形容しても決して誇張ではない天地を揺がす爆音に耳をおさえ、3歳の次男が家内に、5歳の長男が私に抱きついてきた。何が起ったのか飛び出してみたら、ジェット機が飛んでいる。そういうことで、皆、あつと驚いたわけです。同時にしまったと思ったわけ。ここにきたのを、文化自治会、5月21日に発足していますから、精々十日しかたっていないですね。6月1日ですから、その時点でそういう事態になった。

浜崎 当時、18戸ですか。

真屋 18戸です。それはまあ、一日平均七八八機、一時間平均三十三機、最高が百二十九ホンという爆音の洗礼状況ですね。で、これは何かしなくちゃならないぞと、これでは生きていけないぞと、どうしたらということなんだけど、来たばかりだから、皆、人間関係ができていない。一人ひとりが悩んでいた。けれども、皆が力を合わせなければどうしようもないことだよと、いうことですね、隣近所で話し合ってますね、何とかしなくちゃいかなぞ、皆でやる

うやという合意をつくるために一か月かかっている。で、6月30日に、自治会長のところへ、全員が集まって、とにかく何とかしてくれという陳情を、まず、市にしようやということになって、7月1日から、それはもう毎日、僕ら旦那が行ったり、旦那が行けなかったら奥さんが行ったり、もう18戸、毎日誰れか、入れ替り立ち替り、市へ行ったり、座間の防衛施設事務所へ行ったりした。けども、さっぱりいい返事はもらえない。善処しますという程度だけで誠意は感じられない。だから、俺達18戸だけではどうしようもねえぞと、こういうことになりましたね。まわりの自治会に呼びかけたのは……いつかな……7月16日だったと思います。文化会その下の睦会、その向うの柳会、いちよ会、それからあづま原、(それだけかな)に呼びかけた。ね、三六五戸が集まったわけです。一挙に。それでまあいろいろ話し合ったが、引越してできる人はいいんだがね、もう家もあるし、お墓だ何んだと引越してできない人がいる。二つがあるわけですね。だから爆音を何とかしなくちゃいけない、ということになって、爆音をなくするということと、引越したい人は引越してできるようにしようじゃないかということと、7月23日に、爆音防止有償疎開期成同盟が発足するわけです。そして、それからですね、おそらく三日に一遍行つたと思いますよ。陳情、請願

に。市や県や国に。その段階になると国まで行っている。それでですね、二か月そんなことをやっていた時に、やっぱりもう、市の動き多少ありますが、県も国もさっぱり誠意がないと、話しにならないということ、運動のなかで住民は勉強したわけですね。体を動かすことによって、権力の不誠実さを勉強するわけです。で、そして、引越したいと思っていた人も、今までの運動経過を踏まえたら、引越してもできねえぞ、これは。涙金で追い出されるのは確実だよと、こういうことになりました。で、基地に

どいてもらおうと。そのことに運動を一本にしよう、基地移転と移転されるまでの間の基地機能を減殺する、それまでの保障。ということになったのが35年9月25日、厚木基地爆音防止期成同盟と改名するわけです。それが今の同盟の名前です。同盟の名前は、9月25日に確定するわけです。だから、約二か月の間に僕らは、市なり県なり国なりの対応の不誠実さを身をもって勉強したと、その結果、有償疎開という文字を取るに至つたと、で爆音防止期成同盟とこうなつたと、まあ、おおよそいうとそんなことです。

浜崎 そしてそんなかで運動のなかとしてはね、やっぱり人権侵犯とか、テレビ受信料の不払いとかという形のなかでやってこられたかと思うんですね、そして後は、要するに、周辺

整備法でもって、道路、それからまた学校の防音工事と、進めてこられてきたと聞いていますけど。

真屋 そうですね。

浜崎 市への働きかけなども大変だったようですね。

真屋 大和市臨時市議会を8月19日に開催して、七名構成の基地対策特別委員会を設置したと、これも結構エネルギー使ったですよ、これは。

浜崎 続いてやったのが人権侵犯調査の提訴だろうと思えますが、それはいつから、……

真屋 昭和三十六年にたしかやってるんですよ。

浜崎 そして38年5月28日、人権擁護委員会が結論として「人権侵害の恐れがある」と出しているんですね。

当時の全国的な状況は

金子 当時は基地の闘争というのは、厚木だけだったんですか。ちよつと60年で安保の年でしょう。で全国的に爆音問題出ているんですか。

鈴木 砂川闘争が収拾はしなかったけど、事実上騒動が引いて、横田もなかった……横田は行政の手のつけ方が早かったのだね。だから運動ができないうちにどんどん防衛施設庁が針金

をはって、そういう意味では有償疎開をさせたんだね。だから、今になってみればああいう、やっぱり我々と同じことをやっているのだけど、あそこにはそういう運動ができなかったのではないかな。

小池 それで僕も、金子君と同じ問題意識、聞こうと思つたんですけども、ちよつと爆同の結成が60年7月といたたらさ、安保闘争の真最中なんですよ、安保闘争の影響のようなものにはなかつたのですか。

真屋 それは関係なかつたですね。そういう政治的にね、信念だとか、イデオロギーだとか、安全保障がどうあるべきか、そういうのは全然ない。とにかく、これじゃ生きていけないのだと、何とかしなくちゃどうしようもないのだと。たまたまそれがね、安保の最中であつたというだけ。

小池 本当に純然たる生活防衛なんですね。

金子 当時、爆同が結成された35年6月の最初の組織から、爆同結成、こういう時期は、マスコミには書かれたりしたんですか。

真屋 マスコミは結構書いてくれましたよ。好意的に、各社とも。それは、ちよつと、今でもよく書かれるのだけど、ほとんど神奈川版ですよ。裁判の時なんかは本紙、全国版に入るけど、それ以外はだいたい神奈川版の扱い。



鈴木 保さん
爆同委員長(当時)

多くの成果あげた座り込み

浜崎 それでは、その大きな成果をあげた座り込み闘争についてですね。あの時は真屋さんが委員長で、鈴木さん書記長だった。

真屋 座り込みの時は、……

浜崎 そうそう。だから、一応そういうなかで、座り込みをする時に、実力行使に移ることにしているのは、同盟では今まで、そういったような運動をやったことがないので、どうしても一回やる必要があるだろうということで、実力行使に移ろう、というあれがたしか、その前年だけに執行委員会だか何かで決まったと思うのですね。その点について委員長の方から説明してもらいましょうか。苦心も。

鈴木 43年の総会、それから、総会でかなり論議され、そこで論議したことは、やっぱりかなりなことやろう。虫けらのように扱われてきたわけね、押がみまず、それからよろしく頼みますという行動でね。

一つの提案としては、風船を飛ばそう。そのなかへ水素を入れてね、それを各会員の家の付近からあげようじゃないかと、そうすれば、飛行機がそれによつかつて何とかなるだろう。危険だと思ったら飛ばないだろう。こういう提案だったのですよ。ところが、その総会では何となくいいだろうということを通ったわけね。総

会が終わって10月に執行委員会をやって、こんだ、44年の2月10日にそれをやる。のろしをあげる。でそういう話しをやったら、そういうことは少し危険すぎると、こういう意見がかなり出たのですよ。でその時には決定はしなくて、2月10日に風船を飛ばします、皆さん方の意見は、それなりの意見としてありがたく頂戴しておきます。そういう土俵を使いながら、もう少し防衛施設庁と話しをしてみます、ということでも収拾した。

で、その次に、2月10日が迫ってくるから、暮れから正月にかけて、いろいろ座間の施設事務所所長とやりとりしたのだけど、我々の要求を全面的に聞いて解決するような、そういう方向というのは見い出せなかった。正月あけてから執行委員会をやって、今度はいろいろ検討したけれども、前回の10月の執行委員会で、皆さん方の意志も大変危険だという話しがあったから、少し戦術を下げますと、そのかわり8月に座り込みをやる。ですから、この2月10日というのは一応、この戦術は止めます。こういう提案をし、8月15日から3日間座り込んで、それでも解決しなかったら、それから10日から15日おいて、今度は第二次行動として、また座り込みをする。という、こういう一歩下った戦術にして、それで44年の8月15日から座り込みに入ったわけです。

浜崎 いままでみてきたように、結成のころ様々な運動やってきたわけですね。そういうなかで、市のなかには基地対策特別委員会をつくらしたり、あるいは、学校の防音工事等で、一つ成果があったのですが、もう一つの成果としてはね、テレビ受信料の地域指定がやれたでしょう。あれは昭和39年ですよ。これは一つ同盟の運動のなかでそういうものが出てきたといえますね。

真屋 それが39年4月1日です。半額免除は。ラジオは全額免除、この時テレビは結構もっていましたがね。それが今度座り込みの結果、5月16日になってから、テレビ受信料半額免除を大和全域に拡大しているわけです。これは座り込み闘争の成果ですね。

金子 座り込みでは、どんな事やったんですか。

鈴木 同盟というのは先程の話じゃないけれど、安保は関係なくできた組織だから、労働組合も頭から嫌ったわけね。赤い旗はだめだ、労働組合が応援にくることもだめだ。こういうことを決めて、だから地域住民だけが集まったわけね。毎日二百人位。あそこに小屋を建てて、テントを張って、そのなかで印刷したものを、家庭の主婦の人はそれを綴ったりね、そこに支援にくる人に綴ったものをやったり、炊出しはやる。夜になると、自動車のスタンドとこに行つて、頭を下げていって、古タイヤをかなり集めてきてね、そこに積んで、それに軽油をぶっかけてね、燃やしたわけ、ボンボン、猛烈な、消防からも多少文句が出たりして、事実上、艦載機というか、米軍のジェットは、事実上止めたのですよ。それで、棹を二十本位買ってきて、それを繋ぎ合すわけ、それ一本が何メートルあるか知らないけれど、三本位繋ぐんだな……。

浜崎 三十メートル位あった。

鈴木 それの上に銀紙みたいなものをくっつけて、それから、鏡を割って、まいておく。幼稚なんだ。パイロットがまぶしくて落ちるんじゃないかと。手作りの闘争なんだ。幼稚な闘争だったんだね。それでもね、向うは事実上飛ばなかった。それでも挑発してきてね、金網のごく

そこまでね、やつら艦載機を持ってくるんだ。尻を向けてふかすんだ。バァーと。そういう挑発をね、何回かしたよ。猛烈に毛が吹っ飛びそうだったよ。あそこでエンジンテストやるんだもの。金網のところ、だから噴射をさせてな、もうね、ストレスだしな。降りる時なんか、スレスレにテントというか、スレスレに降りてくるんだよな。棹に引っかけたのがあったよな。落ちなかつたけど。

真屋 だから奥さんが恐くて逃げたよ。それでテントのなかで逃げられないのは僕と書記長と、こちら悪いよ。まあ、大将、副大将が出て行っちゃ話にならないよ。だからデーんと座っていたぜ。(笑)

鈴木 それが国会が入って。
真屋 箱根から加藤さん呼び出したんだよ。
浜崎 呼び出したの？
真屋 呼び出した。それで僕のところを対策本部にして、全国の社会党議員全部。あのまま放つとくと、住民、飛行機が落っこつて死んじまうと。見逃すという手はないだろう。ということ

で、加藤さんが現地対策本部、大出さんは東京対策本部、それでやったわけだ。僕も、実は秘かに、16日の夕方、防衛施設庁の長官と会ってやつと土曜日の午前中に、これこれ、これこれの条件を出してきたわけ。そして夜、市長立ち合いで、その条件を煮つめたわけです。そして、まあ闘いを

一旦閉じた。あそこは苦しかったとこだ。出てこなかつたら大変なことになっていた。

浜崎 同盟が二五年間運動してきたなかで、実際において実力行使やったのは、それだけですからね、それはやっぱり住民としての裏話。今、私も初めて聞く話ですがね。当時はいろんな形のなかである程度の成果をあげてはきているのですね。

自衛隊移駐から第一次訴訟へ

浜崎 話は少しとびますが、その後46年12月に自衛隊が、先遣隊が入ってくるわけですね。真屋さんが市長選に敗れた後で。それで、まあ、選挙の話は、長くなるので、割愛しますが、その後今度は、自衛隊が入って、あわせて横須賀では母港化決まったと、ミッドウエーの。それについて、委員長の方からその辺の話を。横須賀に行った経過等についてどうですか。

鈴木 こうなると爆同だけではないわけですよ。実際の運動はね。それは、座り込み運動で、組織として確認したわけじゃないけど、自分達だけでは、やっぱり、結局だめだということが、お互いの腹のなかで分かっていたわけですね。だから、自衛隊移駐の時でも、地区労なり、地元の労働組合と一緒にやるということは、組織のなかでは抵抗なく通るようになったわけですね。

ね。だから、自衛隊移駐も、ミッドウエー母港化の時も、地元では、労働組合の旗の立つ、政党的旗も立つし、ということ、トラックを演壇にして集会をやってみたり、そうして、そこへ同盟の会員も行くということが、割合通常になってきたのですよ。で、特に、10月5日の48年のミッドウエーの母港化の時には、議会の方でも、これは絶対反対という決議はしたのだが、まあそれは文書上しただけでね。実際は、議会や市当局はその行動をしなかったわけで、僕らは組織のなかで横須賀に乗りこもう、で、たしか、10月26日に横須賀へね。自家用車六台位で、それに全部同盟の役員が乗って、横へ張り紙をして、市内から横須賀へ行きました。市長にあってそこで申入書を出した。その申入書というのは、横須賀が自治権のなかで、ミッドウエーを母港化することは、それは横須賀の問題だから



小池 貞夫さん 弁護士

我々ほどやかくいわんと。だけど飛行機をこっ

じめて聞いたんですよ。50年にそういう話があったということ、僕は一所懸命思い出しているのだけど、思い出せないんだ。とにかく厚木のこの訴訟との最初のかかわりは、誰れにいわれたか知らないが、とにかく爆同の集会に出たのですね。あれは一丁目自治会館だったかな。畳の部屋へ、いすを置いた会場があったでしょう。そこへ呼ばれてね。それは大阪のね、二審の判決が出た直後なんです。大阪空港の訴訟で差し止めが認められた。その解説みたいな話をして、それで厚木の基地訴訟をやるとしたら、裁判というのはいくつもの、どういう裁判をやるのかということについて、頼まれて話した。それはおそろく、76年、51年の春だろーと思えますよ。それでそんなことをね、そういう小規模なね、集会に呼ばれていてるんです。そのうちの二回目だか、三回目に、宇野先生も呼ばれていて、ばったり会って、僕は彼とは初対面なんだ。それからこの訴訟の弁護団というのは、実際には社会文化法律センターがとりくんでいるわけですけども、社会文化法律センターができたのは、昭和51年の4月なんです。

浜崎 ああ、そうなんですか。

小池 で、神奈川支部というのは、社会文化法律センターの神奈川のメンバーが、訴訟をやっていくなかでね、社文センターの神奈川支部を

ちに持つてくることは容認できない。横須賀で飛行機を引き取れといった。そんなことは物理的にはならないのだけど、もうそういうことで、向うもかなりあせってですね、よく皆さんの気持は分かる……(笑)

浜崎 そういう運動のなかでね、今日小池先生がおいでなんで、これから訴訟の問題に入るのですが、同盟が49年のね、総会で一応一つ司法の判断に訴えようということを決めたんですよ。まず委員長から。

鈴木 まあいくつか運動の成果それなりに評価できて、根本的には解決しなければならぬ。で、そういうことからすれば請願しても、陳情しても、要望しても、結果的には待ちきれないままに切り捨ててきたと。それからもう一つは、そういう騒音の自身がバクロもされ、あるいは墜落の危険がバクロされ、具体的な被害を住民が受ける、で、こういうことは、むしろその前段として、常時、例えば飛行機が飛ぶと、あれが落ちるかも分からないという危機感を持つわけで、あるいは、そういう騒音状態にいつもいるということ、通常の環境が保持されないこと自体がやっぱり具体的な被害を受ける前の事実として、そのこと自体が問題だと、こういうふうな思ってきたわけで、さきほど書記長から話があったように、46年頃から、そういう準備というか、心構えをしてきたですね。

つくりろじゃないかといって、たしか二年位あつた、昭和53年位、発足させるのですよ。ですから個人的意味で、自分が神奈川に移ったということ、それから社会文化法律センターが結成されたということ、厚木の訴訟を始めたという三つが重なっているわけですね。昭和51年というのは、私には印象深い年なんです。だから、厚木の弁護団というのは、今の委員長の話して思い出したのだけど、昭和51年の春頃から裁判をやるんじゃないかと、一体裁判とはどういうものなんだという話からも始まって、それでバタバタと、9月8日というのは何かの記念日ですよ、館野鉄工所に飛行機が落ちた、その記念日に訴訟を提起したいのだと、断固間に合わせてくれて、それから急遽、できたばかりの社文センターの神奈川在住のメンバーに、宇野先生を中心になって呼びかけて、それで訴状を、訴状なんていうのは、最後の頃はどつかへ、勤労会館か、そこへ徹夜で泊まり込んで。

浜崎 そう、大変だったですよ。

小池 それで印刷もそこそこに間に合わせたと、9月8日に、横浜地裁に出した、こういうことですよ。本当に数か月の間に、バタバタと弁護団を編成して、訴状を作って、とにかくまず出すということ、ほとんど準備というか蓄積がなくて、訴訟を起したんですね。

そして、神奈川総合へ相談にいった。

小池 それは何年ですか。

鈴木 その時には文書も何もないけど、やりたんですけど、私も最大の努力をしてみますから、やりましょうやという話しになった。そこで、同盟の組織とは別にね、専門部会を作って、準備をして、正式に決めたのは、51年の定期総会で、第17回か、その前か。

浜崎 49年に一応見送って、51年に総会で決定した。

鈴木 第一次訴訟というのが結構大変だったんだ。そういう意味でな。

小池 総会というのは何月頃ですか。

鈴木 だいたい5月の末か6月で、それで9月に出したんだよ。

真屋 そうなんだね。そうそう。(笑)

鈴木 だからその辺はね、大変だったんだから、猛烈な、苛酷な、そういう意味じゃ闘いをやってきた。当初からそれをやられた。

浜崎 そうなんです。そういう形のなかで、一応同盟は訴訟を踏み切るなかで、多分、小池先生の方へ話しにいったか分かりませんが、神奈川総合の方へお願いにあがって、進めるようになったんですが、弁護団の編成はいつ頃？

小池 それでね、今、神奈川総合の話は、は

浜崎 先生も大変だったかも分からないですがね、こちらも訴訟というのはどんなものか知らない素人でしょう。ですから何を準備しているのか。

小池 何よりまず原告団というのをね、誰れが原告になるかということから始まったわけですからね。その原告団の九十二名を結成するというのが大変だったでしょう。短期間の間に委任状をとったり……。

浜崎 そうですね、一つは、アンケートでもってね、当初大体百二十五名位いたんですよ。

小池 アンケートやりました、そういえば。夏の暑いときにね。

浜崎 先生にもいろいろあちこち回ってもらったしね。それで、そのうちに先生方が陳述書をとる、その段階のなかで面倒くさいことをいやだとか何とか……。結局最終的には、九十二名に減っちゃったんだけど、当初は何とか百名以上いればという形のなかで、その苦心は……。委員長も、だいたい苦労したと思うですけども。

いよいよ提訴

鈴木 今先生から話があったように、第一次訴訟というのはね、まさに方向は分かっているんだけどね。そういう意味じゃ、右も左もね、あ

んまり気兼ねしないでがむしゃらにやった訴訟なんだよね。今考えてみると九十二名それぞれもよく集まったかなと、この集め方はね、割合民主的にやっているんだよ。強制的じゃなくてね。全部アンケートを出してね。そういう準備したなかで、今、書記長がいったように百二十六名だか、全部署名して出してくれただ。私は原告になって闘いますと、そういう集約ができたの。ところが弁護士さんが具体的に入っていった、きちつと専門的な話しをされると、そういうことじゃ私は遠慮しますというのが出てきたわけ。それが脱落して、最後は九十二名となったんですね。

真屋 裁判ですがね、前段事項があるんですよ。見つかからないですが。僕がいろいろ裁判やるんだしたら、こうだこうだこうだと、会報に一面半分位使って問題提起をしてくださるね、裁判を起そうじゃないか……。

浜崎 あれはずつと前でしょう。

鈴木 そうなの、43年にね、

真屋 ところがお尻が持ち上がらなかった。組織が……。

浜崎 それでは先生の方から専門的な法的事実から、一応第一次訴訟を起した段階で、先生方いろんな苦労があったわけですよ。また、裁判長もああいう形のなかで変ったし、それから訴訟指揮とか、あるいは現場検証等と非

常に訴状の面についてもそうですが、その辺含めてちよつと先生の方から……。

小池 そうですね、理論的な組み立てというのはね、いろいろのもの本もありまして、今までの裁判でたくさんあるわけですし、また、どのへんまでは裁判所は認めてね、環境権というのは今まで認めた判例がないとか、これはもうちよつと無理だとか。そういうようなことは弁護士ですから、だいたい見当がつくわけですね。だから弁護士として一番やっぱり、苦勞したというの。やっぱり被害実態ね。これは、本当お恥しい話しかけられ、私もどもだつて途中で分からなかったですよ。本当に途中で、実感をつかむということがね。むしろ、今だからいえるような話だけれど、弁護士である我々が苦勞したと、それは、段々いろんなことの積み重ねのなかで分かってきましたし、そのうちには本当にひどい飛行機の音をね、実際に僕らもまざまざと聞いたりして、これはひどいということが、本当に実感で分かってきたけれども、弁護団の我々でさえそうですからね。まして裁判官にね、その辺の実情をどうやったら分かってもらえるのかということね、これが一番苦勞した。そういう意味ではね、立証ですよ。証拠で裁判官に訴えかけると。生々しいところを訴えかけて分らせるということについて、それが一番苦勞したということじゃないでしょうか。

ね。で、まあ結果的には、一審判決で不十分であるけどかなりの程度裁判官に判らせることができたというふうには思いますけれどね。

浜崎 まあ、やっぱり先生方の協力を得なければできなかったですけど、正直なこととして、現場検証もあの通りだったし、ただそういうなかで、実は成功したと思ったのは、録音検証ですね。あれはやっぱり一つ大きな決め手になった……。

小池 あれは一つの山でしたよね。ああいう方法で、検証を裁判所に認めさせた、かなりの衝撃をね、裁判所に与えたということは成功だったですよ。

浜崎 そうでしょうよね。あの時百二十ホーンの音、裁判長、聞かせてくれたっていったって、国側じゃ、そういうことはできぬとか何とかいってもめた経過ありますよね。あの点はあの裁判長はだいぶ判決のなかで被害の実態を認めたとなつたんですね。それまでどうだったんでしようか。先生方としては……。

小池 はたしてどれだけね。被害の切実性が裁判所に分かってもらえているのだろうかというような感じが、私たち自身が途中で半信半疑だったから、非常にもどかしかったですよね。あの検証で、検証調書を裁判長が作った時にね、とにかく、その場にいたたまれなような衝撃を受けたというように、検証調書

に裁判官は書いたでしょう。これで裁判所になり分かせたなという感じがしましたね。

金子 あと、第一次の訴訟の全国的な評価というか、爆同のなかだけでなく、県内や他の基地闘争の団体なり、そのへんの評価なりはどういうものがあつたんですか。

小池 まだ、そういう意味では、軍用飛行機については訴訟がたくさん行われているけれども、判決として出ているのは横田と厚木だけでしょう。ですから、そういう意味では、横田と比較してとなるわけだけれど、その場合ももちろん横田は米軍専用飛行場だし、厚木は自衛隊と共用という点で、性格的な違いがあり、それから当然それによって、適用される法律も、法律問題も、訴訟の相違は出てくるけれど、準法律的に判決両方比べれば、やっぱり厚木の方が数段優



浜崎 重信さん
爆同書記長(当時)

れた判断をね、裁判所から引き出しているということは間違いないと思いますよ。

浜崎 私たちは、先生方はだいたいある程度の今回の被害を認めさせたということは、多分評価していると思うんですけど、私はその点については非常にありがたい。ただ、あくまでも願いは差し止め。

高裁へ

小池 そうですね。

浜崎 なかなかこれはいろんな関係で難しい段階、でそこで、高裁の方へ提訴したのですが、高裁に移つてからの裁判所といいますが、裁判長といえますか、その辺の感想も、ちよつと先生の方から、また、お話し願えれば。大変ありがたいですけれど。

小池 ですから、これをみるとですね、一審の提訴が、昭和51年の9月でしよう。一審判決が57年の10月ということですね。そうすると、今年の8月28日に、控訴審が結審となりましたから、まあ、常識的にいうと来年4月の裁判官の異動時期までに、恐らく判決が出るのではないかと思っていますよ。常識的にはね。そうしますと、第二審、控訴審というのは、結局三年半です。三年半で判決が出ると、こういうことになるわけですから、そういう意味では、きわめてスムーズにいったというふうにいっていいだろうと思いますね。横田なんか我々より先

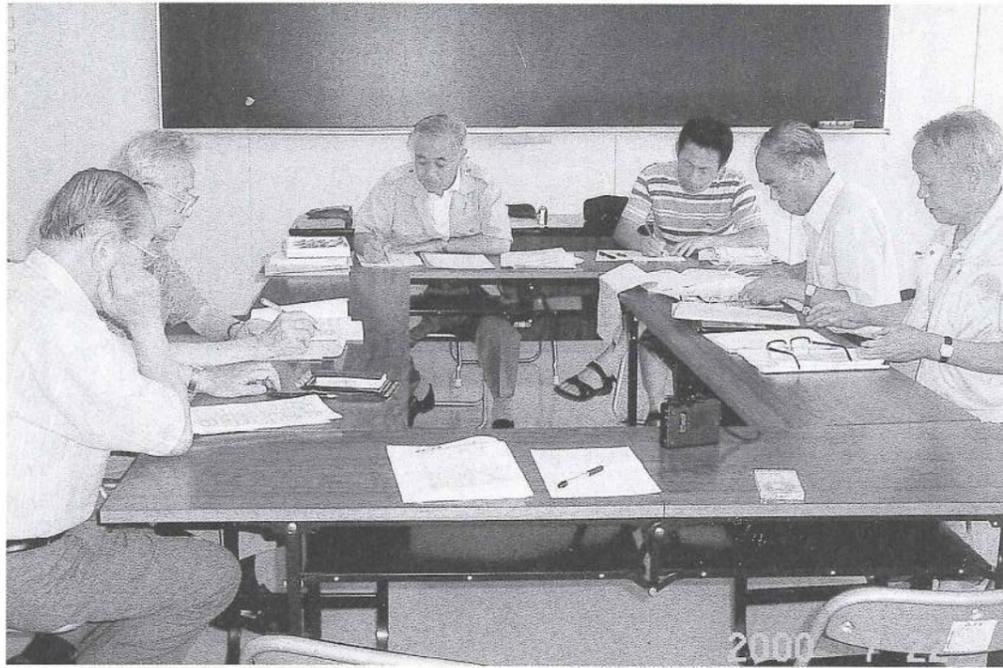
に一審判決が出て、控訴審に移っているけれども、まだまだ到底結審のときまではいかなないというような状況にあるようですから、国側の引き延ばしがあつたにもかかわらず、かなり順調に結審まで進んだといえると思うんですよ。内容的には結局、差し止めを認めさせるかどうかということが、もちろん、一番重要なポイントであるわけですから、やっぱり差し止めを認めるかどうかということは、最終的には、やっぱり理論的に裁判官が判断するかどうかと、そういうことにかかってくるわけなんです。被害が、騒音程度がますますひどくなっている、これからますますひどくなる、これが予想されるという点の立証に主眼を置いた。その立証は、いろいろな県や市のいろんなデータとか、いろんな数字で表されている統計で、かなり能率的に立証ができた。控訴審は比較的スムーズにいったといえるのではないかと思います。これは本当に生々しく飛行機が飛びましたしね。そういう意味では、高等裁判所の田中裁判長以下の裁判官は、作られた音じゃなくてね、本当に実際に頭の上を米軍機が飛ぶすごい音をたつぷり聞いたわけですから、そういう意味もあつてね、控訴審については、一審判決よりも、進んだ内容の判決を期待しているんじゃないかというふうには、弁護士としては考えてい

(40周年記念誌から採録)

厚木爆同40周年記念

座 談 会

2000. 7. 22



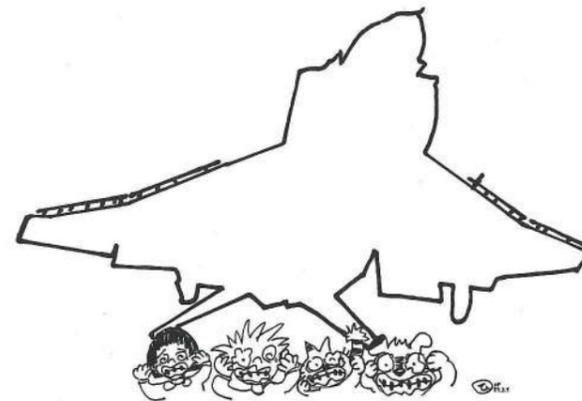
司 会 出席者
司 会 補 佐 記 録

中 川 捷 一	齊 藤 昌 民	沢 田 政 司	浜 崎 重 信	鈴 木 保 保	真 屋 求 求	遠 藤 忍 問	金 子 豊 貴 男
	(情宣副部長)	(相模補給廠監視団)	(書記長)	(委員長)	(顧問)	(顧問)	(情宣部長)

るということですね。差し止めの問題はもちろ
 ん、非常に壁は厚くて、法理論的、法律的には、
 当然差し止めが認められてくる可能性がある
 と思って提訴しているわけですが、政治
 的、現実的に、裁判官の心理状態として、差し止
 めまでに踏み切らせるといことは、なかなか
 大変なことだと思いますから、そういう意味で
 は、差し止めに関しては楽観していませんけれ
 ども、全体的にはね、一審判決よりは、内容的に
 優れた判決を期待しているのではないかと
 うふうには考えています。

浜崎 どうもありがとうございました。大変長
 時間皆さんに、爆同の結成以来の様々な運動を
 直接お伺いできて、よかったですと思います。まだ
 まだお聞きしたい事はありますが、時間の具合
 もありますので、今回はこれで終了させていた
 だきます。

今後、また機会を作って、より一層爆同の闘
 いを発展させる為の討論も進めたいと思いま
 す。今日は本当にどうもありがとうございました。



司会 皆さん今日はご苦勞様です。爆同は今年結成四十年を迎えたわけで、秋には四十周年記念式典なども開きます。いまの爆同運動は、爆同本体の運動から第三次訴訟を見ますと、より一層市民的な広がりを持って、爆同だけじゃなくて厚木基地周辺の爆音をなくす運動の非常に大きな流れを作っている、と言えるわけで、この「四十年を振り返って」という作業は非常に必要な時期だと思います。

前回爆同二十五年というときにひとつ大きな節目で、二十五年誌を作っていますし、今回はこの座談会で二十五年以降の十五年間の闘いを中心に、振り返っていきなさいと思いますので、皆さんから忌憚のない発言をお願いしたいと思います。

最初にですね、二十五年誌のときに触れられなかった、そしてその後の十五年の大きな課題、運動の中心になったと思いますが第二次訴訟。ちょうど十五、六年前が提訴の時期ですが、二次訴訟が一次訴訟とは違った形で広がりを持った運動だったわけで、その辺の二次訴訟に至った経過から皆さんのご意見、発言をお願いしたいのですが、委員長からなぜ二次だったのか、なぜ二次をやったのかということからどうぞ。

二次訴訟と運動、組織の広がり

鈴木 二次訴訟を取り組んだのはちょうど一九八三年から四年だから、八四年の十月二十二日に提訴するわけだからね、一六一名で。これは運動論からすると基地爆音はかなり周辺広範囲だから、大和だけに被害者がいるわけじゃないのだから。そういう意味で率直に言って、少しわれわれも基地を包囲する格好で、運動を広げると同時に「座間においても、海老名においても被害はあるよ、こういうことをやられるよ」、簡単にいえばそういうことなんです。その場合にやかましく言ったのは、ちょうど横田がそういう姿をとっているからね、一次原告の世帯から二次原告を出すのは絶対だめだよ、ここをやらかましくいった。数がそろっても運動としては広がらないから、そこだけはやかましく言って、飛鳥田さんを弁護団長にして十月二



遠藤 忍さん

谷あたりは離れていて加入してもらうのは難しい。あとはこの周辺の行政が、第一次でもって違法侵害行為である、との判決が出たので関心持ってくれたけど、横浜市はそのところだけは協力してくれなかった。町田については行政の区域が違うから呼びかけしなかった。

真屋 もうひとつ大事なことはね、一次が地裁で「飛行差し止め」がだめで、高裁でも負けているから一次を支援しなけりゃいかん、という意味が二次にあったと思うんだ。

遠藤 それはね飛行差し止めはできなかったのは事実だけど、違法であることははっきり言ってるわけだからね。それがひとつの足がかりになったかどうか知らんけれど、一次裁判だけで事が終わったんじゃないね、あとの爆同運動がしぼんじやうという危険性はいっぱいあったと思う。だから継続的な運動を展開していくという意味では、二次をもって闘いつづけていく中にこそ、基地問題の解決が少しでも前進していくんだという、こういうねらいがあったと思うんです。単に物取り主義で終わったんだというならだらしないう。

真屋 爆音違法判決を有効に使おうや、ということだよな。そして基地周辺の有志を結集して、というねらいもあったと思うよ。飛行差し止めはだめになったけど、爆音は違法という判決を取ったんだから、これはそのまま眠らせる

十二日に高座渋谷の文化会館で結団式をやったんだよ。笠間さんが原告団長だったんだ。

真屋 大和だけでうろちよろしいたのはいかん、もつと組織を広げないと運動力がアツプしない。その組織を広げる手だてとして、座間や綾瀬・海老名・相模原などを抱き込むといったら語弊はあるけれど、広げていく。その方法として二次訴訟があったというふうに僕は思います。もうひとつ、飛行差し止めがどの裁判でも切られてきたでしょう。「九十名じゃなくて倍ぐらいの人数にしないと圧力にならないぞ」ということで一七〇何名かな。

司会 一六一名ですね。

真屋 そう。だから人数を増やした。これはねえ、裁判費用がかかってくるからね。そのときの僕の気持ちとしてはもつとたくさん増やしたいと思ったんですよ。だけど金の関係があるから、印紙代の関係が。だからあんまりたくさん増やせない。でも一次より多少威力のあるものにしないと、ということを出すね。

司会 いまお話があったんですが、その辺は鈴木さん、真屋さん、浜崎さんも同じだと思えますが、僕もこのとき多分二次から原告になっていますから、爆同に入っているんですが、組織の方で大和市中心だった爆同が、多分ここで広がったと思いますが、その辺のことを書記長。

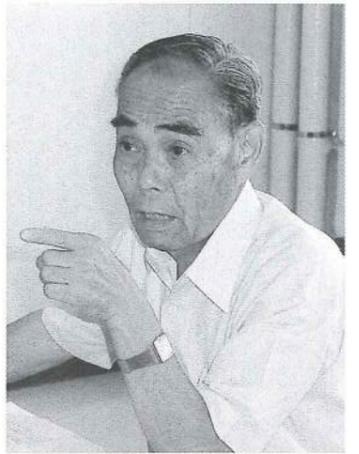
浜崎 いま委員長が言ったように、「弁護団と

手はないよということでしょう。

司会 そういう意味では一九八二年の横浜地裁の一审判决の中味をですね二次に引き継いで、遠藤さんが言われたような、一次を継続させていくというような運動のバネもあったと



1984年9月 二次訴訟原告団結成集会



真屋 求さん

いうことで。そういう点ではいまの二次の提訴ということでは三つぐらい…大和のなかにおいて是一次の原告世帯でない新しい世帯から二次の原告を出していく、という運動の広がりから周辺市へ広がっていったということ、当時の土井社会党の働きかけも非常に大きかったというような広がり、それに組織も作っていったという…。

浜崎 たださ、あくまでも爆同の会員だけなんだよね。

司会 そうですね。二次、二次に共通しているところは爆同の会員が原告になるということですね。逆に言えば二次訴訟は広がりませんでしたけども、それを通じて爆同の組織を作ったという、会員でなければ原告にならないという規定がありましたから。

遠藤 それだからね、一次よりも二次の方が減っちゃったんですよ。

訴になったと思うんだ。

鈴木 それはね、八六年の四・九なんだよ。

浜崎 その後だよ八八年だから。ただそのときに硫黄島にNLPの問題が出ていたから…。

(注・NLPⅡ夜間離着陸訓練)

鈴木 いろんなところでいろんなこと言っても混乱するだけでしょ。NLPを直結方式でやったのは八九年の一〇月なんだよ。なぜ直結にしないんだと。だからそれは八九年なんだよ。

司会 いまの話でいうと、八八年の七・二四が…。

鈴木 俺の方はやりたくなかったんだよ、赤裸々にいえば。ただ護憲がやろうよやろうよ、と言うからやることになった。

司会 そういう意味で七・二四は爆同じゃなくて、県護憲が中心になって県の労働界をあげて取り組みましょう、という大きな運動だったと思うんですね。爆同はそれほど主体的にはや



鈴木 保さん

司会 大和市ではね。最終的に二次は昨年七月の判決で終了、と長い闘いをしたわけですが、横浜地裁に提訴した意義というところをまとめていきたいと思えます。次に少し先に進めたいんですが、この後大きな運動として八八年の七・二四厚木基地を包囲するということがあったわけですが、どういう経過のなかで厚木を包囲する運動に至ったのか、これは爆同の運動のなかでは第四期の闘いということになってきたわけですが、いま少し振りかえることが大きな意味があることと思えますので、この辺のことを。

八八年七月二四日

『厚木基地を人間の鎖で!』

浜崎 沖縄で基地包囲があつて、県評、それから護憲反安保で持ちかえつてきてやった。その辺のことはむしろ委員長が…。

鈴木 沖縄が八七年の六月二一日、嘉手納をやっているから、作戦じゃないけど計画の実施の資料をもらつて向こうで説明を受けた。それで、帰ってからこつちで実行委員会を作つて、この会館を使って二回ほど実行委員会をやつた。そういう作業を具体的には一月二〇日過ぎから始めて七月だから六カ月かかった。五月時点では自治労、神教組みんなここに集まつてそ

つてないというか、爆同が中心になつてやったわけではないですね。それでも運動の広がり、厚木基地の爆音被害を県下あるいは原告に広げる、という意味合いは大きかったと思えますね。あのときは神奈川県下から、かなりたくさんの方が来てくれた。あるいは関東各県からも来たわけですし、それこそ沖縄からも来てくれたわけですから。そういうことも含めてやった大きな闘い、という意味は当然あると思えます。県民ぐるみで厚木基地の問題が広がっている、というきっかけだけにはなつたと思えます。そんなことが七・二四であつたよ。

今年の七月二〇日、嘉手納基地包囲のときに沖縄で、「次は厚木だよ」と言われたのですが、私はそうだとはい切れなくて。ただ今回、厚木で同じ日に沖縄と連帯して集会をもつたり、あるいは委員長の「厚木を包囲する」という発言が朝日新聞に出たりした経過から、いまの時期、厚木を包囲することを考えてお考えがあればお願いします。

真屋 東京高裁で全面敗訴したとき「ふざけるんじゃないよ」という気持ちがあつたから、住民は結構集まつたよ。今回の七・二〇より人間の鎖の方が多かつた。その伏線として高裁がだよ、飛行差し止めは駄目、損害賠償も駄目と言つた。地裁では損害賠償よろしいと付いていたのが高裁では駄目と。「何ふざけるな、ひどい

れで現地に行つて、寸法を測つて杭を持って行って、自分の組織が包囲するところに杭を打ち込んでよ、書いたんだよ。ここは自治労とか…。

真屋 あれさあ、狙いは何だったんだろう。P3C配備はその前で。どんどん基地が強化されるからここで、沖縄と共に基地撤去のでっかい「のろし」をあげなくては、ということだったかなあ。

(注・P3CⅡ自衛隊の対潜哨戒機)

鈴木 そういう狙いは具体的にはないんだよ。当時の社会党よりむしろ護憲なんだ。護憲がとにかくね、やろうよということ言った。だからすぐ沖縄に飛んでよ。

浜崎 一番苦労した問題は資金難とか、実際人員はどうなるのかということでした。距離を測つたりしたのですが、少なくとも両手を広げて八〇センチから一メートルぐらい、ところで委員長、基地のまわりは一四キロメートルだったかな。

鈴木 俺が測つたんだからよ、一三・六キロ。
浜崎 それで一万二〇〇〇人から一万三〇〇〇人が必要だろうと、最低でも。その動員はどうするかと、それに対する費用はどうするか。

鈴木 あのとときは一千万円集まつたんだから。それは全部よ、シャツを売つたりよ。

真屋 俺はね、あのととき確かかねえ高裁で全面敗

ぞ」という不満があつたからではないか。
司会 それは、七・二四の積み上げというのは最初に委員長から話があつたように、約半年、県下全部で実行委員会を立ち上げて、学習会をして「厚木の爆音の被害は何なのか」という意



1988年7月24日 基地を包囲する

義を議論しながら物品販売もずっと重ねたりしましたよね。そういう意味では積み上げがあって、県下へ厚木の被害を、厚木の闘いを広げていった、そういう意味合いも七・二四にあったということですね。今年の七月二〇日の集会はそういう積み上げも何もなしに行われたので、当然集まりも規模も違うわけです。

さつき言いかけたのですが、委員長の方はもう一回厚木をやるとういう気があるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

浜崎 これからについてか、そのところ難しいね。少なくとも基地を包囲するためには一万四千人集めることができるかどうか、動員ができるかどうか。

真屋 僕としては、次は横須賀市庁舎の包囲だと思ふ。厚木基地を包囲するより横須賀市役所を包囲して、市長に「原子力空母反対」と言わせる運動だと思ふ。そうなれば、厚木の年間三万回の内ジェット機二万回の飛行はなくなる。横須賀市がだめだと言えば原子力空母は入れない。いたって簡単な数式でね。そういう運動を、言い出しついで県下に呼び掛けてやる必要があるだ、そう思っています。

遠藤 横須賀と共通の問題意識で、闘いを強めていく必要があると思ふ。

真屋 横須賀市長の沢田さんに「原子力空母はだめです、港湾条例でだめです」と言わせる、そ



浜崎 重信さん

んな運動しないとわれわれは救われない。

鈴木 今度の七・二〇もそうなんだけど、率直に言って引いた組合と前に出てきた組合があると思ふんだ。なぜかという、かなり市民団体が入ったの。今までのスタイルの労組参加中心型の集会から地域へ伸ばして市民を包むと。正に垣根をとった集会なんだよ、あれは。するとね、労組によって出てくる場所と引いたところがあろうと思ふんだよ。

真屋 こんどの七・二〇を僕は高く評価してるんですよ。新たな組織づくり、運動のシステムの第一歩がスタートとしたと思ってるんですよ。

鈴木 真屋さん、それはそれでいいんだよ、俺も評価してるんだ。横須賀の仲間とそういう集会をしたいと思ふけど……。

司会 今回沖縄でもね、今までこの間引いていた組合が、嘉手納の包囲では戻ってきたと。

こからその直後の九〇年の湾岸戦争という流れになっていくわけですね。この時期の爆音の回数が異常に増えてきた。七六年の第一次訴訟が始まった年で年間一万五〇〇〇回、これが九三年の年間三万七〇〇〇回、と倍以上になった時期ですから、だからこそ「硫黄島へ」というわれわれの運動があったわけですが、そこで、硫黄島への提起、湾岸戦争で厚木基地はどうだったのか、というところを少し話していただければと思います。

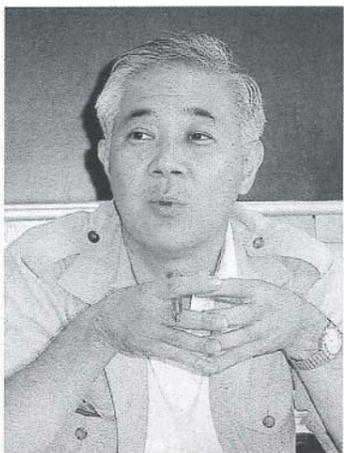
三宅の闘い、そして「硫黄島」へ

浜崎 硫黄島ということですけども、硫黄島まで押し込むにはやっぱりいろいろな経過があった。

司会 硫黄島というのは、その前に三宅の闘いがあるって、われわれもそれに協力したという……。

遠藤 いまの三宅島でしよう、富沢氏が盛んに付帯空港、付帯空港と言った。「そこでやればいいじゃないか」と運動を始めたんだよ。いずれにしても三宅島には住民がいるわけだから、そういうところに離着陸訓練飛行場を作るのはだめだよ、とわれわれは主張した。

(注・富沢氏＝当時の自民党県会議員)



金子 豊貴男 情宣部長

想より多くてよかったよ。

司会 それでは先へ進みましょう。少し話して欲しいのは、湾岸戦争の前後。いま八八年の七・二四まで来たわけですが、湾岸戦争は九〇年ですね。先ほど硫黄島問題があったわけですが、八九年一月一八日に防衛施設庁が米軍と合意をしているんですね。その合意というのは「在日米軍は日本側が施設整備等を行うことを前提として、硫黄島で暫定的に艦載機の離着陸訓練を実施する」。二つめは「在日米軍は、おおむね四年間と見込まれている施設の整備が完了する前であっても、整備の進捗に応じて可能な限り硫黄島で訓練を開始する」。三つめ「日本側は、これに要する施設整備等は地位協定および国内法令の範囲内で行う」。

この硫黄島への整備、それから四年間という暫定期間を経ての硫黄島での訓練、というのを八九年一月一八日に発表してるわけですが、こ



1993年2月25日 NLP被害に抗議する

情報労連だけで、全通だけで三百人の数字を出していますよ。割り当てしても来るかどうか非常に不安だったところが、だいたい出てきたわけです。全国規模では情報労連も、全通も入っていませんでしたけども、でも全国から一千人ぐらいいは行ったのですかね。沖縄県内を見ても一時引いていたような組合が、今回の嘉手納で少し戻ってきた、というような経過がありましたけれど、それが神奈川に当てはまるかどうか別にして、議論でもあるし課題でもあるし、また今の横須賀市役所を包囲する、ということも当然ありますし、横須賀基地本体の包囲について「海の部分は別にしてもやろうじゃないか」という意見も出てきましたけども、それはまた次の機会にして、平和センターできちんと議論してもらって……。

真屋 いずれにしてもね去年、今年にかけて湘北教組や高教組は盛り上がり、一生懸命取り組んでくれたですよ。今度だって湘北教組や高教組、それと自治労は中心部隊ですよ、なんと言ったって。だからやれたんですよ。あ、相鉄労組もいるわ。それと住民がいろいろとやったということですよ。

遠藤 いや、僕は正直ね二〇日、結構熱かったですよ。比較的出てくるのは昔の闘士。昔の闘士は結構出て来てたよ。そういう点ではね、一二〇〇人ぐらいかな集まるのは、と思っていたら予

司会 三宅島の闘いとも結構爆同は連携してましたね。

真屋 いま忘れかけているのを無理やり思い出しているんだけど、八二年にNLPを開始してるよな。



座談会の様子

浜崎 通告はね。

司会 八二年二月からNLPが通告開始された。

真屋 通告NLPか。

浜崎 それまでは通告なしにやってた。

真屋 通告なしのNLPはいつから始まったの。

浜崎 いやそれは前からそうなんだよ。

鈴木 どうもいけねえな。通告であろうとなんであろうとよ、あれは制度も法律もないんだよ。あるのは慣行だけなんだよ。

司会 空母ミッドウエーが最初に入ったのは七三年ですから、そこからたぶん通告してなくてもNLPそのものはやっていたと思うので

すが。

鈴木 われわれはあの通告に接した時にはアメリカの居直りって言うんだよ。そういうことを忘れちゃダメなんだよ。あれは居直りなんだよ。そう言うんだよ。われわれは。

真屋 七三年にミッドウエーが入るでしょう。NLPなりDLPをやって、きわめてうるさくなってきた、それで通告になりだしたのは八三年からだ。忘れてならないことは、鈴木さんが議会で一生懸命やってくれたということもあるんだけど、井上市長が命をかけて硫黄島を実現したこと。これはやっぱり記憶に止めておいてもらいたい。これは井上市長の立派な功績だと思う。

(注・DLPは昼間離着陸訓練)

鈴木 八九年に大和の議会が一四名行ったんだよ、三宅に、二月一日に。それで、厚木基地の爆音で苦しんでいること、それを俺のところにくつつけるんじや三宅はたまらない、ということになって三宅はさらに怒っちゃったんだよ。

司会 三宅へ大和の市議会から行った一四名は、「厚木の訓練を三宅でやれ」と言った。そういう議員が大和では保守系にいたという。

浜崎 三宅からは村会議員が全員来て、厚木基地の状況を大和市役所に行つて説明した。そしてこういう運動やっていると、住民団体と交流したいと言うんで、ここでやったんです。

五〇万で買い上げてくれるというのが本当かどうか」という話があったので、「厚木の場合は、運動を始めた当時は地価の六割しか補償がなかった。三宅の場合は分らないが」と答えた。

「ただし補償どうのこうのというんじやなくて、実際飛行場作つた後、いろいろ被害が出る」と騒いでも、なかなかうまくいかないですよ。反対するならいまのうちに反対しなさい」と被害の実態を訴えて交流した。

司会 するとまとめますとね、当時爆同は、NLPの訓練施設は三宅へという国の政策に対して、住民の住んでいる三宅では反対、という立場を鮮明にして運動を進めた。それで硫黄島へ押しこんだという経過はあるけども、当時の大和市議会の保守系の会派の中に「三宅へ」と言つてわざわざ三宅へ行った一四名の議員がいた。一方、三宅村の村会議員全員が反対のために大和へ来て、厚木爆同と交流をして厚木の被害のひどさを実感して帰つたと。

浜崎 反対ということじゃなくて、実態を見に来た。

司会 爆同が実態を報告したわけですね。こういう経過の中で、三宅から硫黄島にNLPの訓練基地が暫定使用で作られるようになった。

鈴木 三宅では夜を徹して集会を開いたり、そのときにこの本がよ、三宅へかなりいつてんだよ。二〇〇ぐらいいつてんだよ。(注・本は

二五周年記念誌)

真屋 それで思い出したんだけど、三宅、三宅と言つて市会議員の者たちが言つていたと、それで三宅の村長の「じゃあ作らせようか」という、どちらかというところらに傾いていた。ところが高裁判決で厚木が全面敗訴した。基地ができたならこれで終わりだぞと、三宅は反対に回つた。そのため国は九三年の判決後に、三宅の代替基地を探した。そして硫黄島で大急ぎ工事をやつて、まず九月にNLPの訓練を実施してみた。これはうちの高裁の全面敗訴が三宅島の島民に大変なショックを与えた、ということだと思ふんですよ。

鈴木 九四年の二月には井上市長訪米があった。それから帰つてきて五月にC1とかさあ、U36Aとか125とかよ、自衛隊機によ、将校の遊覧機まで入れるというから。われわれはC1はしょうがないと。硫黄島の使用がある意味で促進して、それがないとまた「厚木でやります」と言われたんじや困るんで。でもよ、将校の遊覧機まで入れる必要はないよと言つたんだよ。井上さんに認めるなと言つたんだよ。井上さんは最初認めなかつたんだよ。ところが政治的な圧力があつてよ、井上さんも断念してあの三機を了解したんだよ。了解するには完全に硫黄島に全面移転しろ、ということまで横浜防衛施設局の当時の水口という局長と完全に詰

よ。逆に言うとその話を聞いて、「三宅に作つたらどうなるか、その場合は補償がどれだけおられるのか。要するに噴火した後土地を買い上げてくれるのか、厚木ではどうだったんですか」という質問が出た。「あの当時五万円の土地を、



1988年4月23日 支援の為に三宅へ

たんだよ、行政は。詰めたんだけどだめなのか。なあ。もうあれだと完全に硫黄島に直結で行ける、と詰めたんだ。(注・C1は自衛隊の輸送機、U36Aは自衛隊の汎用機、125は自衛隊の視察機)



1988年4月三宅島の人たちと交流集会 於：三宅村立坪田小学校

司会 じゃあ、大体硫黄島と三宅島の闘いという項目をひとつ起こせると思うのですが、あわせて当時湾岸戦争ですね、厚木を飛び立った艦載機が三宅島東方海上や東京湾でヨットを狙ったりいろんな事件があったのですが、その辺は少し資料にあたりながらデータを作ってみたいという気がします。

あとですね、九五年の十二月に最高裁の差し戻し判決。ここで一次訴訟が決着するわけです。この辺の時期からいまの第三次への流れが出てくるわけですが、その辺を少し触れていただきたいのですが、真屋さんが三次の団長を務めているので……。じゃあ意義というものを。

一次・二次の判決と三次訴訟

浜崎 最高裁の差し戻し判決が出て、いわゆる安保条約について最高裁は、国と国との条約については最高裁といえども政治的判断はできない、と言った。ですから差し止めについては政治的な問題で、国と国の間で話し合いしてもらって。ただ住民の被害については認めるから、高裁で出た判決はおかしい、ということから差し戻しになったわけですね。で、差し戻しになった判決は、八〇W値以上は不法侵害行為である、ということと損害賠償の判決が出たのですが、これが一次の判決なんです。それを受け

て、じゃあこの後どうするんだ、ということを実は弁護団とわれわれとで協議をしたんだ。やっぱり基地被害については裁判を継続するのが一番いいだろう。それについてやり方はいろいろあるんだけど、行政訴訟や簡易訴訟など何らかの方法があるだろうと、神奈川総合法律事務所へ委員長や真屋さんで行って研究してみたんです。どれがいちばんいいかということになって、やっぱり今度は多数数でやる必要があるだろう、という結論になった。

それから第三次訴訟の取り組みについて始まったわけです。どの程度の規模にするかとなって、委員長の案では千人。それから真屋さんは怒っちゃって、一万人じゃなきゃだめだということになったんで、まあその辺のところはこれからどうするか、ということが始まって、後は委員長が説明して……。

(注・W値＝WECPNL：うるささ指数)

司会 その前に、ともすれば九五年一二月の最高裁差し戻し審が前に出てくるわけですが、その前段に、九三年に最高裁の判決があるわけですね、二月二十五日ね。最高裁は判決を下して一部を東京高裁に差し戻しをしたわけですね。それが九五年一二月二十六日になるのですが、この辺を抑えておかないと、どうも「最高裁判決」みたいに爆音は違法状態にあるというのが独り歩きますから、ちよつとそこは整理として九

鈴木 前年の九二年の十二月二日に二次の地裁判決が出てよ、それでそのあといま言われたように、九三年二月二十五日に、最高裁がわざわざ法廷を開いたんだよ。そのときの第一小法廷の裁判長は法制局長官をやった人物で、あいつじゃあ悪いぞ、と俺はそう思ったの。みんなどう思ったか知らないけど。

そのときにはもう車いすだった、山口スエ子さんはな。車椅子で法廷に入ってたよ、山口さんはよ、あれから二年か三年で亡くなったんだよな。かわいそうに。だから老いの一徹である人はよ、法廷にすがるようにものを言ったんだよ。それがどの程度きいたかどうかは別として、差し戻しになったんだよ。

その後九五年一二月二六日の判決になった。だから裁判というのはやっぱり一次の流れに沿っていま二次も三次も……まあ二次の判決がでちゃったけど、二次も三次もそうなんだよ。三次は差し止め請求を入れてないから、そこだけがうんと違うんだよ。だけど訴訟を広げてみんなに喚起しようよ、この被害というものをみんなに喚起してね、みんなにみんなもその気になってもらわなくては困るということと、俺は原告加入しやすいようにやったんだよ。それで九七年の二月八日に第一回目の提訴をしたんだから。

るとするならば計画通りなんで、その後どうするかという問題がある。

そういうことでよ、裁判の流れというのはやっぱり一次訴訟の流れにさ、二次、三次があつて続いているということさ。

司会 そういう形で、一次訴訟の最高裁での高裁への差し戻し判決、そして九五年一二月の差し戻し審判決という、ここで一次訴訟が終わりを迎える。そのことで一次訴訟は非常に大きな闘いの成果を残して、まあ差し戻しで飛行差し止めはできなかったにしても、損害賠償とそれから違法性、という二つの大きなポイントがあったと思うんですね。もうひとつは、裁判をやる過程で判決で損害賠償が出て、爆同としてはそこから運動継続費というのを原告の皆さんに協力をいただいて確保していくという、こういう財産を残したと思うんですね。その財産が三次につながったということですね。

それでは三次訴訟ということになりますので、三次訴訟にいくところの課題とか、流れの中で真屋団長が生まれてくるわけですが、どうですかその辺は、真屋さん。

真屋 整理させてもらおうと、九三年に最高裁判決が出て飛行差し止めだめだよと。ただし損害賠償部分は東京高裁に差し戻すよ、ということですね。そして九五年に差し戻し控訴審で損害賠償認めるということで、この後どうするかに

三年二月二十五日には最高裁判決があった。その中味をきちんと委員長の方から言っていた。それで九五年の差し戻し審の判決はこういう意味があると、その辺はどうでしょう、委員長。



1976年9月8日 第一次訴訟の提訴

ついでには、いま鈴木さんが話したような経過があつて、確かに飛行差し止めをつけるかつかないかの激論はあつた。「筋が通らんじゃないか」という意見もあつた。けれども「飛行差し止めは方々で負けてるじゃないか。無駄な金は使わん方がいいよ。損害賠償請求で損害賠償を認めさせることを積み重ねること、政府を追い込む方がより現実的な爆音解消になり得るよ」ということで、執行委員会では「残念ながら飛行差し止めはつけない」ということになった。

余談なんだけどね「今度は数でやらなければ。飛行差し止めをつけないで損害賠償だけでやるんだしたら、数で押さなきゃいかん」と。じゃあそれでいこうということ、五〇〇〇いくらになった。五〇四七名で提訴して現在五〇二九名です。

これは、今までの「爆同会員が原告」というたがと「一世帯一人の原告ですよ」というたがを外して、「家族全員が原告になつてもいいですよ」と呼びかけたからです。

鈴木さんも方々説明に行くし、俺も行くし、結構大変だったんだ。まあ相鉄労組が一生懸命協力してくれた、名簿を集めてね。神教組、高教組、自治労、横水、横交も協力してくれた。みんなが協力してくれて最終的にそれだけになった。そして飛行差し止めをつけなかったが、その

代わり運動を強化する。裁判闘争だけに埋没しないで運動を強化していくよ、というわけではない。同時並行でやっているわけだ。基地開放の運動会妨害、NLPの高校生入試や期末試験への妨害に対する抗議、七・二〇集会。そりゃ結構厳しい運動してると思うよ。つまり、裁判は変化球、運動は直球、と言ったところかなあ。

遠藤 われわれの運動が少しNLPという、このことに中心が行っちゃって、昼間の飛行はいいかよという、なんか忘れがちなような印象を受けるんだよね。NLP、NLPいうから。爆音訴訟で飛行機うるさいからだめだと言ってるんだから、NLPというところに絞らなくてもいいと思う。

沢田 近いところで見ていると、爆同の方はNLPというところに絞ってないですよ。爆同に、早く言えば同情的な人たちが大体NLP、NLPと言っている。それだけじゃないぞということがみんなわかって来るんだけど。

真屋 僕は新聞記者の諸君にも、テレビにもいっても言うんだ。年間飛行回数はいくら回を降りませんよと。三万回の中の三分の二はジェット機ですよ、三分の一は自衛隊ですよ。だから自衛隊の爆音を忘れちゃいけませんよ。そして三分の二のジェット機のなかの十分の一だけがNLPですよ。あとはみんな厚木でござい訓練やっつてんですよ。そこらを報道してくれな

いと困るよ、ということをお口をすっぱくして言うてんですよ。

司会 その辺はこれからの課題の提起であると思うんですが、いまの議論のなかで九五年の最高裁、差し戻し判決から約一年をかけて、三次訴訟の提起というふうになりましたよね。三次の提起のときに差し止めを入れるか入れないかは大きな議論だったし、原告団の数を広げなきゃいけないという議論も大きな課題で、後は家族ぐるみにしたというですね、市民総ぐるみという運動の提起があつて、それが五〇四七名ですよ、大きな訴訟団になった。

そういう形で三次があつて、いまそのなかで真屋さんが言われた「運動で補う」ということがあつて、その間爆同、訴訟団、平和センター三者共闘の諸要求貫徹実行委員会みたいな、非常に古い名前を出しましたが、そういうのがあつてやられていると思うんですよ。

三次訴訟を提起してから爆同も前面に立ちながらの運動というのは、今までの運動と違って、ここ何十年かの運動は裁判中心の運動だった。それが三次の裁判は訴訟団に移行されながら、爆同の力は運動のところにならつき込んでいくというところがあると思うんです。この間どうい運動があつたか、みたいなことを含めてですね……。

真屋 三次の原告団は、鈴木さんと相談しながら

ったり、官房をやったり、それからアメリカ大使館をやったりしたのは、爆同といっしょに三次訴訟が手を組んでやって初めてのことなんです。もちろん飛行機の飛び方が傍若無人になり、戦争への道の路線が明確になって、危機感を皆さんが持ったということなんです。

浜崎 さらにさ、ひとつはね、運動のやり方としては今までは比較的時期を捉えて、教組と教育委員会を巻き込んでやってきた。要するに節目節目に。これはやっぱり大きな運動なんですよ。今までは爆同だけの運動で、後の方は労働組合の協力でやれた。

司会 そういう意味ではこの間の運動を見ますとね、運動を強化するなかで今までは爆音被害を、具体的には、何回飛んだかを裁判の場で実証してきたという運動だったけれども、ここ数年の運動は、特に教育の場という子供たちへの爆音被害を具体的に闘いに組織して、それはまあ去年の運動会、その前に、だいぶ前になります。座間の中学校でヒアリングテストが妨害された、という伏線があると思います。が、そういう中で、昨年の運動会がエアースポーツで妨害を受ける、あるいはノア発言が今年二月にあったわけですが、さらに高校受験が妨害される、そして今回の運動会や期末試験というような、今までだったら通り過ぎてきたのですが、具体的に教育現場で子供達がこれだけ

被害を受けている。それを爆同や三次訴訟団や教職員組合、各組合などを含めた運動で提起をして、アメリカ大使館との直接交渉などを含めて、抗議行動や要請行動を起こしたわけですが、これも運動の広がり、深まりのひとつかなと思います。

(注・ノア発言＝試験勉強は直前になってやるものではなく、普段からやるものという主旨の発言)

真屋 それを集約したのがこの間の七・二〇の「沖縄・嘉手納基地包囲に連帯し厚木基地撤去をめざす神奈川集会」だよ。だから結構ね、発展してきた。これは大事にしなきゃいけないと思うよ。

司会 まあ一応そんなことで、現状があると思うんですが、じゃあ今後どうするかという、ここからのわれわれの闘いへの課題みたいなものがあつたらお願いします。

運動のこれから… 若い世代に期待する

真屋 現在の三次訴訟の大きな課題は、七五W値の地域を救済できるかどうかだね。これは大事だね。それから「危険への接近理論」を排除できるかどうか、この二つです。簡単に言えばね、そのために昨日もプロジェクト会議をやつて、

ら爆同と肩を並べてというのかな、手を組んでやつてるといのが実態でしょう。具体的にはね飛行監視活動、人権守りの怒りの炎。これも何回燃やしたか、五、六回燃やしたかね。それから座間防衛施設事務所の座り込みでしょう、防衛庁の座り込みでしょう。画期的なのはねアメリカ大使館を攻撃し始めたこと。今まで大使館を攻撃してなかった。

司会 「大使館への直接抗議」ぐらいがいい…。
真屋 大使館への抗議要請な、もう二回だよ。それから内閣官房に行った。内閣まで押しかけたのは初めてだ、四〇年の歴史の中で。

もちろん一番初期の段階ではあつたんですよ。館野鉄工所へ落っこつたでしょ、それで五、六人死んだでしょう。そのとき知久さんが入院して、僕が書記長だったんですよ。しようがないから委員長代理みたいな立場に立って、バス二台かな、一〇〇人ぐらいで首相官邸へ押しかけたんですよ。その時ちょうど俺の田舎の先輩の大平さんが総理大臣になって、秘書をよく知っていたから、「会いに来たから一〇〇人全部入れろよ」と言ったら「そりゃ真屋さんだよ。しょうがないから十何人が赤絨毯を踏んで総理大臣に会ったんだから。総理大臣が出てきたんだからなあ、そのときはまあ、そういうときもあつたけれども、最近総理大臣をや



1998年4月27日 第三次訴訟、原告数5047人に

プロジェクトでやったやつを証拠に使って裁判官に測定記録を見せ、録音した爆音を聞かせる。これは七五を救いたい、危険接近の理論を排除したい、ということ。今後の運動をどうするかは委員長の方から。

司会 委員長少しお願ひします、展望なり課題ですね。

鈴木 前の座談会で、ミッドウエーが入ったときに横須賀へ行った、ということが書いてある。七三年一〇月二六日に車で行ってんだよ。もう横山さんになってたんだ。それで俺なんかが入って行ったんだよ。二階の会議室に入って行ったんだよ、三階かな。それで議員はいるんだよ。「市長はどうした」と言ったら「少し待って下さい」ということで、いつまでも待たせるからよ、「ちょっと秘書課へ話してくれ」と言って秘書課へ話した。「東芝の二五周年記念に行つていつ帰ってくるかわからない」。それで俺が「よしわかった。俺の方も長居はできないからいったん引き上げるからよ、悪いけど夜、市長の家へ行くから地図をかけ」と言つたんだ俺が。そうしたらそれを聞いていた秘書がよ、パーツと飛び出したらよ、すぐその階段から出てきやがったよあいつが。「やーやー」、と階段から上がつてきやがんだよ。「いやーすみません」て言つて。それでここで言つてんだけど、「ミッドウエーは横須賀が決めたことだから、横須賀

が自主的に決めることだから、地方自治の自治権だからそれはいいよ。その代わり飛行機も受け取れ」と言つたんだ、俺。艦載機を、俺の方はあんなものいらねえんだからよ。そしたら「心情的にはわかりませう」だつて。

そんな話は当時あつたんだから。今度はよ、それに輪をかけて横須賀市長は悪いからよ。あれ国の官僚だからよ。横山さんも官僚だつたけどあれは広島だからよ。あれは悪いから今度、真屋さんがさっき言つたようによ、包囲する。横須賀を包囲して県を包囲する。

真屋 そうそう。何回も言つて恐縮だけど、空母が入らなかつたら、厚木の少なくとも三分の二は静かなんだよ。残りは自衛隊だから。自衛隊は国内問題だから米軍ほど……。

遠藤 話はめんどくさくはねえやな。

鈴木 それはなぜかと言つとね、いわゆる「主権」ね。理屈言つやつがいろいろけど、理屈はいいつてんだよ。本当に日本つていろいろのは。

例えば港灣法三七条があつて、市長がそれについて何にも言えなくなつてつてんのかよ、法律的に。ところが法律は生きてんだよ。言つていいつてんだよ、法律は。ところが実際は言えなくなつてつてんだよ。それどういふことなんだつてんだよ。主権的管理権を自ら放棄してんだよ。そんな者いつまでも市長に座らせておく必要はねえじゃんか。やめてもらえばいい

じゃんか。

真屋 だからこれは沢田さんが詳しいんだけど、港灣法があり軍艦法もあるんだから、それをうんと活用させる、というふうには市長を追い込むために。

鈴木 いくと逃げちまうだよ。今度はよ、やっぱり自宅へ行くぞ。自宅がいちばんいいんだよ。

真屋 市民の会の幹事会のあとで反省会あつたじゃん。そのとき俺言つたんだ。ネパの清水さん、それから市民の会の呉東さん、キリスト教の宮崎さん、斎藤さん、それと三教組、それくらいは固まるだろうと。まずそれと県央共闘が手を結ぶ。それをやればね、平和センターだつてかんでくれるよ。五〇〇〇人いればね二重三重に市役所を囲めるよ。それでまずやるうじゃないか。

それともうひとつ、県庁を囲んで、知事が音頭をとつて神奈川の基地の「沖繩に関する日米特別行動委員会」のようなものをつくらせる。そしたら知事も周辺七市長も入れるから、そこで問題を議論する。日米合同委員会では間に合わん。だつて俺たちが、「基地開放日にこれだけ運動会があります」というデータを示したら、官房副長官は慌てたんだから。

司会 それでは、いま横須賀という話もありましたが、爆同の組織そのものですね、二代目の

委員長真屋さん。その後三代目の鈴木さんが長年委員長をやつてこられて、いま爆同の中心は七〇代というわけですね。そういう意味では先ほど沢田さんから、少しは若返れという話があつたんですが、そのへん「若い世代に期待する」みたいなところというのはどうなんでしょう。

鈴木 悪いけど若い人は運動の仕方、作り方がわからないようだ。わからなければそういう本もたくさんあるし、少し読めばわかってくると思うんだよ。そうは言つても若い人、現役で勤めてんのが精一杯なんだよ。まごまごしてるとリストラにひっかかっちゃうんだよ。社会はそんなところに行つちやつて。だからそういうところにはまつちやつてから、若い人には無理だと思ふんだけど、やっぱり人間というのは限界あるからよ、ある意味ではそういう人を育てるといふのが、歴史の継承を含めて大事なことだと思ふんだよ。

だから県央共闘が何をやるかという問題もあるんだけど、県央共闘というのは三つの基地を挟んでるわけ。だから最初の入り方としては、厚木がどうにかするから運動しろ、という入り方もあるし、言葉でいえばね学習会みたいなことをやつてよ。俺なんか座間の外郭はわかっても、中味は本当にわからない。厚木のことばかりわかるよ。だけど相模原もそうじゃないか。PCBが出たとかよ、あつち行つたりこつ

ち行つたりしてつてのはわかるよ。自分が気を付けてやつてねえとわかんねーじゃんかよ。だからそういう意味で、三基地が勢ぞろいしたところで学習会をやつてみるとかさあ。労組にお願ひして、できるだけ若い人に出てもらうとか。

真屋 いま、県央共闘が抱えるのは三基地の問題。そのためにみんな苦悩している。だから「どうやって苦悩を取り除くか」の学習会を徹底的にやつて共通理解を図る。その上で、いま憲法がないがしろにされ、戦争への道が鮮明になりつつある、簡単にいえば憲法改正が行なわれようとしている、子供達の未来を保証する、そういう意味で極めて大事なときに、政党がどうの、セクトがどうのなんていう考えは棄てなきゃいかん。これがいいことだと言つたら、この指とまれでね、みんなが結集するような体制に持つて行かないとね。

いま鈴木さんが言つたように、アメリカと日本政府を相手にしていまの状況を打破しようというときに、セクト的なことを言つていたんでは話にならない。そういう点がまだね。七・二〇の苦勞のひとつがそこなんだよ。そんな苦勞しなくてすむような教宣もしていかにゃいかならう。県央共闘は幸いそこら共通理解できてるから俺はうれし。これを県下に組織を広げていって、そして反戦・平和の神奈川の運動



2000年7月20日 「沖繩と連帯する神奈川集会」若い世代に期待する……

まで持つて行かないとね、実際の効果は出てこないと僕は思っているから、そういう方向に運動を構築していったらどうかと思う。その中から若者を掘り当てる。

浜崎 たださつき課題になった爆同のこれからどうするか。年代層の交代、これがいま一番難しい問題だね。さつき委員長が言われたように正直に言って、これだけの運動を引っ張ってきたのは真屋さんや鈴木さん、遠藤さんたちで、若い年代が少ない。私なんか労働組合もやらないし、政党内としての体験もないから、組織を引っ張っていくのは非常に難しい面がある。いまの若い人たちに、そのことについてどういう形で引き継いでいくか、大きな問題になっている。すでもう六〇代ぐらいの人じゃなければ、委員長としてやってもらうのはないんだよ、適任者は自分で職業を持ったりなんかしてるとなかなかね。

委員長だつて労働組合の専従やって、市議会員になってある程度自分の体が自由になったから、充分動けた。勤め人だったらあんなことできなかったと思う。

その辺においてはそういう人をどうするか。委員長だつてあと何年でもないし。正直なところいま若手はいますよ。その人たち全部の人が適任かというと、なかなか一長一短あつて難しい。委員長みたいな考えでもってやってくれる

つくるんでもそうなんだよ。それが土台となるんだよ。

真屋 できる運動を展開するなかで、若者に活躍してもらえようとするという方法、それしかないんだよ。

司会 まあその辺が一つの結論かもしれないませんが、もう一点だけ、行政の不公平ですね、今後の展望にもなると思うんですが、この間エンバイロテックの問題もあつて行政の不公平があつたわけですよ。その辺われわれの怒り、四〇年間爆同が闘ってきたもそれに関しては見向きもしない政府の対応、しかし米軍が騒げばすぐ対応するという日本政府。そのへんについてもご意見があれば、行政に関わってきた遠藤さん。

運動と、行政への働きかけ

遠藤 ここんとこ直接議会に入り込まないからね、行政の幹部と話し合う機会もないけどさ。それはむしろ議員仲間聞いた方がいいのかも知れないね。

鈴木 例えばね、県・十市とか県・七市とかね。あるときは横須賀も入るし。一〇人の秘書が集まつてこの基地問題で運営をするつとときに、一〇人全部の秘書がね、ずーっと共通の認識ではないんだよ。少なくとも横須賀と大和、横須

人ならいいけど。

それとあわせて、そういう運動の経験者がある程度掘り起こしなきゃいけない、とそんなふうに考えています。

真屋 教組にも若い人はいる。沢田さんだつているじゃん。相鉄労組、自治労にもいるよ、若い人がね。みんな爆同のエリア内だよ。まず県央共闘の役員になつてもらつて頑張つてもらおう。それで僕らは後に下がる。せひそうしてもらいたいんだ。

浜崎 爆同としてこれからどうするか、ということだから。

真屋 だから、まず県央共闘などの広い舞台を強化し、その中の若者に爆同に入ってもらつて、その人達に爆同を仕切ってもらえればいいんだが、という発想なんだよ。

司会 県央共闘だとか地域の運動の広がり自体は一方であつて、しかし爆同の組織そのものは地域的な広がりがありますけど、運動の中心メンバーはあまり変わってなくて、本来なら継続されて若い世代に代わつてくるわけじゃないですか。僕なんか一番若かつたのに、いまだに若いと言われてももう五〇ですから、あまり若くないと自分では思っているんだけど。次がないでしょ。そのところは非常に深刻だと思つてはいるんです。ただ基地がなくなれば反基地運動はいらないわけで、ずつと運動をやる

賀と綾瀬、横須賀と座間あるいは海老名、相模原、この辺は共通認識に立つてもらわないと。片方は被害があり、例えば大和は被害が一番大きいんだから、爆音被害が「市民が五四六件もエアーションで苦情を言ってきたじゃないか」というときよ、横須賀で知らん顔されちゃ困るんだよ、連帯だから。当然県が幹事団体だから県がやんなきゃいけないと思うんだけど、組織的には。横須賀にちつと知恵をつけて、強烈に言つて横須賀の秘書も動けるようにしてやらないといけないから。

遠藤 基地といえば厚木基地だけだ、というふうにな判断しているところに、各市の対応の違いが出てくる。

鈴木 でもいいじゃんかよ。例えばよミルクラブラントの問題だつたら、大和の市長が応援に行つちゃうんだよ。県全体の問題だから。紙きれに書いて。

最近言つてるんだよ。県にも言つてるよ。たとえばエアーションやる、二月のNLPやつて、ノアにああいう発言をさせてしまったというふうな。岡崎洋、大和市長土屋侯保、綾瀬市長見上、ずうつと文章同じなんだよ。これおかしいつていうんだよ。文章が同じでずうつと名前が書いてある。われわれもそういう部分があるよ。たとえば平和センター、三次訴訟、爆同で文章が同じでよ、そういうことはまある。でも

うというわけではなく、むしろ基地がなくなる根本的な原因を取り除くことが一番の課題で、すし、そうすれば爆音だつて解消できるし、そういう意味で若返りが図られれば。

鈴木 何が何でも学習やつていかないと、人を



2000年6月29日 「基地撤去をめざす県央共闘会議」が発足

できるなら文章変えた方がいい。そういうことをやんなつて、今年はかなりきつくとつたよ。それぞれの市が国へ持つていったとき、全部見るとどうか知らないけど、国の方にもきちんと見させる習慣をつけさせるように、最低でも紙



1994年2月10日 行政へ働きかけ。当時の長洲知事へ。

切れはよ同一問題で二枚や三枚はある、とこう
いうことをやんなさいよと。

司会 行政が本来持つべき権限あるいは能力
という機能として、『違法である』という判決
を守らせられない今の政府に対しては、いちば
ん頑張らなきゃいけないのは議員だと思いま
す。

国会議員は政府との関係で、県会・市会はその
れぞれ県や市でその不公平をきちんと是正さ
せなければいけない、というふうに思いますの
で、われわれも努力をしなければいけないし、
国会にも働きかけをしなければいけないだろ
うと思います。

真屋 いいですか。それとまた同じことかも知
れませんが、違法爆音を解消させるのは、法治
国家の政府の責任だけではない。法治国家の自
治体にもね、重大な責任があると。そのあたり
を自治体は自覚してない。ただ国に言っただけ、
国にやらせればいいんだというんで年一回業
務的にやっているだけ。「違法爆音解消は法治
国家の自治体としての責務だ」、「国と同じ責務
はあるよ」ということをね、もっと自治体と言
わなきゃいかん。どうも自治体はその認識が弱
い気がする。

遠藤 住民運動をしながら、それに応えるよ
うなすり抜けの答弁しかできないんだよ。

真屋 つまりそれはね、法治国家の自治体とし

うんだけだね。

司会 そのところはむしろ議員の任務でも
あると思うんですが、自治体を攻撃するのでは
なくて、自治体にやらせるという尻のたたき方
をどういうふうな議員が議会の場でやってい
くのかなと。住民運動も同じですが、少し変え
れるし、変えていかなきゃいかんというふう
に思います。

遠藤 住民運動の中味はちゃんと承知してい
るんだけど、ストレートに答えてね、そのま
ま載っかっちゃうということになると、どっかに
傷を彫られやしないかと心配があるからよ。

司会 その辺のことは行政は大分わかっ
てると思います。

じゃあ大体ですね、今日考えていたテーマは
全部終わりました。今いろいろな方面から議論
しましたから、まとめるのはなかなか大変だ
と思うんですが、とりあえずこれだけは言いた
いと思うことがあればどうぞ……。無いよう
なのでこれで閉めさせていただきます。どうもご
苦勞様でした。

て司法が違法と言っているのに、その違法を解
除する責任は国だけではないと、自治体にもあ
るんだぞという認識、意識がない、残念ながら。
だから国に何でも押しつけて、それでこと足れ
りとしている。それではいかんのだ。

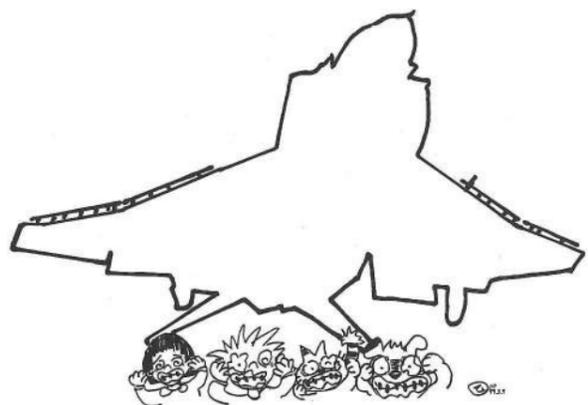
沢田 ただ僕ら自治体と対応するとき、例えば
『いのくら』とか「県・市連絡協議会」の場では大
きく変化して、今までよりは遥かに、「これじゃ
あまずい」という認識は持ち始めているのかな
あ、という印象はありますけどね。あと交渉の
席上で、例えば鈴木さんが『いのくら』なんかで
ガンガン言ったことに対して、「はい、そうです
か」と彼らは立场上、絶対言わないですよ。ただ
それから三カ月か四カ月して、彼らから出た文
章をみると、われわれが言ったことが反映して
いるわけです。そこら辺は役人の立場があるか
らすぐに結果は現れない。エアショーの問題
についても、これはひどいという認識は持って
いるはずですよ。後はそこから踏み込み方が、
こちらの物差しからすると甘い、と思うんだけ
ど。

真屋 要請書を出すじゃん。返事来ているのか
というと来てるんだよ。なんでそれを市民に公
表しないんだと。年一回要請書を出して具体的
な返事を取るだけでなくて、文書回答を取れよ
と言ってるの。またそうすべきだと思うよ、自
治体は。取ったものは市民に公開すれば、市民

は腹が立つんだよ。市町村はやってくれている
のに、こんな返事しかよこさない。国はふざけ
ていて市町村は気の毒だ、となるんだよ。そし
たら闘いの炎は燃えていくんだよ。自治体はそ
れやらなきゃいかん。なんでやらないのかと思



2000年6月29日 厚木基地正門前でエアショー強行に抗議



厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置

(昭和38年9月19日 日米合同委員会にて合意)

- a 飛行活動についての時間制限
- (1) 22時から6時までの間、厚木飛行場におけるすべての活動(飛行及びグループ・ラン・アップ)は、運用上の必要に応じ、及び合衆国軍の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き禁止される。
- (2) 訓練飛行は、日曜日には最小限に止める。
- b 抑制したアフターバーナーの使用
- 厚木海軍飛行場隣接区域の上空を高出力で長く低空飛行することを避けるため、アフターバーナー装備の航空機を操作する操縦士はすべて、厚木海軍飛行場空域内においてできるだけ速やかに離陸・上昇することが要求される。
- c 必要な「反射鏡利用による着艦訓練(ミラー・ランディング・プラクティス)」の一部を実施するための他の飛行場の使用
- (1) 離陸及び着陸の間を除き、航空機は、人口稠密地域の上空を低空で飛行しない。
- (2) 航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で高音を発する飛行を行ったり、あるいは、他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしない。
- (3) 航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において、曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施された曲技飛行のデモンストレーションはその限りではない。右は合衆国海軍が指定された空対空訓練区域において空中戦闘訓練を実施する場合には適用しない。
- (4) 空母着艦訓練(キャリア・ランディング・プラクティス)及び反射鏡利用による着艦訓練(ミラー・ランディング・プラクティス)のための航空機は、平均海面上800フィート以下で飛行しない。
- (5) 空母着艦訓練(キャリア・ランディング・プラクティス)或いは、反射鏡利用による着艦訓練(ミラー・ランディング・プラクティス)の巡航速度は1マツハ以下にとどめる。
- e 飛行高度の規制措置
- (1) 離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練(キャリア・ランディング・プラクティス)或いは、反射鏡利用による着艦訓練(ミラー・ランディング・プラクティス)のため
- 必要とされる「空母着艦訓練及び反射鏡利用による着艦訓練(キャリア・アンド・ミラー・ランディング・プラクティス)」の一部を実施するため、厚木海軍飛行場の付属飛行場で使用されている適当な諸規則が原則として適用される。
- d 飛行活動の規制
- (1) 離陸及び着陸の間を除き、航空機は、人口稠密地域の上空を低空で飛行しない。
- (2) 航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で高音を発する飛行を行ったり、あるいは、他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしない。
- (3) 航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において、曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない。ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションはその限りではない。右は合衆国海軍が指定された空対空訓練区域において空中戦闘訓練を実施する場合には適用しない。
- (4) 空母着艦訓練(キャリア・ランディング・プラクティス)及び反射鏡利用による着艦訓練(ミラー・ランディング・プラクティス)のため
- 役に立つ防衛力を持つことの必要性について周辺の住民に知ってもらうよう、あらゆる機会を利用する。
- l 渉外連絡
- (1) 厚木海軍飛行場司令官は、現地の騒音問題について地元当局又は、一般の人々と連絡をとる場合は、事前に座間防衛施設事務所に通報するよう努力する。
- (2) 今後、厚木海軍飛行場司令官と日本政府(防衛施設庁)の代表者は、航空機騒音軽減のための新装置又は、方法についての情報を入手次第交換することとする。
- m 年に1回、通常7月1日頃、厚木海軍飛行場司令官は、日本政府からの要請を受けた上で、過去12ヶ月間の厚木海軍飛行場における4半期毎の平均月間離着陸回数を示す4つの数字を提供する。要求があれば、厚木海軍飛行場の付属飛行場についても同様な統計数字を提供する。

- 場合を除き、平均海面上1,600フィート以下で飛行しない。特殊の訓練は、訓練の必要に見合った必要最小限度に留めるものとし、かつ、そのパターンは、平均海面800フィート以下は通らない。
- (2) 管制塔員は、当海軍飛行場の場周径路(トラフィックパターン)上の航空機の目視監視を行う。管制塔員を有するすべての空港における標準的な運航方法である。
- f 運用能力又は、態勢がそなわれる場合を除き、ジェットエンジンは、18時から6時までの間試運転されない。
- 44. 11. 20 改定 —
- 運用能力又は、態勢がそなわれる場合を除き、ジェットエンジンは、18時から8時までの間試運転されない。
- g 消音器の使用
- (1) ジェットエンジンスタンドもしくは、テストセル地区におけるジェットエンジンテストの実施にあたっては、厚木海軍飛行場は、実行可能なできるだけ早い時期に効果的な消音器を装備し、それを騒音減衰のため使用する。
- (2) ジェットエンジンの試運転作業は、主として既設のジェットエンジンテストセル地区において行うようにする。
- 44. 11. 20 改定 —
- エンジンテストを行うためには、ジェットエンジンテストセル地区が使用される。ただし、テストセルに適合しないジェットエンジンがテストされなければならないような状況下においては、騒音の持続時間とレベルを最小限に保つよう最大の注意が払われるものとする。
- h ヘリコプター飛行区域の制限
- ヘリコプターは、厚木海軍飛行場が設定した発着ルートを飛行する。ただし、右は緊急の目的又は、年間定期行事に際してデモンストレーションのため飛行する場合には適用しない。
- i 操縦士の教育
- すべての操縦士は、周辺社会に多くの影響を与えている航空機騒音問題について、できるだけ多くの機会に十分な教育を受けるものとする。
- j 騒音対策委員会の設置
- すべての可能な方法が検討されることを確実にするため、合衆国軍構成員からなる騒音対策委員会を設置すること。
- k 広報活動
- 騒音抑制に関するすべての様相及びすぐ

厚木基地爆音防止期成同盟役員一覽表

1968 (昭43) 年	1967 (昭42) 年	1966 (昭41) 年	1965 (昭40) 年	1964 (昭39) 年	1963 (昭38) 年	1962 (昭37) 年	1961 (昭36) 年	1960 (昭35) 年	年度	
真屋求	知久重一	知久重一	知久重一	知久重一	知久重一	知久重一	知久重一	知久重一	委員長	
上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	遠藤 丹沢 忍・鈴木一郎	丹沢 房治・上原 弥市・津森 正也	丹沢 房治・上原 弥市・津森 正也	津森 正也・神谷豊三郎・上原 弥市	副 委 員 長	
次長 小島 水上 秀高 保	次長 渡辺 真屋 利重 求	次長 渡辺 真屋 利重 求	真屋 求	真屋 求	真屋 求	真屋 求	真屋 求	真屋 求	書記長	
昭43年度 山ノ口スエ子 謙語 忍		昭43年度 山ノ口スエ子 謙語 忍		昭43年度 山ノ口スエ子 謙語 忍		昭43年度 山ノ口スエ子 謙語 忍		昭43年度 山ノ口スエ子 謙語 忍		顧問
前年度役員留任 新任 品川 清・大波 修二	齊藤 弥作・犬飼 富平	小沢 一彦・小林久米三・中川 定七・真田 英一	長谷川 勝・岸井 孝治・大谷 勇・市原 純二	小島 保・中川 政博・浅野 順三・鈴木 清	犬飼 富平・菊池 陸男	岸井 孝治・近内 昭正・黒田 矩敬・犬飼 富平	小島 保・中川 政博・浅野 順三・鈴木 清	藤元 晃章・黒田 矩敬・中村 弘道・岸井 孝司	役員 (常任委員)	

1980 (昭55) 年	1978 (昭53) 年	1976 (昭51) 年 (任期二年制)	1975 (昭50) 年	1974 (昭49) 年	1973 (昭48) 年	1972 (昭47) 年	1971 (昭46) 年	1970 (昭45) 年	1969 (昭44) 年
鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	真屋求
上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語	上原 穂坂 政豊・山ノ口スエ子・謙語
次長 黒田 重信	次長 黒田 重信	次長 中村 弘道	次長 樽川 重信	次長 菊池 陸男	次長 藤元 晃章	次長 藤元 晃章	次長 岸井 孝司	次長 岸井 孝司	次長 岸井 孝司
昭46年度 山ノ口スエ子 謙語 忍		昭46年度 山ノ口スエ子 謙語 忍		昭46年度 山ノ口スエ子 謙語 忍		昭46年度 山ノ口スエ子 謙語 忍		昭46年度 山ノ口スエ子 謙語 忍	
前年度役員留任 新任 品川 清・大波 修二	齊藤 弥作・犬飼 富平	小沢 一彦・小林久米三・中川 定七・真田 英一	長谷川 勝・岸井 孝治・大谷 勇・市原 純二	小島 保・中川 政博・浅野 順三・鈴木 清	犬飼 富平・菊池 陸男	岸井 孝治・近内 昭正・黒田 矩敬・犬飼 富平	小島 保・中川 政博・浅野 順三・鈴木 清	藤元 晃章・黒田 矩敬・中村 弘道・岸井 孝司	役員 (常任委員)

2009 (平21) 年	2007 (平19) 年	2005 (平17) 年	2003 (平15) 年	2001 (平13) 年	1999 (平11) 年	1997 (平9) 年
鈴木保 (二〇〇九年四月まで) 藤田栄治 (二〇一〇年六月から)	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保
谷沢和夫 平岡幸雄 斎藤弥作 萩窪幸一	池田幸代 平岡幸雄 斉藤弥作 萩窪幸一	小野隆 平岡幸雄 斎藤弥作 萩窪幸一	松岡和利 岡本聖哉 萩窪幸一	松岡和利 矢沢洋二 萩窪幸一	石郷岡忠男 藤田栄治 伊沢多喜男	二見昇 伊沢多喜男
次長 相沢義昭 次長 石郷岡忠男 次長 大波修二	次長 相沢義昭 次長 石郷岡忠男 次長 大波修二	次長 相沢義昭 次長 石郷岡忠男 次長 大波修二	次長 石郷岡忠男 次長 斎藤英昭 次長 大波修二	次長 石郷岡忠男 次長 斎藤英昭 次長 大波修二	次長 大波修二 次長 斎藤英昭 次長 石郷岡忠男	次長 中川敦至 次長 浜崎重信
新倉市造 真屋重信 浜崎重信	新倉市造 真屋重信 浜崎重信	真屋重信 遠藤忍 真屋重信	真屋重信 遠藤忍 真屋重信	真屋重信 遠藤忍 真屋重信	真屋重信 遠藤忍 真屋重信	真屋重信 遠藤忍
小野抗夫 村田信之 中坪清	矢野英昭 小野清輝 石塚長作	高橋八一 角田敏太郎 石塚長作	新倉市造 矢野英昭 石塚長作	石塚長作 加藤清一郎 相沢義昭	石塚長作 後藤忠吾 相沢義昭	萩窪幸一 平本二 萩窪幸一

1995 (平7) 年	1993 (平5) 年	1991 (平3) 年	1988 (昭63) 年	1986 (昭61) 年	1984 (昭59) 年	1982 (昭57) 年
鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保	鈴木保
伊沢多喜男 村田信之	本多保雄 村田信之	本多保雄 村田信之	本多保雄 飯田正章	小柳久夫 柳町慶治	室井謙語 藤田武雄	小柳久夫 藤田武雄
次長 中川敦至 次長 浜崎重信	次長 中川敦至 次長 浜崎重信	次長 黒田矩敬 次長 浜崎重信	次長 黒田矩敬 次長 浜崎重信	次長 黒田矩敬 次長 浜崎重信	次長 黒田矩敬 次長 浜崎重信	次長 黒田矩敬 次長 浜崎重信
真屋重信 遠藤忍	真屋重信 遠藤忍	真屋重信 遠藤忍	真屋重信 遠藤忍	真屋重信 遠藤忍	真屋重信 遠藤忍	真屋重信 遠藤忍
石塚長作 金子豊貴男 萩窪幸一	山田よし子 石塚長作 萩窪幸一	岡田敏太郎 石塚長作 萩窪幸一	井上美春 岡田敏太郎 石塚長作	新倉市造 齊藤弥作 萩窪幸一	前年度役員留任 新倉市造 齊藤弥作	前年度役員留任 山田よし子 大貫三郎

(註：1988～1991年、役員改選を1年延期したため、3年任期となっている)

年度別苦情件数(2)

	大和市	綾瀬市	藤沢市	相模原市	海老名市	座間市	横浜市	神奈川県	合計	NLP (内数)	備考
2001(平13)4月	27	3	0	2	0	1	1	3	37		
5月	35	3	0	4	1	3	0	1	47		
6月	124	17	11	50	3	32	1	16	254		6/11入港
7月	238	66	48	56	33	42	7	64	554		入港中
8月	255	67	105	101	22	58	14	48	670		
9月	843	346	99	648	124	234	37	98	2,429		9/21出港
10月	94	24	6	32	5	31	6	9	207		
11月	116	37	5	16	17	19	5	8	223		
12月	28	8	4	7	3	7	3	1	61		12/23入港
2002(平14)1月	114	4	17	33	8	20	8	10	214		入港中
2月	103	12	28	15	6	30	5	8	207		入港中
3月	179	33	28	40	6	49	6	27	368		3/18出港
2001(平13)年度 合計	2,156	620	351	1,004	228	526	93	293	5,271	3	
2002(平14)4月	141	26	25	42	2	19	1	12	268		4/5出港
5月	22	2	0	1	1	0	2	4	32		
6月	160	25	71	69	17	39	3	14	398		6/5入港
7月	423	109	123	342	30	128	11	92	1,258		
8月	146	29	20	71	5	24	7	10	312		入港中
9月	365	216	171	161	69	91	22	148	1,243		入港中
10月	419	183	93	249	67	107	21	143	1,282		10/20～22NLP、 10/25出港
11月	16	0	2	0	0	0	0	12	30		
12月	25	2	11	3	0	5	3	16	65		12/23入港
2003(平15)1月	35	10	4	9	2	7	5	12	84		厚木・硫黄島 NLP 1/23出港
2月	23	3	0	2	1	2	1	22	54		
3月	15	0	0	2	0	0	2	5	24		
2002(平14)年度 合計	1,790	605	520	951	194	422	78	490	5,050		

年度別苦情件数(1)

	大和市	綾瀬市	藤沢市	相模原市	海老名市	座間市	横浜市	神奈川県	合計	NLP (内数)	備考
1987(昭62)	1,329	889	238	177	309	397	16	64	3,419	3,204	
1988(昭63)	732	674	53	104	255	224	22	32	2,096	2,004	
1989(平元)	701	382	54	63	148	210	20	18	1,596	1,427	
1990(平2)	1,554	703	160	159	211	604	34	32	3,457	2,682	
1991(平3)	1,050	744	162	137	214	510	30	41	2,888	2,202	
1992(平4)	417	197	60	51	55	128	18	30	956	669	
1993(平5)	746	329	215	162	89	256	36	64	1,897	674	
1994(平6)	671	163	97	82	19	107	169	49	1,357	382	
1995(平7)	663	181	83	83	36	96	75	45	1,262	0	
1996(平8)	703	259	125	308	77	129	244	153	1,998	20	
1997(平9)	1,046	468	175	428	90	226	288	177	2,898	174	
1998(平10)	1,205	379	140	307	130	224	568	278	3,231	59	
1999(平11)	1,400	376	162	268	74	250	421	208	3,159	186	
2000(平12)4月	21	3	0	0	1	1	1	0	27		
5月	21	2	0	4	1	0	0	2	30		
6月	431	42	36	51	3	31	56	31	681		
7月	363	62	72	48	13	44	18	25	645		
8月	419	149	119	132	29	108	21	68	1,045		
9月	821	439	119	166	95	282	25	74	2,021		
10月	54	9	17	17	1	6	3	1	108		
11月	15	3	5	6	3	8	3	5	48		
12月	53	17	3	9	3	12	3	3	103		
2001(平13)1月	114	4	17	33	8	20	8	10	214		
2月	103	12	28	15	6	30	5	8	207		
3月	179	33	28	40	6	49	6	27	368		
2000(平12)年度 合計	526	420	506	2,286	169	591	745	254	5,497		

※9月1日より、鎌倉市、平塚市、茅ヶ崎市及び町田市受付分の苦情件数も県基地対策課が受けたものとしてカウントする。

年度別苦情件数(4)

	大和市	綾瀬市	藤沢市	相模原市	海老名市	座間市	横浜市	神奈川県	合計	NLP (内数)	備考
2005(平17)4月	235	27	97	128	6	42	6	117	658		入港中
5月	202	53	147	118	18	48	12	102	700	1	5/11~19硫黄島NLP、5/18~19厚木NLP、5/17出港、5/20入港、5/23出港
6月	11	1	152	14	3	1	3	20	205		
7月	3	3	105	7	1	2	4	6	131		
8月	130	61	112	113	36	54	6	95	607		8/20入港23出港 8/27入港
9月	314	90	403	334	41	66	14	206	1,468		入港中
10月	146	56	257	156	29	27	10	150	831	1	10/12~20硫黄島NLP、10/18~20厚木NLP、10/24出港
11月	21	4	16	11	2	1	1	17	73		
12月	26	4	13	17	3	8	2	15	88		12/12入港
2006(平18)1月	101	9	51	27	4	17	13	37	259		入港中
2月	252	31	62	67	8	27	15	87	549		入港中
3月	67	4	15	27	4	14	4	33	168		入港中
2005(平17)年度合計	1,508	343	1,430	1,019	155	307	90	885	5,737	2	
2006(平18)4月	217	36	125	112	2	39	18	121	670		入港中
5月	400	104	229	237	19	90	34	352	1,465	3	5/16~24硫黄島NLP、5/23~25厚木NLP、5/20出港、5/25入港、5/26出港
6月	112	73	181	61	12	36	20	127	622		6/3入港 6/8出港
7月	44	8	14	22	2	5	4	23	122		
8月	13	3	0	8	2	0	1	14	41		
9月	68	14	57	28	3	17	5	34	226		9/15入港
10月	233	62	104	119	18	37	9	89	671	0	10/9~11硫黄島NLP、10/12厚木NLP、10/17出港
11月	4	4	1	3	0	0	5	14	31		
12月	14	12	7	19	0	6	2	16	76		12/10入港
2007(平19)1月	83	36	48	81	4	24	8	39	323		入港中
2月	72	13	19	65	1	21	7	86	284		入港中
3月	65	15	11	63	4	24	2	34	218		入港中
2006(平18)年度合計	1,325	380	796	818	67	299	115	949	4,749	3	

年度別苦情件数(3)

	大和市	綾瀬市	藤沢市	相模原市	海老名市	座間市	横浜市	神奈川県	合計	NLP (内数)	備考
2003(平15)4月	24	4	2	1	0	1	0	8	40		
5月	103	5	35	48	4	9	4	30	238		5/6入港
6月	407	44	239	273	14	56	26	206	1,265		入港中
7月	261	68	351	172	9	39	29	314	1,243		入港中
8月	224	43	121	119	9	41	18	127	702		入港中
9月	59	10	27	18	3	4	6	36	163		入港中
10月	281	156	125	60	93	51	15	104	885		10/13出港 10/23入港
11月	36	5	21	3	0	0	0	18	83		11/1出港
12月	51	4	9	14	4	9	2	26	119		12/12入港
2004(平16)1月	107	21	26	61	9	22	9	60	315		1/8出港、1/9入港 1/15出港、1/16入港
2月	101	10	50	30	4	20	12	50	277		2/18出港
3月	94	4	23	32	3	9	8	49	222		
2003(平15)年度合計	1,748	374	1,029	831	152	261	129	1,028	5,552		
2004(平16)4月	34	5	2	2	5	1	0	6	55		
5月	25	6	3	12	1	3	1	6	57		5/24入港
6月	383	74	173	188	33	84	9	142	1,086		入港中
7月	84	11	81	37	5	16	10	60	304	6	7/13~14厚木NLP、7/19出港
8月	20	2	8	4	4	0	3	12	53		
9月	193	39	157	111	17	27	4	61	609		9/7入港
10月	152	53	66	84	20	37	5	64	481		入港中
11月	113	41	53	102	10	25	9	79	432		入港中
12月	71	21	39	48	5	14	4	41	243		入港中
2005(平17)1月	186	91	64	76	21	45	5	88	576	2	1/11出港、17入港、18出港、21入港、1/18~19、21~22厚木NLP、1/18~23硫黄島NLP、1/26出港、31入港
2月	61	17	25	43	2	15	10	42	215		2/10出港
3月	12	2	6	5	0	2	1	3	31		3/28入港
2004(平16)年度合計	1,334	362	677	712	123	269	61	604	4,142	8	

年度別苦情件数(6)

	大和市	綾瀬市	藤沢市	相模原市	海老名市	座間市	横浜市	神奈川県	合計	NLP (内数)	備考
2009(平21)4月	99	92	26	159	8	46	2	31	463		入港中、4/29.30 硫黄島NLP
5月	189	93	73	119	5	31	10	66	586		5/1~4、5/7硫黄島NLP、5/6出港、15入港、20出港
6月	15	21	1	16	2	10	3	23	91		6/5入港、10出港
7月	20	26	1	14	3	19	3	8	94		
8月	4	12	1	5	0	4	1	11	38		
9月	137	77	72	193	7	65	4	59	614		9/3入港、9/25、9/27 ~9/30硫黄島NLP
10月	30	19	1	28	1	16	2	11	108		10/6出港
11月	16	36	4	15	9	12	2	20	114		11/23入港
12月	70	43	19	112	3	37	3	55	342		入港中
2010(平22)1月	61	18	7	42	1	31	8	43	211		入港中
2月	86	38	13	82	10	30	6	56	321		入港中
3月	119	38	51	141	3	19	23	70	464		入港中
2009(平21)年度 合計	846	513	269	926	52	320	67	453	3,446		
2010(平22)4月	73	37	25	82	4	58	14	41	334		入港中
5月	181	101	20	98	13	70	13	50	546		5/11出港、5/14 入港、5/18出港
6月	3	10	0	5	2	25	1	14	60		6/9入港、14出港
7月	3	12	0	1	2	4	0	4	26		7/3入港、9出港
8月	3	10	2	3	0	7	1	8	34		
9月	3	6	0	1	3	9	2	10	34		
2010(平22)年度 4~9月合計	266	176	47	190	24	173	31	127	1,034		

年度別苦情件数(5)

	大和市	綾瀬市	藤沢市	相模原市	海老名市	座間市	横浜市	神奈川県	合計	NLP (内数)	備考
2007(平19)4月	104	29	65	75	5	29	6	69	382		入港中
5月	491	173	298	290	15	49	167	567	2,050	804	5/2~11硫黄島NLP、5/9- 10・14・15厚木NLP、5/4出 港、7入港、15出港、5/21入 港、23出港
6月	23	6	4	10	1	3	1	32	80		
7月	13	15	0	1	0	5	0	8	42		
8月	4	7	1	7	1	3	3	17	43		
9月	55	53	23	62	30	10	5	38	276		9/21入港
10月	236	103	87	346	32	59	15	180	1,058		10/12~17硫黄島NLP、 10/21出港
11月	16	6	5	11	1	3	2	19	63		11/27入港
12月	73	25	12	73	4	22	9	55	273		入港中
2008(平20)1月	41	57	13	76	10	19	10	70	296		入港中
2月	27	14	5	32	2	12	2	23	117		入港中
3月	73	44	27	93	5	29	8	56	335		3/7~11、12~15硫黄島 NLP、3/3出港、7入港、 18出港
2007(平19)年度 合計	1,156	532	540	1,076	106	243	228	1,134	5,015	804	
2008(平20)4月	30	19	67	58	7	11	5	47	244		4/4入港、 4/15出港
5月	113	49	76	151	9	35	2	55	490		5/12入港、 5/28出港
6月	5	5	3	8	2	2	1	9	35		
7月	5	13	5	3	1	3	2	14	46		
8月	6	7	5	4	0	1	2	6	31		
9月	14	11	4	11	2	2	3	14	61		9/25入港
10月	2	0	2	10	0	0	0	8	22		10/1出港
11月	5	7	3	7	1	7	3	11	44		11/21入港
12月	95	42	27	135	4	39	8	77	427		
2009(平21)1月	74	49	69	128	8	34	5	85	452		
2月	85	27	54	128	3	30	9	130	466		
3月	33	7	10	53	1	22	5	36	167		
2008(平20)年度 合計	467	236	325	696	38	186	45	492	2,485	0	

資料4 年間騒音測定回数等の比較(2) (70ホン以上、5秒以上の継続音) (滑走路北約1kmの住宅地)

2001 (平成13) 年	2000 (平成12) 年	1999 (平成11) 年	1998 (平成10) 年	1997 (平成9) 年	1996 (平成8) 年	1995 (平成7) 年	1994 (平成6) 年	1993 (平成5) 年	区分
29,054	30,948	28,371	25,911	31,858	31,850	32,588	30,832	37,242	年間測定回数
120ホン	123ホン	122ホン	120ホン	122ホン	120ホン	119ホン	119ホン	120ホン	年間最高音
2,154	2,555	1,268	1,061	1,029	645	677	620	883	苦情件数
		3,049 (1)	3,338 (1)	3,976 (10)	4,077 (4)	3,550 (1)	4,006 (4)	4,304 (4)	年間最高回数 (月)
2421.2	2579.0	2364.5	2159.3	2654.8	2654.2	2715.7	2569.3	3103.5	月平均回数
79.6	84.6	77.7	71.0	87.3	87.3	89.3	84.5	102	1日平均回数
184	229	187	175	270	294	347	325	284	規制時間内の回数
		3	4	5	5	12	9	5	空母の入港回数
178	245	170	150	187	203	200	233	207	空母の入港日数
N L P 関係									
2	4	2	3	3	1	5	3	5	年間通告回数
11	19	6	13	14	8	33	35	33	年間通告日数
0	* 11	4	* 8	9	5	32	29	32	年間実施日数
0	668	121	161	357	337	2,981	3,376	2,981	年間測定回数
		117ホン 2/25	119ホン 1/10	89ホン 2/12	108ホン 9/3	112ホン 3/8	110ホン 5/25	113ホン 1/25	年間最高音 (月日)
0	116 9/19 18:30~ 22:03	106 10/13 18:20~ 22:00	231 1/10 16:48~ 22:47	50 8/20 19:02~ 21:40	34 4/24,25 18:00~ 20:00	89 8/10 20:00~ 22:00	90 5/18 18:00~ 22:00	218 2/16 17:30~ 22:00	1晩の最高回数 (月日)(時間)
		357 10/13	518 1/10	188 8/20	263 4/25	277 3/7	257 5/24	445 11/10	1日の最高回数 (月日)

*予備日1日含む

※平成12年9月18日(NLP実施日)は「落雷のため、欠。」

資料4 年間騒音測定回数等の比較(1) (70ホン以上、5秒以上の継続音) (滑走路北約1kmの住宅地)

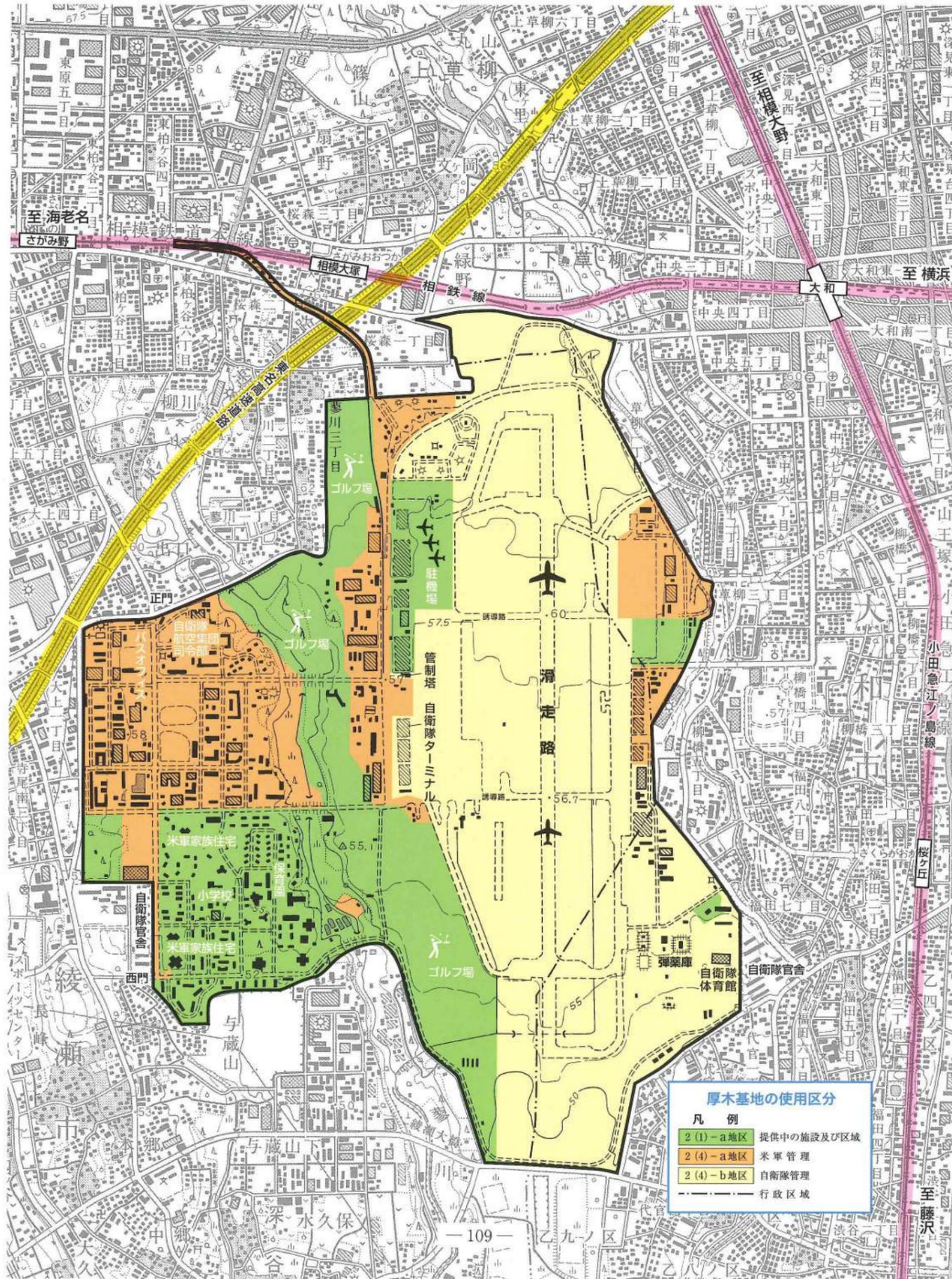
1992 (平成4) 年	1991 (平成3) 年	1990 (平成2) 年	1989 (平成元) 年	1988 (昭和63) 年	1987 (昭和62) 年	1986 (昭和61) 年	1985 (昭和60) 年	1984 (昭和59) 年	区分
33,978	36,909	40,978	38,013	34,743	40,778	35,500	33,506	34,395	年間測定回数
119ホン	122ホン	120ホン	121ホン	121ホン	121ホン	120ホン	118ホン	118ホン	年間最高音
422	903	1,603	717	687	1,336	334	381	738	苦情件数
6,528 (2)	6,767 (7)	6,256 (5)	5,820 (5)	5,185 (8)	7,279 (4)	5,358 (11)	4,353 (11)	4,500 (7)	年間最高回数 (月)
2831.5	3075.8	3414.8	3167.8	2895.3	3398.2	2958.3	2792.2	2866.3	月平均回数
92.8	101.1	112.3	104.1	94.9	111.7	97.3	91.8	94.0	1日平均回数
251	403	581	426	465	563	385	348	343	規制時間内の回数
3	7	9	4	3	3	5	5	6	空母の入港回数
155	163	188	122	209	130	278	142	125	空母の入港日数
N L P 関係									
3	6	4	3	7	6	11	4	3	年間通告回数
35	47	36	55	67	66	88	45	47	年間通告日数
29	33	30	45	55	58	62	40	* 32	年間実施日数
3,376	3,306	3,909	4,266	3,651	6,619	3,902	4,390	※3,050	年間測定回数
118ホン 2/3	118ホン 7/11	117ホン 5/22	115ホン 5/27 8/22	118ホン 7/19 8/22	118ホン 4/6	120ホン 11/21	118ホン 5/10	118ホン 7/23	年間最高音 (月日)
239 4/6 18:00~ 22:00	141 6/10 19:30~ 22:00	209 6/7 19:00~ 22:00	232 1/19 17:30~ 22:00	197 8/29 18:30~ 22:00	312 4/16,21 17:00~ 22:00	255 11/18 17:00~ 22:00	★332 11/11 15:30~ 22:00	214 8/10 18:00~ 22:00	1晩の最高回数 (月日)(時間)
586 4/8	480 7/29	548 5/30	470 5/24	412 8/29	627 1/6	534 11/18	486 11/11	335 8/10	1日の最高回数 (月日)

*…実施したと思われる日数

※…実施したと思われる回数

★…NLP通告時間帯では最高
17:00以降の通告時間帯に限定すると、
4/16、4/21(17:00~22:00) 312回が最高

厚木基地・周辺地図



年間騒音測定回数等の比較(3)

(70ホン以上、5秒以上の継続音)
(滑走路北約1kmの住宅地)

2010 (平成22) 年	2009 (平成21) 年	2008 (平成20) 年	2007 (平成19) 年	2006 (平成18) 年	2005 (平成17) 年	2004 (平成16) 年	2003 (平成15) 年	2002 (平成14) 年	区分
12,939	18,776	19,457	23,065	23,307	22,957	25,440	25,895	30,476	年間測定回数
120ホン	121ホン	118ホン	118ホン	118ホン	118ホン	121ホン	120ホン	121ホン	年間最高音
529	772	416	1,235	1,525	1,347	1,377	1,519	2,113	苦情件数
									年間最高回数 (月)
1078.3	1564.7	1621.4	1922.1	1942.3	1913.1	2120.0	2157.9	2539.7	月平均回数
35.5	51.4	53.2	63.2	63.9	62.9	69.5	71.0	83.5	1日平均回数
24	90	71	62	114	118	117	121	150	規制時間内の回数
									空母の入港回数
149	211	151	201	205	168	221	221	250	空母の入港日数
N L P 関係									
0	0	0	2	2	3	2	2	2	年間通告回数
0	0	0	6	6	13	9	7	7	年間通告日数
0	0	0	4	4	9	4	2	6	年間実施日数
0	0	0	248	74	197	146	14	157	年間測定回数
									年間最高音 (月日)
			81 5/15 18:05~ 21:57	36 10/12 18:12~ 20:54	70 5/18 19:05~ 21:00	51 7/13 18:35~ 20:40	14 1/20 18:00~ 19:00	60 3/14 18:10~ 21:30	1晩の最高回数 (月日)(時間)
									1日の最高回数 (月日)

《大和市企画渉外部基地対策課》
(平成22年は8月までの記録)

編集後記

四〇年記念誌の発行も遅れ遅れで皆さんに迷惑をかけましたが、今回もまた、ぎりぎりの発行になってしまいました。冒頭お詫びを申し上げます。爆同運動の五〇年の重みを改めて感じています。多くの先達が五〇年もの長きにわたって、世界最強の軍隊、米軍や日本政府を相手に粘り強い活動を続けてこられたこと。日本の平和運動の中でも突出した活動であることを、改めて確認した今回の記念史の編集でした。その五〇年の活動を数カ月の作業でまとめようという、無謀ともいえる作業を支えて下さった皆さんにも心から感謝申し上げます。

特に今回は朝井志歩さんという優れた書き手を得て、この本ができたことも報告と感謝申し上げます。爆同の五〇年の活動を客観的に見て、評価していただいたこと、中にいる我々ではできない作業を仕上げてください、身近なところでの研究者がいたことにも幸運であったと思っております。

❖ 世紀の半分、五〇年という爆同の記念行事。情宣部として、いろいろな企画を行い、今回厚木基地の騒音被害と闘うためのリーフレットの作成に力を注いできました。この記念史の編集より先に二種類のリーフレットの発行にこぎつけ、あと四冊の発行も準備中。こちらは今後の爆同運動に活用できる資料にしたいと思いますので、是非、みなさんにも運動に役立てていただければと思います。

❖ もうひとつ、この記念誌の作成途上で私たちは、鈴木保さんを失いました。突然の訃報に驚き、落胆し、一時は編集もあきらめようかと思いましたが、五〇年を成功させたいという鈴木保前委員長の遺志を、何とか完成させたいと頑張っては見ましたが、当初予定していた「五〇年の座談会」など設定できずに終わってしまいました。これもお詫びしなければなりません。

❖ もうひとつ、編集して感じたこと、鈴木保さんという偉大な牽引車を

失いましたが、四〇年誌からのこの一〇年で、失った先輩諸氏はほかにもたくさんいるということ。個々のお名前は記しませんが、爆同の活動を支えて頂いた皆さんの先輩が「平和で静かな空を返せ」の思いもむなしく倒れていったこと。あとを引き継ぐ私たちがもつとしっかりせよと激励されているような気がする五〇年の事業ともいえます。

❖ 最後に、様々な形で爆同の五〇年を支えて下さった方々、そして本記念誌に原稿やメッセージをお寄せくださった方々、そして、情宣担当の皆さんに改めて感謝申し上げます。

また、辛抱強く編集を支えて下さり、印刷・製本と仕上げて下さった青史堂印刷の皆さんにも感謝申し上げます。

(金子 豊貴男)

厚木基地爆音防止期成同盟

五〇周年記念誌

発行日 二〇一〇年一〇月二五日

発行者 厚木基地爆音防止期成同盟

大和市桜森三一五―三

フロント一階

TEL 〇四六(二〇〇)五五〇五

印刷所 (有)青史堂印刷

相模原市南区古淵六一二八―三七

TEL 〇四二(七四八)三九二一